

法名自性院と云福井赤坂自性院にありたるが同寺赤町に轉地せし時失けるにや詳かならず、又公の像は勝家公墓側の像堂に安置す、寺傳に依れば大坂柴田穂翁の家祖は作次郎とて勝家公の妾腹の子なるが、公の歿せられし後彫刻させて當寺に納めたり、文政元年七月山奥火災に本堂燒失の節此像損じければ胴體のみ修覆せしと、故に御首は古作なり夫より像堂を新築して此に安置せりと(掃部參照)

柴田神社

北莊落城の後其天守跡に小石祠を建て勝家公の靈を祭る、慶長



年 市井福
殿 書文家橋

年 中林甲斐の邸内となり同家にて毎年四月二十四日祭る、天保二年より福井藩より代參を立られ金二百正供せらる、神體は詳かならず、藩命によりて神體を検査したる事あり、其復命に隨に神體拜みたれと言ふことを得ずと、藩主黙して止む、是より一層神祕を嚴にす、明治四十一年大に境内を取擴けて拜殿を改築し、本社は依然老樹蒼鬱、猶暗き處にあり、毎年四月二十四日の祭日には必ず社鴉來つて啼く世之を奇瑞とす

秀吉陣取跡

愛宕山今云足羽山絶頂に天覽池あり、其上より北莊城を見下す處なり、古書にある陣取山是也、前田又左衛門秀吉の先導を爲して北莊に

入り石橋(今云九十九橋)を渡らずして愛宕山に上りて此所に陣取す、云云石場中次久左衛門の家を本陣とせしが戸圍無かりければ足羽神社の原を取來りて之に代り、其原の一部同社額殿に在り、山奥村専隆寺は焚出を命せられ當時の茶釜今猶保存す

北莊城跡及神苑

柴田神社の傍に石垣あり是北莊城の一部にして本城外部の區劃は詳かならず、其石垣の上に柴田公の碑を建て、明治四十年十月更に柴田神社の神苑を設け又舟橋の鐵鎖の一部及び北莊大橋の石柱とを苑内に置き、永世保存し、公が當國に盡されし偉績の片形を此に留む

柴田石

福井幸橋の東北元城塚際に巨石あり、是は勝家公が賤ヶ嶽より歸城の時腰掛られし遺跡として人之に近ずかさりしが移して足羽山の戊辰戦士碑の臺石とす、又足羽上町正玄紙店の前に突出せる石あり、勝家公が入國の時此石に腰を掛けて軍勢を揃へたり、又所の者に謁見されし遺蹟とも云、明和二年の大火に此石破損し僅に一部を残せるを維新の際故あつて取毀ちたり

九十九橋

福井足羽川に架す、大橋又米橋と云、後九十九橋と改む、長さ八十八間、内四十七間板四十一間石を以て造り、岸一丈二人水五尺北莊大橋はなり、間數八十八を米と云故に「歸雁肥」に米橋と云へり、源氏に百に足はぬ九十九と云より九十九橋の優美の名稱起れり(五尺五寸一步一厘にて九十九間あると或書に記せるは僻説なり「東遊記」に石と木と續合ひるは珍しき橋也と賞し、蓮二房は「七夕や地にあらば此つくも橋」と吟じ「橋競」に福井掛合橋

として日本第二の名橋とす、勝家公治國の時始て此橋を築す、天正以前にも橋ありたるを勝家公粗製の小橋を廢し石と木を以て造る故大橋と號す、後七十餘年架替の事知がたし、慶安二年本多内藏助請て其事を管す

舟橋 吉田郡九頭龍川に架す、舟四十八艘川幅百一間岸一丈五寸水一丈三尺〔繪圖記〕天正六年柴田勝家公此川の舟渡なりしを不便とし、樅坂切開の時各村に人夫を出さしめしが浦々は海上漁業者の迷惑なるを察し、其代として舟を課せしめ之に鐵鎖を繋ぎて水上とし、藤を繋ぎて水下とし、舟の前後を連結し中央敷板を渡す、水の高下に隨ひ艇艇の如し、舟にはイロハ番を附し被損せし時は其浦に繕はしむ、若舟流失せし時は拾たる者に舟一艘二百文敷板百文桁五十文の賞を與ふ、當初福岡七右衛門橋奉行とす、丹羽長秀時代には下條勘七彌秀政の時は北島七右衛門川村彌兵衛青木秀以の時は四王天又兵衛秀康公時代同じく四王天子孫之を監せり〔越前名蹟考〕

〔稱名寺文書〕 黒目村稱名寺佐佐木寛氏所藏

今度下間筑後法橋被討捕、忠節之段無比類候、然者其門徒歸參人等、不可有別儀之狀、如件

天正三年十月十八日

修理亮勝家 花押

今度下間筑後法橋被討捕、忠節無比類に付而、其方門徒歸參人之儀可有御進退之旨、勝家折紙を被進候、再黒目米納津野中下野此四ヶ村之者共、腰刀武器等致

用意彌可、忠節旨被申出候條、被成其心得可被申付者也、仍如件

天正三年十月十八日

柴田源左衛門勝定 花押

稱名寺 床、下

〔越藩古書留〕 高本

當渡船之事如有來申付上者、諸役以下令免許者也

天正十一四月廿四日

筑前寺 秀吉 花押

あこ大渡船頭中

御朱印覺書

一此朱印之儀は、天正十一年未四月二十四日、柴田勝家公落城之節、太閤様并前田美作守、越前福井庄愛宕山天覽池御陣取被遊候時、毛矢河戸に而、御使番舟越被爲成候節、私共所持之舟にて御用相勤候節、御褒美有之、御朱印被下置、永々諸役免許被仰付候、御朱印に御座候、右御朱印 御先代様御高覽有之、殊に貞享二年丑五月九日、松平兵部大輔(吉品)様一光山へ御通被遊候節、當所之御印可被爲成旨被仰付候故、金屋村路邊に、年寄共御印を持罷候處、早速御披見被遊、松平勝兵衛殿八木平六殿御取次に、御前より以後彌重寶に可仕旨御意之由、其上爲御褒美、鳥目被下置旨被仰付、則御鳥見、牛田嘉兵衛御取次に、鳥目壹頁文頂戴仕候也、

貞享二年丑五月九日

安居小波村

〔柴田退治記〕

「前略」勝家者、近習百餘騎馳歸北莊居城也、秀吉同二十一日至越前府中、前田又左衛門尉徳山五兵衛尉不破河内守等所踐城致降、一々雖可攻殺、先爲可打、果勝家救免之同二十三日渡名間大河、押寄北莊城、彼城郭勝家累季相拊、爲定番入置兵三千餘人、處也、於柳瀬表、時殘輩追迫於懸入者、可得力間不移、時刻可攻亡、總擗即時乘破、隔城懸十間十五間、取卷成、夜詰城中見之、踏卒分此彼防之、然從城內懸望、秀吉昵近古老之英雄評議而云、助勝家之命可被、相隨旨雖爲諫池邊放毒、庭前如養、虎首威于急、萬速之攻勝家不及力入、天守呼雙年來所賴股肱臣八十餘人、勝家運命明日相突、今夜及曙成酒宴遊興、可惜餘波勝家取、一族一家次第々酌流、亂合入途中、飲思指珍肴珍菜如山前、置後者始上臘姬公、至局局女房達老婆老公不憚上中下、若妓女取酌一曲之歌、五段舞終返々々既醉表暫難成樂之聲、裡終悲之意不休、流陽駭動地來、驚破霓裳羽衣曲、四面楚歌聲見之聞之、設妃干股恨、庚子數行淚何異之、及夜深更之間止酒、諸士退散、勝家夫婦入深圍、夜半私語、歲北相馴無思、所唯願雙雙即枕、望萬春之盟、重碧翠金加千秋喜成、風前灯日影霜不待明日之晚、而所緣多殊更秀吉者、至相公后孫憐慈無不相親者、明朝敵陣按內落給有何妨乎、同其儀給、隨打語可送、屆由小谷御方不聞致泣、詢一樹陰、一河流依他生、緣况我多至哭乎、冥途黃泉野末從、雖爲女人意不可劣、男子諸共自害、同相對運、盡事所希也、其後成昔語、閑然而少、眞眼程半

天明杜鵑音信(下略)

(卷末) 于時天正十一年十一月吉辰 大田(村)由己謹誌之

丹羽長秀

從五位下丹羽五郎左衛門尉長秀公は北莊城主なり、天文四年乙未尾張國丹羽郡兒玉に生れ、幼名萬千代、後五郎左衛門尉と稱す、父は丹羽修理亮長政、母能呂氏の女、長秀十五歳甫て織田織田信長に仕へ、同家の養女織田大駒を妻とす、長秀性英才秀逸にして將帥の大器あり、永祿十一年八月廿五日佐久間盛政木下秀吉等と會し、佐々木承禎征伐の軍謀を議す、九月信長に従て軍を江州に發し、箕作城を攻て拔く、佐々木觀音寺城に逃る、尋て同城陥る、江州十八城を下す、十二年八月勢州に發向す、廿八日大河内城を攻む、城將大宮兵部大輔の老父含忍齋城を出て降る、元龜元年四月命を受けて泉州堺に往て名器古畫を尋求て歸洛す、又明智光秀と共に若州に往き、武藤上野介が質を求め、其母を質として携へ歸る、六月江州に兵を率て横山城に備ふ、十八日長政及朝倉義景と江州姉川に對陣、廿七月命を奉じて百々屋敷に砦を構て佐和山に備ふ、時に佐々木が兵四方に起て襲來る、長秀拒戰して敵

江州の十八城を下り

民の愁苦を問ふ

木枯の茶壺
安土城の速成經營

珠光の茶碗
惟住を氏とす

首千餘級を得、十月秀吉と共に師を帥て志賀に赴き織田の勢を助く、二年長秀江州佐和山の城に封せらるる且采邑五萬貫の地を増加せらる、江北の將士之に屬す、八月諸將と新村城を攻て之を抜き斬獲する所の首六百七十餘、城將小川孫一郎出て降る、尾州に往て民間の愁苦を問ひ無告の訴を聽きて能其理非を裁決し事畢て岐阜に歸る、天正元年四月命を受けて柴田佐久間と共に江州鎗江城を攻む、八月十八日先鋒となり進て朝倉義景を討つ、衆に先して城中へ攻む、織田其戰功を賞し木枯の茶壺を賜ふ、三年五月廿一日武田勝頼が兵と長篠に戰ふ、八月十四日信長に從て越前に朝倉孫三郎宗景を討つ、餘黨四年正月信長江州安土に城郭を築て自ら居らんと欲す、長秀に之を監せしむ、不日にして經營成る、二月廿三日信長此に遷る、八月に至て成功す、是より先命を受けて佐々木に説て此地を獻せしむ、依て前後の功勞を賞し珠光茶碗駿馬二疋を賜はる、命に依て氏を惟住と改む、五年二月信忠に從て紀州雜賀の一揆を討つ、三月鈴木孫一の居城を攻て之を降す、八月上杉謙信能州七尾を攻む、長連龍安土に來て後援を請ふ、因て長秀及び諸將を加州に赴かしむ、同國水島に至る時城已に陥る、六年十一月信長に從て軍を攝州に出し、荒木攝津守村重を討つ、七年九月十六日駿馬二蹄を賜ふ、伊丹在陣の戰功

明智光秀を討んと森口に至る

若狹及江州の三郡を領す

秀吉の足を踏む

あるに依てなり、十一月瀧川蜂屋と俱に旨を受けて伊丹城兵の妻子を尼崎七本松に磔にす、九年六月良馬二匹を賜ふ、十年三月信長と軍を出し武田信頼を討つ、武田家族滅す、六月明智光秀信長を本能寺に弑す、長秀時に大阪に在り之を聞き駭きて急を信孝に告げ、直に馬を馳て森口に至る、織田家既に傷害すと聞き憤激悲歎大阪に還る、時に織田信澄光秀が婿たるを以て志を通じ信孝を殺さんと謀る、密かに告る者あり、依て信澄を千貫櫓に圍む、信澄自殺す、家士上田佐太郎年十其首を得て還る、信孝の兵士逃散僅に八十餘騎、故に信孝を大阪の本城に遷して守護し且兵を帥て伊丹の徒を誅戮し首を路上に梟して大阪に歸る、十三日秀吉等の諸將と俱に光秀を山崎に討つ、光秀里民に殺さる、七月朔日柴田羽柴池田瀧川等を併領す、因て坂本城に徙り居る、諸將其主を定む勝家は信孝を立んとし秀吉は三法師を立んとす、諸將多く秀吉に賛す勝家とす、天下喉襟の要城とて辭して長秀に附與せ、其後信雄信孝以下諸將各血を瀝て志を一にして幼君を輔翼せんとを盟ふ、時に宴を設く、勝家が黨秀吉を殺んととの風説あり、長秀之を聞て秀吉と席を並て臥し秀吉の足を踏む、秀吉覺り伴り起て厠にゆくに粧ひて夜長濱に歸る、翌二日政事を議す、勝家長秀に謂て曰く、秀

長秀の忠
誠信義

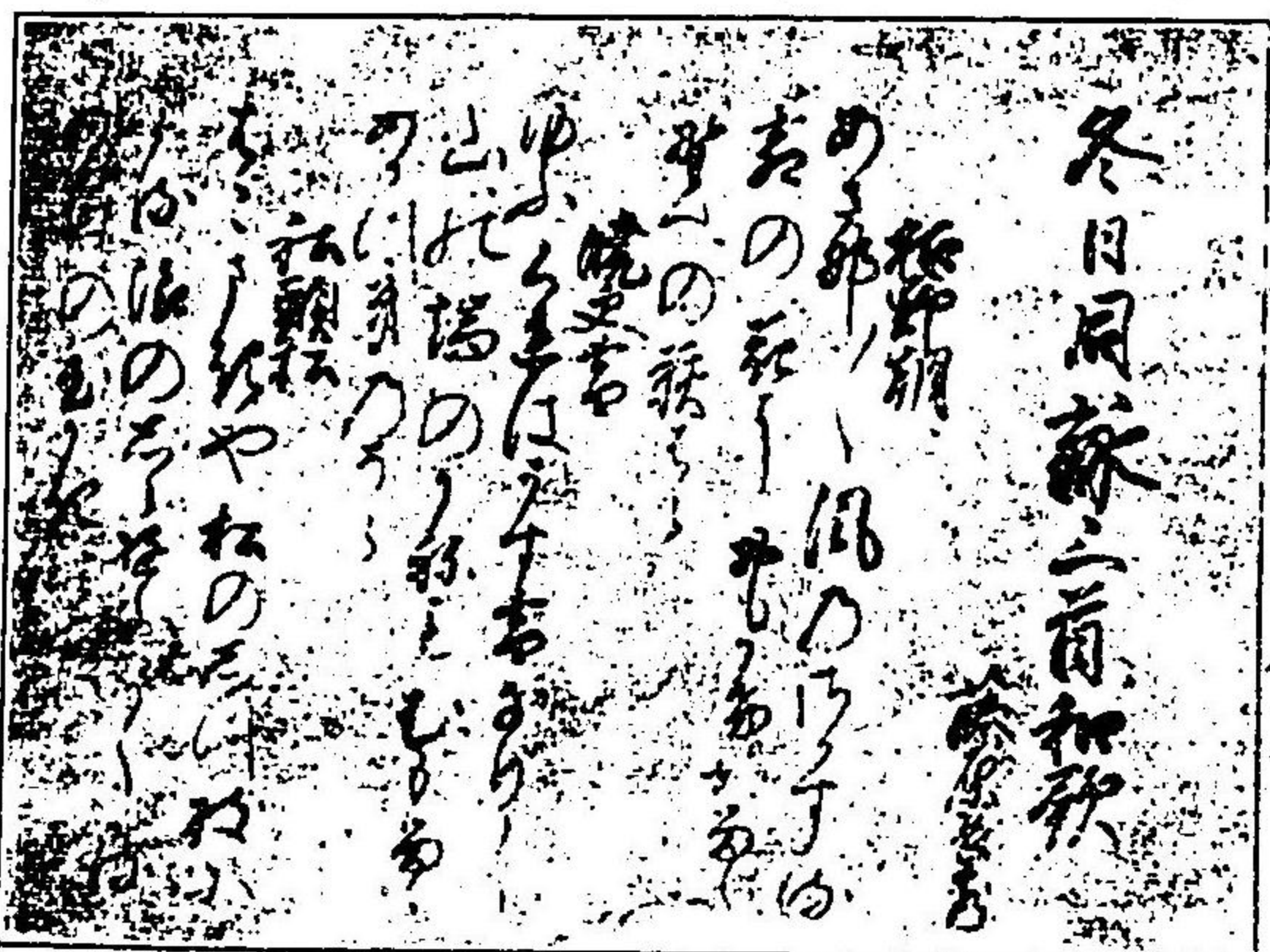
吉長濱を奪れたるを啣み此に會せざるやと、長秀云ふ、長濱城久しく修葺せず故に早く歸て洒掃して足下に與へんといへりと答ふ、後秀吉威權日々重く遠近風を望んで服す、是逆臣を誅し亡君の英靈を修したるが故なりと云、勝家信孝に白して曰く、惟住長秀は忠誠信義の人、大事を托するに足れり、之を招かば秀吉恐るに足らずと、信孝因て瀧川一益と議し、三宅中記を遣し告るに前事を以てす、長秀曰く其言理あるに似たり、然れども秀吉若君を輔佐するを以て嫌ふことをせば、若君を岐阜へ遷し宗戚故臣志を一にして是を輔佐し玉は、誰か敢て其命に背かんやと、勝家屢盟書を寄て之を請ふといへども遂に應ずるの答辭なかりし、長秀親臣に語て曰く、當時武勇を以て論ぜば勝家に優るものなし、勝家は織田の舊老は一なり、武勇倫を離る是二なり、越前に居て前田原不破等の豪傑之に屬す是三なり、甥佐久間玄蕃同久右衛門柴田三左衛門柴田源六皆勇猛の士なり是四、誰か勝家と衡を争はんや、然れども信孝及び勝家一益等が行跡を見るに勇に長ぜるのみにして其餘に服す可きの點なし、秀吉の勇武勝家に及ばずと雖も江北淺井父子を敵として速に勝利を得、播州強敵の間に介りて一舉して成服の功を遂げ、降るを容れ従ふて懷て人を殺すを嗜まず、英材古今に獨歩して勇雄兼全す惜

秀吉と勝
家を評す

天心の向
ふ所

い哉奢侈に誇り以て國家を知るの本意とす、惟任光秀の亂を作すや、信長の連枝恩遇の功臣多しと雖も、秀吉首として義旗を揚げずんば誰か速に亡君泉下の怨恨を報ずる事を得んや、且其盟書を立るや義に當れり、秀吉の爲る所は衆の歸する所、衆の歸する所は則ち天の與する所也、天下遂に彼の掌中に入ん歟、我天心の向ふ所に従んのみと、老臣戸田半右衛門高木左吉坂井與右衛門此言を聞きて歎服す、勝家の軍謀愈決す、されど北國は雪深くして兵を出すこと能はず、一益と謀つて偽て和を乞ひ其怠惰に乗せんと欲す、前田利家不破彦三金森五郎八柴田伊賀守旨を秀吉に傳て交和を請ふ、秀吉悦んで曰く、勝家は元臣なり、我何ぞ其命に違はんやと、情意懇々四使を饗す、即盟書を請ふ、秀吉曰く、諾、丹羽長秀池田勝入等と相議し宿老等と一同に誓言をなさんと、四使悦び歸つて勝家に告ぐ、十一月秀吉長濱に出發し濃州を侵略す、長秀兵を出して之を助く、將に岐阜城を攻んとす、信孝長秀によりて和を請ふ、秀吉許諾す、十一年三月長秀北國の敵軍江北に出張すと聞き溝口秀勝村上頼勝をして三千の兵を率ひて敦賀表に備へ、且長子鍋丸に七千餘兵に將として鹽津海津口に備へしむ、長秀坂本の城に在て江北を鎮す、四月廿日師を帥て坂本を發し志津嶽城に入る、翌日佐久間兄弟夜中に軍を退く

と聞き兵を本道に進む、大に其兵と戦ふ、枝蔓に金の短冊の馬印を振り衆を磨き
て督勵す、佐久間が兵悉く潰ゆ、勝家兵を引て北莊に退く、廿三日其城を攻め廿四



子爵丹羽長徳氏藏

日城遂に陥る五月朔日長秀秀吉と北莊に
來り會す、越前一國加州能美江沼二郡を長
秀の領國とす、若州如し是に於て長秀坂本
城より越前北莊城に徙り居る、長子をして
南條郡府中城に遷し家臣を分て封内諸城
を成らしむ、北陸道惣追補使と號し北國の
諸城主各幣を執て旗下に屬す、十二年正月
前田利家使者岡島備中北莊に來て太刀馬
代を以て歳首の賀儀を陳ぶ、北國の諸城主
各此禮に従ふ、時に秀吉織田信雄と隙あり、
遂に尾州小牧に戰ふ、長秀八千餘兵を帥て

尾州小松寺山の城を守りて之を援く、瀧川一益北莊に來り屬す、八月長秀村上頼
勝溝口秀勝をして三千餘兵を發して能州末森城を救はしむ、末森は前田家臣奥

村助右衛門之を守る、佐々成政之を圍む、天正十三年四月十六日長秀疾て北莊に
逝去す、年五十一、北莊の總光禪寺に葬る、導師は同寺開山日昇好大和尚法諡を總
光寺殿前越州大守大隣宗徳大居士と號す
長秀公墓福井市若松町にあり、東向の寶篋形、長秀公肖像、同相生町本門法華宗
石墓なり、表面法諡及歿年を彫りたり
本堅幅にして上に題目を書す、本能寺日行の筆也、寺傳に云公の二
子丹羽備中守長正、法華宗を信仰すと故に長正の墓同寺内にあり

〔長秀年譜〕

四月病日々勝れず、醫療盡すと雖も其効なく、危急に至る、同十四日世子長重
へ遺言有て亦連枝重臣を枕席へ召し出し、長重年若輔佐の事、且死後は内府
秀吉の下知を守り國家を治むべし、卿も別心喪裏の私を存問敷、謹て秀吉に
忠貞を盡し、汝等厚く輔弼すべき旨悉く遺言有つて長東正家を以て内府秀
吉公へ幼子長重の事頼置、遺言原稿を自好て書しめ其文に
煩之儀に付而、度々被仰下候趣、承届候、先書に如申上候、煩終に驗も無之に付
て罷上り候事致遠慮候、殊に五三日以前者、此頃可罷上と申上候得共、二三日
いよ／＼おもり枕もいさゝかあからす候條、猶五三日見合、路次にて相果に
して可罷上と存候、縦北莊に在之而も、今月中相延候は中々在之間敷と存候、
誠日來者自余に相替被懸、御目いか程の國とも被仰付候處、御用にも立候は

て口惜候得共、それもはや不及是非候跡目之儀者、せかれ共井家中者共、杯をも被合御覽、隨其被仰付候て可被下候、此式いかゝに候得共、あらみ藤四郎之脇指大かゝの刀、虎繪進上仕候、我等と思召候様にと存し、委細成田彌左衛門長束藤兵衛可申上候恐惶、

卯月十四日

惟住越前守

長 秀

秀 吉

様 參人々御中

右遺書へ遺物を副成田道徳長束正家兩使を以て即日差登の以後、不旨にて臨逝を得、長秀に六男七女有、内夫人の實腹は世子長重、餘は皆妾腹也、于時天正十三年乙酉四月十六日於于越前州足羽郡北之莊城

〔藩 鑑〕

天正元年越前の大守朝倉左衛門督日下部の義景退治のとき、丹羽長秀先陣として戦功入に太閤秀吉公にまた木下藤吉郎と申せしとき、丹羽五郎左衛門尉長秀と柴田修理亮勝家と二人信長の臣として威猛ある事を羨み、此二人にあやかり武勇の名の秀ん事を思ひ給ひ、丹羽柴田の氏を一字づゝ取て羽柴筑前守と名乗られたるも、長秀勝家武勇の聞え天下に名を知られたるゆゑなり(小松平忠實書)

秀吉羽柴を氏とす

長秀は眼病を煩ひ給ひて、常に眼睛くもりあざやかならずといひ傳ふ、按ずるに長秀平家の侍上總の悪七兵衛景清が帶したるあさ丸といふ太刀を所持せられ是を帶し眼にたゞりありて煩ひ給ひしとなり、景清も後に盲目となりたるより俗説にいへるか、右の太刀を尾州熱田の社に奉納せられて長秀の眼病愈といふ、

〔秀 吉 譜〕

天正十三年四月丹羽五郎園長秀逝、年五十一、長秀平生有積聚之病、甚苦之、至是不勝其病苦、乃引刀自裁、火葬後、灰中掘出積聚未盡、其爲物也大如拳形、如石龜、其味尖曲如鳥刀痕、在背、秀吉見之曰、此是奇物也、醫家當有之物也、即賜竹田法印

奇病の一説

青木秀以

青木紀伊守秀以公は北莊城主にして二十一萬石を領す、始め勘兵衛一矩と稱し、後重治と云ひ、又秀以と改む、父は勘兵衛一董、濃州大野郡楫斐庄に住す、是より先、青木武藏守義季龜若元弘三年三月六條少將忠顯朝臣と同じく恒良親王を奉じて義兵を擧げ、父以秀と共に八幡及び山崎合戦に於て殊功を樹つ、同年五月六波羅を攻め、復其軍に従ふて武勳有り、六月九日給旨を賜はりて、戦功を賞せらる旨

戦季戦功の給旨

國 主

秀吉の従兄弟
湯川直春
秀吉に負

武生寄木長之 康暦二年庚申二月十八日遂に戦死す、一輩は實に其七世の孫たり、
秀以の母は關彌五郎兼員の三女、姉は筑阿彌の室、依て秀吉の従兄弟也、故を以て
殊に秀吉の寵遇を受ること厚く、爰に紀伊國日高郡小松原城主湯川兵部直春、秀
吉の下知に負き、即ち秀吉の命により羽柴秀長尾藤右衛門青木秀以等相隨ひて
其地に進發す、時に天正十三年三月十一日也、湯川戦ひ利あらずして熊野へ退く、
秀以味方の諸將兵三千餘を合し之を追跡して功あり、依て入山城を賜はり秩千
石より進て一萬石となる、同十五年三月秀吉島津義久を伐て之を降し其七月九
州を平定す、秀以其軍に在て所々に戦功ありしかば後播州立石の城主となり、尋
て越前大野城に移封し八萬石を領す、文祿元年三月秀吉の朝鮮に出軍するや、秀
以又兵千人を率ひて肥前名護屋の陣に加はる、同三年越前府中城武生に移り十
萬石を領す、慶長三年にいたり北莊城福井に移り廿一萬石を領す、後關ヶ原合戦
に敦賀の大谷吉隆と共に豊臣秀頼の召に應じ將に出馬せんとするに臨み、偶病
に罹る、前田利長の爲に背後を制せられ、遂に出軍の機を失ふに至る、關ヶ原の役
決するに及びて、利長越前に來り吉田郡鳴鹿川の三ツの瀬を渡りて北莊へ人數
を進めたるに秀以病彌よ危篤に迫りて遂に逝去す、時に慶長五年十月六日也、法

慶長三年
北莊城主
となる

前田利長
孤兒を憐



筆歌和
山眞砂
花文
押書

諡西江院傑山長英居士、利長隣國の親しみを以て嫡子右衛門佐俊矩和善右衛門と云、府中金剛院に墓を存す、俊矩三男一女あり、長女は木村常陸介の室、則ち長門守重成の母なり、次男久矩、福井藩醫田代の家祖、大阪陣に出て勤功あり、三男泰、矩前田利長に仕へ、四男昌、矩庄左衛門と稱し、俊矩の後を嗣ぐ、然れども稟性多病、騎馬に堪へず、空しく老馬伏櫪の嘆を抱きつ、南條郡日野の山麓平吹村に隠棲す、後國主中納言秀康公之を聞召れ、華胄の遺族を惜み慰問を使はされ、更に府中新町に屋鋪を賜はり、爾來酒造を業とし、子孫平吹屋と稱す

〔紀伊文書〕 園村某記

日高郡(紀伊)小松原城主湯川兵部直春と云ふ者、數代此城に居住して秀吉公の下知に應ぜず、此城三方峻岨にして西一方海を抱へたれば、要害堅固の地なり、夫を憑として敢て降參せず、己が館に曳籠、其外殘黨重て一揆を發す、其聞へあるにより、羽柴秀長を魁頭として尾藤甚右衛門青木勘兵衛由定、後紀

伊守と號し日高郡入山の城主なり杉若越後守等を相隨て秀吉公は三月二十一日(天正十二年)紀州表に進發す(中略)其後直春戦利あらずして熊野に落延びしとき青木勘兵衛は味方の諸將と兵三千餘を合して追跡したり(紀州名所圖繪)入山古城跡は入山村の山下にあり青木勘兵衛由定の居城なり山定は文祿十一年三月衣奈浦にて三好氏と戦ひ功あり後豊臣家に仕へて紀伊守と改む(名古屋在陣卷)太閤が遠征の時名古屋に陣せし者七萬千六百七十人にして青木紀伊守は一千人を従ふ

〔足立政定一代記〕 寫本(異説参考)

慶長五年庚子初春の比より世上物忝き様に見へければ如何様天魔の所行もそ出來らんすらんと諸人肝を摧く折節何の濫觴とは石田治部少輔三成が謀にて家康公を亡し奉らんとするなんと隙に聞へ伏見大坂の軍兵共鋒を磨鏃を琢とく色めき渡してぞみへたりける然るに越前國北庄の城主二十萬石守護青木紀伊守は家康公へ一味の所存にぞ有ける爰に足立善一郎政定は先年舍弟大河内平次郎正信入道脱(道無とあれども)大久保庄左衛門尉(阿部四郎と切殺し行衛不知に出奔せしに依りて秀忠公御逆鱗強き故關東を立さり京師邊にありしを紀伊守頻に招き唱て客人の如く待なし置けるが政定越前へ下

家康へ一味の所存

足立秀以が二心無か知る

りてより本名を名のらんことを耻て川口太郎左衛門尉と改名す紀伊守足立を近付て御邊は江戸内大臣家康公御譜代の士重臣の家流にてましますと承れば頼み進らせ度事あり抑も某内府殿へ對し志深く候へ共大敵道に蟠て關東の通路を塞く故書狀をたにも遣得ず其上病氣も頻りに重ければ出馬もなり候はず願くは御邊關東へ忍て下り給ひ某が無二の志の程を内府殿へ達したひ玉へかしとさも慇懃に云りしかは足立畏り承候日數を經候とも山林を凌ぎ下り候へしと答ける紀伊守不斜悦ひ去はたのみ入候へし東に下着し玉はば土方河内守か宿所に着て申上られ候へとそ云ける足立承り候とて山下六郎次後山入道等上下三拾餘人召具し信濃路にかゝり太多の敵國を凌ぎつゝ東の方へ赴きけるに其通りける道すから爰の川彼の關なとにて敵の兵共取合て通す間敷と改むる山下をはしめとして三十餘人の郎等共すはや爰社最後よと太刀のつかを握つて足立の下知を待し事毎日五度十度なき日は更らにあらされ共足立の器量に世に勝れ辯舌はきいたり心は飽迄剛なりしかは或時は打笑いて聲を和らけ又或時は勇氣を發して忿りければ尾を踏れては虎もあそれ鬚を撫られては龍も服し難なく小山に着たりけり則土方河内

家康の感

守米津清右衛門尉を以て青木紀伊守一味の言上として足立善一郎下向仕り候の旨申上る、家康公淺からず御感悦あつて御前へ召出され、數日敵國を凌ぎ大難を抜出て其身恙なく下着すと云事寔に神妙の至り、勝て云んとあるかなり、實父善兵衛養父右馬亮か剛名をも益擧るに似たるべし、汝ならては争たなんと色々恭き御詞を下し給ふ、御褒美として御服五重拜領す、足立御前を罷立、外聞四方にあらわれて土方か許へ歸り、恩賜の物をは河内守に預け置又取て返し越前へ歸國して紀伊守の前に出、本領安堵の御書を進らせたりければ、紀伊守大いに悦て、某本領安堵の事ひとへに御邊の恩賜也と不淺稱美せられける、

〔加賀舊曆譜〕

本記二瑞龍公(利長)の項

慶長五年庚子八月四日細呂木を越へ五日金津の上野に布營し、先軍は五本長崎に至る、斯て藤懸豊前をして北庄の城主青木紀伊守一矩に諭さしむ、異心なき旨を告ぐ、三州志には公再發軍の時九月十六日越丸岡城主細呂木已下青木伊賀守も屬せん事を請ふ、時に石田三成か黨大軍を率て舟にて宮腰浦より金澤を攻取らんと告るあり、此諸書中川武藏守光重書を以聞するにあれども、一書

藤懸豊前
一矩に諭

丹羽長秀公肖像

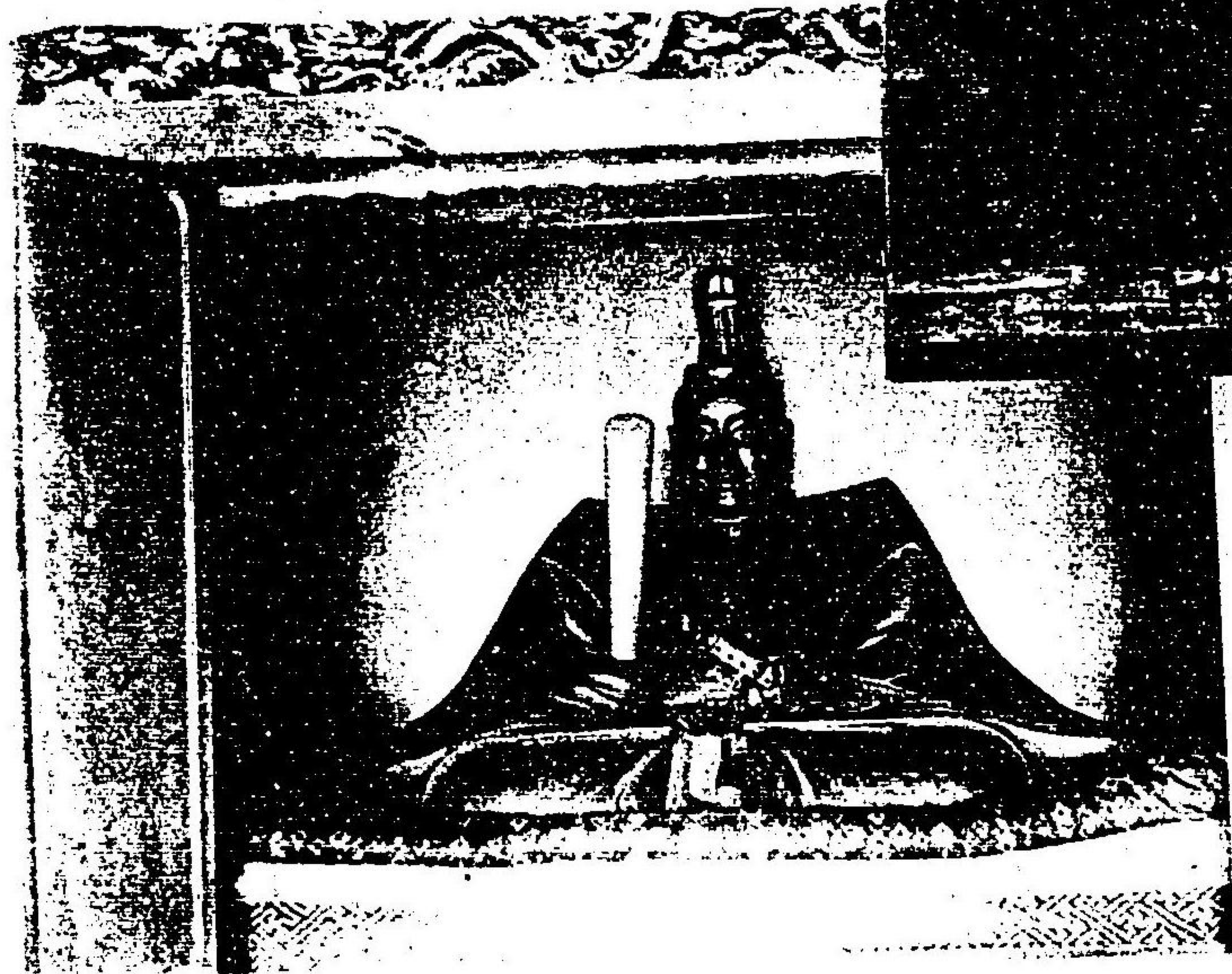
福井市 顯本寺所藏



贈正二位德川秀康公像

福井市

天女山 孝顯寺所藏



きし有べ 因て六日公及利正君俄に大聖寺へ引還さる

徳川秀康

贈正二位權中納言徳川三河守秀康公、本姓は源、徳川氏と稱す、清和天皇二十七日世の孫、徳川家康公の第二子、母は永見氏淡路守吉英の女、天正二年甲戌二月八日、遠江國敷知郡濱松庄宇布見村中村源左衛門正吉の宅に生る、小字は於義丸、家康公故ありて之を見ず、本多作左衛門重次を以て、傳カシマとし、秩服奉養一に其意に任ず、伯兄岡崎三郎信康君毎に之を愛ふ、甫めて三歳、一日家康公岡崎城に入る、信康重次と謀り公をして、園とらを扣たて、父よと喚しむ、是に於て信康公を抱て進て曰く、信康幼弟あり既に三歳、願くば大人慈愛を加へよ、家康公を膝上に安して其強健なるを賞し、來國光の短刀を賜ひ以て戀に重次に託す、公資性英邁にして威望絶倫なり、七年己卯八月岡崎信康君逝く、依て翌八年公立て嫡嗣となる、十年織田信長甲州に入り、歸路駿遠を經四月信長に遠州に謁す時に九歳、信長大に公の人と爲り才智器量殊に勝れたるを感賞す、十二年織田信雄豊臣秀吉と隙あり、信雄援兵を請ふ、家康輒ち秀吉と小牧長久手に戰て之に克つ、十二月秀吉信雄と親和し、勢州矢

於義丸三
歳甫て父
君に見ゆ

羽柴秀康
と號す

於磯丸
守と改む

母君豊臣
信の流言を

豊臣島津
義久を征す

田河原に會盟す、亦盟を家康に請ふ、聽されず、信雄屢秀吉の爲に請ふ、止むことを得ずして之を許す、秀吉大に喜び公を養ふて子とす、十二月下旬公京都に往く、石川勝千代伯耆守數正本多仙千代重次子後飛騨守之に従ふ、秀吉公に諱字を授く、是に於て羽柴秀康と號す、十三年七月十一日秀吉關白に任ず、列國諸侯亦皆官爵を受く、公時に十二歳、始て元服を加へ、從四位下に叙し、左近衛權少將に任ず、於養丸を改て參河守と稱す、十四年秀吉人を遣し家康に上京を勸む、聽さず、是に於て其妹朝日姫を送つて家康に妻はす、尙未だ之かず、秀吉人をして流言せしめて曰く、家康公若し上洛せずんば養君の身夫危からんと、家康之を聞て曰く吾素より子を以て質とせず、渠養ふて子と爲すのみ、然して其養子を殺さば則渠の不慈也、吾何ぞ與からんと、長勝君氏公の母永見浮説を信じ大に驚きて大阪に出奔す、村田意竹之に従ふ意竹勢州の人本多重次も亦其子仙千代を欺き歸らしむ、是に於て重次の甥源四郎富正大阪に往き公に仕ふ、九月秀吉其母大應を岡崎に送り以て質とす、家康京に入て大坂に之く、後東西始て安堵す、十五年秀吉兵を九州に出し島津義久を征す、公蒲生飛騨守氏郷羽柴筑前守利家佐々陸奥守成政水野下野守忠重等諸將と兵を帥ひ筑前に向ひ、進んで岩石城を圍む、城主熊井備中防戦す、氏

昭城の嘆

後陽成天皇
行幸

寄松祝の
歌

關白の園
士を斬る

結城晴朝
の養子と爲る

郷利長親ら指揮奮戦し城遂に陥る、九州の諸城風を望て降る、義久亦和を請ふ、州既に平ぐ、越更夜話云く此時公上將たり、諸將進み攻む、公山の半腹に至り、城の將公に謂て曰く、城の速に救るは上將の兵威に依てな十六年四月十四日秀吉の聚樂第に行幸あり、秀吉鳳釐の後に隨ふ、公亦加賀少將前田利家穴津侍從織田秀信金吾侍從羽柴秀秋等と馬に御して從ふ、行粧最も美なり、既にして日夜群臣を宴す、遊遊一ならず、十六日歌會あり、寄松祝を題とす、群臣各之を詠ず、公亦詠じて云、玉を磨く砌の松は幾千年君の榮へんためしなるらん、停留四日にして十八日還幸す、十七年秀吉伏見に在り、一日馬園に於て公馬を馳す、秀吉の園士公と相駢んで磔控頗ぶる狼藉なり、公馬上に之れを斬り馳て自若たり、秀吉大に公の輕捷に感ず、十八年東總の結城晴朝左衛門督、世下總領、其臣多賀谷安藝を遣して秀吉に請ふて曰く、吾今半白を踰へて未だ男子なし、唯一女あり、願くは貴族を得て吾家を繼しめ女をして箕箒を執らしめんと、秀吉曰く結城は東州の貴族常人敢て當らずと遂に公を許す、安藝復命す、結城大に悦ぶ、三月秀吉兵を東國に出し以て相州北條氏政を討つ時に、公之に従ふ、七月十一日城を抜く、八月十六日秀吉公を遣し結城に入らしむ、多賀谷安藝來迎し結城侯親から門内に迎ふ、女を以て

閉政實を討つ

結城宰相秀朝と改む

忠直公生る

忠昌公生る

之に娶はし六日國を公に讓る、九月秀吉結城に至り留ること三日、又師を帥ゐて奥州に至り、葛西の賊帥九閉修理亮政實を討つ、今年公參議に任ず、是より結城宰相と稱し、諱を秀朝と改む、文祿元年秀吉兵を遣はして朝鮮を征す、公兵一千五百を率ゐて肥前名護屋に屯す、秀吉の命に依てなり、四年六月十日忠直公大坂に生る、母は中川氏頃年國家多事諸侯大に困む、公亦厨用乏しかりしかば、結城の舊臣等爲す所を知らず、本多富正命を奉じて結城に歸り、有司に勘がへ舊識に計り、又父老を會し以て、山林の竹木を伐り之を判金十枚に加へ七千五百金を得て伏見に餽る、是より富正累りに登用せらる富正秩百五十石此時加増、慶長二年十二月十四日忠昌公大坂に生る、母は中川氏三年八月十八日豊臣秀吉伏見の城に薨す、加賀大納言利家の宅に於て秀吉の遺物を頒つ、公卿大夫以下秀吉の爲めに名を知らるゝ者皆之を受く、公は則重の刀を受けたり、四年石田治部少輔三成兵權の家康に歸するを妬み不軌ひだつを計りて事發覺す、加藤主計頭清正福島左衛門太夫正則長岡越中守忠興淺野左京太夫幸長黒田甲斐守長政等十餘將家康に訴へて曰く、三成は姦佞讒諛の徒、故關白の寵に誇り一時に跋扈し傍ら人なきが如し、まかのみならず我輩海外の劬勞を蔑如す、請ふ今之を誅せんと、三成は秀吉の寵臣な

土屋左馬介公に代りて三成を送る

刺客家康を謀らんとす

るが故に之を殺すを肯ぜず、三成身を容るゝに所なく、家康に就いて哀を請ふ、依て憐みて其罪を赦し、佐和山に蟄居せしむ、然れども流言區々或は謂ふ諸將道路に待つと、三成懼れて往かず、家康公をして之を佐和山に送らしむ、堀尾帶刀吉晴相與に之を送る、公殊に勇悍なる士を撰みて假に輕卒として従はしむ、既にして勢多橋に至り恩を謝して將に別れんとす、公曰く吾命を奉じて子を城下に送る、今此より歸らば即ち命に逆ふなり、三成曰く是より舟に上らば直に城下に至るべし、湖上は敵地に非れば亦懼るゝ所なし、公去らずんば我歸らじと、公止むことを得ず、土屋左馬助昌春を遣はして之を送らしめ、吉晴と共に歸りて復命す、時に三月七日なり、三成佐和山に歸り大に昌春を饗し、正宗の刀を以て之に示して曰く、今之を卿に附す、若し公取て佩刀とせられなば吾大幸なりと、昌春歸つて之を獻ず、九月七日家康重陽の賀の爲めに大坂に之く、公伏見城に留守たり、九日伊奈圖書單騎歸つて曰く、城中刺客あり、家康を謀らんとす、故に城外喧囂せり、公宜しく留つて城を守り、諸士をして悉く大坂に至らしむべしと、公是に於て諸士に命じて大坂に赴かしむ、逆徒の計成らずして止む、是歲列國諸侯各其の國に歸る、蓋連年兵革止まず、將士外に勞し、百姓内に困しむ、故に斯命を下すなり、東奥會津の

上杉景勝
反す

家康の軍
に次す
下野小山

宇都宮に
軍す

石田三成
反す

本多正信
秀康公と
む
軍隨を勤

上杉中納言景勝封に就きし後、壘を高ふし溝を深ふし四方亡命の士を招き兵を練るを以て事とす。家康間士を遣はし之を偵察せしむ。反狀頗る發す。五年春家康伊奈圖書を會津に遣し、公結城に歸る。六月十六日家康伏見に歸る。鳥居彦右衛門元忠を以て伏見留守として、十八日伏見を發し江戸に歸る。十九日秀忠公の軍江戸を出づ。榊原式部大輔康政先鋒たり。二十一日家康江戸を發す。上方の諸將家康に左袒する者亦來り加はる。二十四日其軍下野小山に次す。秀忠氏家原に在り。公宇都宮に軍す。是夜三日云二十上方羽檄を飛して云ふ。石田三成兵を江州に起し安藝黃門輝元備前黃門秀家筑前黃門秀秋岐阜黃門秀信鳥津兵庫頭義弘増田右衛尉長盛東大藏正家等之に與し、中國西州響の如く應じ伏見を屠り大津を拔き、鳥居松平内藤等力戰して死し其鋒當る可からず。出て勢濃の交に軍し、若りに諸壘を下し神君の後を撃たんとすと。今夜家康諸將を會議す。福島正則曰く須く返を以て之を措く事を肯んせず。本多佐渡守正信曰く是天下の大事輕しく謀るべからず。宜くこれを結城君に議すべしと。家康之を可とす。公至る正信私かに公に謂て曰く天下の安危此舉に在り。熟察して以て之を謀られよと。家康告るに上方

正信手を
拍て公の
智勇を感
ず
家康甲冑
佩刀を授
く

の事を以てす。公曰く會津強しと雖も其勢ひ小なり。上方弱しと雖も其勢ひ會津に十倍す。其大なる者を取らば則景勝孤立する事能はず。手を拱して自滅亡を待つ可し。今先江戸に歸り西征し玉へ吾請ふ先鋒たらんと。家康曰く子が言誠に當れり。然りと雖も景勝吾邑を掠めず關東の百姓作業に安んずるに非んば子が謀ごと用ひ難し。且夫上杉は關東の故家にして主は兵法に精しく士は戰陣に熟せり。若し子此に屯し景勝をして兵を動かす事なからしめば即ち吾東を顧みずして速に上方を征せんと。公先鋒を欲せしが故に辭すと雖も許されず。公曰く然らば大人愛る勿れ不肖と雖も吾大將の號を蒙り以て景勝に當らん。正信傍に在り手を拍て歎じて曰く善哉公の言智と勇とを具へて且昇平の功を含めり。君公幸ありと謂ふべしと。家康公の言を嘉して涙を流し。甲冑及び佩刀稻葉を公に授けて曰く吾が蚤歳より之を被て未だ嘗て敗を取らず。今之を子に附すと。兵を引いて西し古川より舟に上り江戸に歸る。公留つて小山に營す。九月朔家康江戸を發す。始め小山を發してより信を公に通ずる事日々三次。人其故を知らず。時に公の母長照君大坂に在り。公村田傳右衛門近氏を遣はし之を省せしむ。近氏は伊勢のり嘗て君豊臣の計略を信じ公と死を一にせんことと欲し。潜かに大坂に奔る時

村田近氏
略大坂
城に入る

山口武清
上杉の急
許に赴く

上杉景勝
に一戦を
促す

伊達政宗
の騎目を
看破す

に意竹従へり、故に今亦其子を遣す、近氏大坂に至れば城門出入を禁ぜり、是に於て近氏伊勢神祇職に擬粧して入ることを得たり、後公其功大なりとして秩五百石を賜ひ之を寵遇す、山口軍兵衛武清上州の人、戈を荷ふて會津に赴く、公の士之を沮む、武清曰く吾上杉氏の恩を受く者故に今其急に走る、一匹夫會津を強くするに足らず、希くは微志を憐みて路を借せと、公之を聞て曰く義士なり、勇にして恩を知れり、他日若祿仕を欲せば必我に歸せよと遂に赦して往かしむ、後來つて藩に仕ふ、秩八百石を賜ふて馬廻とす、公時々酒肉を賜ふて軍士を勞し、兵を練り將を勵まし、或は數百騎を従へて那須太田原を巡察す、一日公蘆野に至る、時に上杉景勝白河に在り、公使を遣はして曰く此頃内府父子家康時内大兵を引て西撃し、吾留つて小山に營す、士卒寂寞徒に日を消す、聞説く足下白河に在りと、若し足下兵を出さば則吾亦快く一戦せん、景勝曰く貴价を勞するを俟たず吾も亦一戦を欲せり、然れども吾家法として虚を伺て撃つを許さず、故に足下の意に應ずること能はずと、是役伊達政宗城主忠を家康に盡さんと欲し、屢戦ふ、一日岡野左内と福島に戦て馬上に傷く、公に謁し、劍を示して曰く、劍を病むこと斯の如く馬を下ること能はず、前に遣す所の書は他筆を以てする者請ふ之を察せよ、其後公

石田三成
敗す

關原役の
捷報

眞田昌幸
四軍に應

景勝和を
請ふ

侍臣に謂つて曰く、政宗劍を受ること淺く之を病む事重し、是其勞を示さんと欲するなりと、十五日家康濃州せせがら關原に於て大に戦て之に克ち、石田三成、小西行長、安國寺惠瓊等を擒にす、時に公の歩士眞崎作兵衛山名與次兵衛各首を獲たり、家康之を見其功を賞し、且つ謂て曰く、汝等速に關東に歸て此捷を告んや、二士云ふ吾公日夜西顧して此捷の至るを待玉ふべし、吾輩既に勞れて疾行すること能はず、希くば別に使を遣して之を告げよ、家康其言を可とし、羽檄を飛して手書して曰く

今度濃州表合戦勝を得候事偏に其方奥州筋手強被押關東靜謐の故に候一世之大慶不過之存候

公書を披いて大に歡び、其文意の懇なるを以て涕泣す、家康行々石田の餘黨を撃ち、草津に至る、諸侯降を請ふ者あり、遁れて歸る者あり、始め將軍兵三萬八千を率て東山道より濃州に至る、將に家康の軍に會せんとす、眞田安藝守昌幸上田城に據て西軍に應ず、將軍之を攻て未だ下らず、既にして關原の急を聞き、將軍單騎之に赴く、然れども敵軍既に敗れ家康西せり、即ち此驛に至て家康に謁す、家康進んで伏見に入る、公師を江都に班す、景勝公に就て和を請ふが故なり、公亦伏見に至

八朔綿

結城晴朝
北莊に來

結城の寺
院北莊に
移る

鳥羽野を
開て街道
とす

至る、是月下旬公北莊愛宕山今云足に登る、時に藩中の豪商巨賈等臂綿若干屯暨
 錢若干貫を獻じ以て仁政の辱きを謝す、公之を嘉して錢を還し綿を納れ之を諸
 士に頒つ、後年に至りても八月朔毎に綿及苧を獻じ之を諸士に賜ふを例としハ
 朔綿と云ふ按に臂綿香蒲の物を其品とす、是月結城晴朝公側堂及び公の小君を
 携へ臣僚を從へて藩に至り、暫く足羽郡片糟邑に逗る、公爲に第を漆ヶ淵の上に
 造る五千石を割て厨料に充つ、孝顯寺曹洞宗結城菩提所不動院眞言宗所乘國寺安穩寺共
 洞妙國寺日蓮等結城より移り各寺地を賜ふ、孝顯寺に神宮寺町、不動院に平岡山を
 以て鬼門を鎮す、平岡も亦城の鬼門なり、故に之に居らしむ又乘國寺に勝見、安穩寺に寺町、
 妙國寺に寺町を賜ふ、妙國寺の僧日然善く談話す、公毎に召見る僧老て路遠きを以て後に
 寺地を賜ふ、渡邊半兵衛大平彌兵衛に命じて鳥羽野を開かして街道とす、是
 より先淺水驛より河端を経て水落に出づ、鳥羽野は其程近しと雖も草木繁茂人
 迹なし、故に之を開いて直道を開く、本多富正之を監す、後各其地に宅地を賜ふ、又
 街道の十八驛を定む、板取今庄湯尾鯖波塩本今宿鯖江水落淺水舟橋長崎金津細
 呂木と云以上は近江より加賀に出る街道なり、山中正田葉原新保二ツ屋以上は
 東近江より今庄驛に會す、則古の街道なり、九月八日秀忠公の次姫加州に入り藩
 を過ぐ、大久保相摸守忠隣青山常陸介忠成之を送り、安藤對馬守重信伊丹喜之助

北莊城を
改築す

公大雲を
城とす

福島正則
來る

康勝鶴殿兵庫頭久志本左馬助等之に従ふ、加州の大神金津岱に來迎ふ奥渡方大
 受取方 前田對馬守 長九郎左衛門 公有司に命じて道路驛邑を監護せしむ、是月
 山常陸介 受取方 長九郎左衛門 公有司に命じて道路驛邑を監護せしむ、是月
 より北莊城を改築す、吉田好寛其事を監す、本城は好寛外城三ノ丸は水無瀬兵庫
 外郭勝見門に至る、及加賀口の關は澁江清兵衛正真繩張す、兵庫は太田安房の
 家士なり、正真甲州の兵法を小幡景憲に受け、後之を片山良庵に傳ふ、是年大に雪
 降る、公長谷部好親を徵し勃然として曰く、前に汝吾に勸めて封を越前に受しむ、
 今にして若し事有て父君家出征せば吾如何にして之に従はん、汝の生國なるを
 以て吾を欺さしかと、好親答る能はずして退く、七年正月朔公諸士の賀を受く、去
 年封に就きしより後列國諸侯或は親ら來り、或は使价を馳て以て賀す、今茲福島
 正則藩に至る、公出て城外に迎ふ之を饗する事甚嚴なり、其談話の次、公の左右に
 戯れて曰く、吾城外の地を賜りて旅館を營まざるばある可らず、公莞爾たり其辭
 し出る時老臣に謂つて曰く、吾公の篤遇に與ること久し他日若し大事あらば吾
 能く左祖せん、必言を食まじと、然れども故關白吉秀の遺命あるを以て豊臣氏頼秀治
 世の際情を徑にすること能はずと、後公之を聞き歎じて曰く、實に慷慨の士なり
 と、尙屢來り訊ふ、後故ありて音信を斷つ川白碑に曰く、路正則の士馬に乗つて白鬼女
 口碑に曰く、路正則見て大に怒る曰く、他國

關吏公の
鳥銃を沮

列入て其の要害を窺ふは罪死に當ると終に自設せしむ其氣象大率此の如し一時城上の
列樹繁茂周密なるを見公に謂つて曰く時既に至れりと厥後來る時適ま加賀口の圍成れ
り左右に謂つて曰く公將に生み此國に終んとす其器是年公江戸に往き封國を謝す
小なる典に事を謀るに足らずと是より音信を絶つと 是年公江戸に往き封國を謝す
道を岐蘇に取り碓水坂に至る關吏公制を以て公の鳥銃を沮む告ぐるに越前相
公を以てすれども吏聽かず曰く台命私するを得ずと公之を聞て大に怒り吾は
是神君の子秀忠公の兄何の公制に關ることこれあらん關吏列侯を以て吾を視
るか抑吾を慢るかと言甚倨れり左右之を兵せんとす吏驚懼惶惶直ちに江戸
に奔りて之を白す家康之を聞て曰く是汝等人を知らざる過ちなり其生命を全
うせるは幸なるのみと既にして公江戸に至り轎に乗て本城に入る將軍自ら玄
關前に迎へて相讓る公曰く將軍の先たるを得んや將軍曰く然らば導を爲さん
と發應美を盡す公未だ邸を造らざるを以て台命して大久保加賀守忠常の宅に
館し公の從士を執政の宅に居らしむ一日公城に登つて蚤く出づ從士未だ至ら
ず老中當番旗本に命じ公に従しむ二の丸に至る時公の士至る凡て公江戸に至
れば吏に命じて驛亭を監せしめ或は將軍放鷹に託して品川に親迎し或は鷹犬
を路頭に遣はし以て羈旅を慰す既に都下に至れば家康秀忠兩公各貴戚執政を
遣はして之を勞す或は一二月或は五七日にして歸る天下の諸侯其威に服せざ

將軍玄關
ふに公を迎

將軍の閉

數萬の動
叫公の一
腕に止む

藩の力士
州の順加
風追の禮
勝と角力

るはなく人以て群侯に傑出せりと爲す關東軍記大成に公江戸に至り談話の次
に將軍問て曰く公の國河津あり 八年正月二十一日封戸を藩中の諸神社寺院に寄附す十
なり異事あり逆流の水是 二日家康公右大臣征夷大將軍に任じ淳和獎學兩院別當に補し氏長者となる是
日公伏見に在りて從三位に叙す袖目金云此時
二十一日家康入洛して拜賀する
參詣に任す 日秀忠京に入る公亦之に従ふ四月二十日公江戸に至る家康之を城上に饗す六月十
江戸に生る稚字竹千代將軍家光公是なり此日家康秀忠を伏見邸に饗す諸侯大
夫衆く至る公力者を撰びて角力せしむ越藩の嵐追手加州の順禮を以て大關と
す順禮は加州侯肥前守利長の士松村惣次郎と稱す始め徳永法印壽昌に仕へ勇力を以
て自負す或時北野千本勳進場に於いて角力する事一七日通計三十三番皆克つ故に
世人之を目して順禮と云ふ聲譽海内に溢れ剛強其右
諸侯の老臣執事列席し群侯の
に出る者なし故に今日の興は稱代の壯觀たるなり 諸侯の老臣執事列席し群侯の
倍從庭上に羅列す左右の力者頻に拜して優劣互に著る既にして追手と順禮角
力す先づ追手勝ち次に順禮勝つ次に雙方の優劣勝負を決するが故に台覽眸を
凝し上下齒を切す良久くして追手勁捷にして順禮を倒す是に於て庭上大喝采
して追手を譽め頗る台前を憚らざるに似たり監吏頻りに制すと雖も已まず時
に公首を回して庭上を視る動叫一時に止む既にして台駕城に歸り賓客亦辭し

築山御前の城跡

公被成候處いつとなく御懐胎被遊候に付、本多作左衛門 權現様へ奉申上候處、築山御前様依御嫉妬御取揚不被成、其上於松様御城内に被成御座候之義難出來相成候に付、作左衛門心配致し、源左衛門へ内談有之、御預可申旨被申聞候間、君之御胤大切に付、源左衛門御預申、天正元酉年十一月廿九日夜に入源左衛門宅へ於松様御供仕、大切に守護有之候處、翌天正二戌年二月八日御平産被遊、御産湯は源左衛門母祐之尼奉掛之直様本多作左衛門へ申遣候處、早々被參若君様御容體奉伺濱松へ被歸、召之趣具に言上仕候處、未御取揚に不相成、無是非源左衛門宅へ御穩便に而被爲入候に付、御衣服其外都而源左衛門奉進之、三ヶ年之間御養育奉申上候間、源左衛門忠節永御忘不被遊旨、於松様每度被遊、御意候、其後御家老中相談を以岡崎三郎様へ被申上候處、早々御引取可被成旨被仰越、天正四年若君様於松様岡崎に御引移、源左衛門夫婦御供仕候、此節初而權現様へ御對願被爲在候、

天満宮御由緒

此御宮者往古濱松御城内に有之候處、權現様御在城之節、中村源左衛門可奉祭之旨被仰付、永祿十二巳年宇布見村源左衛門屋敷内へ御遷座に相成候、然る

武運守護の直書

處 中納言様御誕生被遊候に付、天満宮御社地へ御胞衣奉納候處、右天満宮中納言様御武運守護之御神と可仕旨、權現様台命有之、則御神體御裏に以御直筆爲武運守護御書付被遊候、御書付被遊候、御直跡於今顯然有之候、猶右御宮地手狹に付新規御社地御見立御普請被仰付、御遷座に相成候、是則當時之御宮所に御座候、右御舊社地は御胞衣奉納有之候に付、御胞衣塚と奉號、御塚印梅の木植候様被仰付、於今右御梅有之候、依右 中納言様深御信仰被遊、御胞衣塚之梅の木を以天満宮御神像を奉彫刻御合戦之節者御兜之内へ奉納御生涯御身を不離御信仰被遊、猶御武運長久御子孫御繁昌可奉祈旨、每度源左衛門へ被仰付候、

鏡御前

此御神者 中納言様結城より越前へ御移之節、濱松於御旅館中村源左衛門被召出、於御前日天御刀國吉之御守刀御鏡御書拜領被仰付、先年源左衛門方へ被成御座候御事共御尋被遊、源左衛門忠節之儀は御子孫被御傳、永御忘不被遊旨、冥賀至極難有蒙、上意其上宇布見之里を深く被爲慕、永く御魂を可被爲止旨、上意有之候、依之拜領仕候、御鏡を御璽として中納言様御生魂を奉祭、御前之御

宮と奉祝源左衛門奉仰之罷在候處御神鏡なる故自然鏡御前と申御社號に相成候

右兩御宮御合殿に勸請仕總號天神宮と奉稱有之候處右御由緒 公儀に而茂格別に被思召御社領高四石五斗 大猷院様御以來御代々様御朱印頂戴源左衛門守護罷在候

中村源左衛門

覺書之内

一 黃門様結城に被爲成御座候御時小野田與市郎と申し宇布見郷中村源左衛門方
又被仰下被爲召出越前之被爲召連御知行千石被成下忍之者御預け被爲成此與
市郎遠州に而大權現様度々御合戦第一濱松御入部之節小野田彦右衛門同與市
郎普濟寺にて江守安藝守討取同國小山城御勢被爲遊候節も本多平八郎殿と一
同に壹番に高名仕候此與市郎儀祖父源左衛門甥に而御座候與市郎弟子孫春日
野僧跡申候古き御衆御存可被成候
一 黃門様結城に被爲成御座候御時祓國當番と申出家御歸依僧に御座候越前之被
爲召連御知行被成下候其比之名僧にて御座候由是は拙者母方之伯父にて御座
候

胞衣塚碑

遠州敷知郡濱松庄宇布見村濱松より四方二里餘中村源左衛門宅にて公
誕生以來免許地となり松平春嶽公等其胞衣を埋たる舊地に碑を建らる

是爲癡祖越前國主正三位權中納言淨光源公胞衣塚公諱秀康小字於義丸東照
公第二子以天正二年二月八日生於遠江國敷知郡宇布見村初東照公有側室永
見氏參河人父曰永見貞英爲池鯉鮒神祠官氏有娠東照公命本多重次護視焉重
次託之于中村正吉家既而分娩生公正吉者邑之豪族時爲宇布見和田等五郷代
官子孫相承至今世不墜家聲塚乃在其宅中塚上古梅一樹老幹扶疎相傳爲東照
公手植其家又藏古器數種皆淨光公幼時所愛玩嗚乎公之英略偉勳昭昭垂竹帛
固不俟稱述而如此塚歲月之久恐或湮滅不傳因與同宗議記其來由刻石以示子
後昆云

明治十七年十月五日

正二位勳二等 松平慶永 撰

秀康公より伊達家への書翰

態使札を以申入候去る十七日さお山へ山中より取掛則乘取申候右之手を
田中兵部故責落申候内府ものに而者石川左衛門大夫手柄仕候石田木工父
子治部父同妻子自害仕天守へ火をかけ申候上方之義彌御心易可被思召候
最上之義先日以來何共不被仰越如何無御心元是爲に足早可罷出義に候得
共内府堅被申付間迷惑仕候先日御飛脚相留申候間上より之返事次第それ

石川左衛門
大夫の
手柄

に恐々謹言

返事可申入候少油断に而無御座候神入幡神入幡延引之處千萬迷惑仕候
委彼使可申上以上

九月廿八日

羽三河守

秀 康花押

羽越州様

人々御中

伊達家よりの來翰

遠路慈々御音信辱候、上方道日内府様被任御存分之由、此方へ被成御[□]候彌御吉左
右奉待候、然最上に陣取仕奉于今々々、在陣候、結局今明日中に自會津景勝最上出馬
之由申來候、此對白河城迄も御出馬候こと南北之手遣何共罷成間敷候、乍去不可^レ過^レ
御分別候恐惶謹言

九月廿八日

羽越前

花押

羽三州様

報御

道而手寄所々に人衆賦仕候得共、最上我本祖父に上野介に五百騎鐵砲千丁、其外
足輕數多相添遣于今指置申候、勿論内府様へ之御首尾迄に如此候上方へも此由

伊達家所
藏秀康公
の答に就
て書翰

今次に御取成奉願候以上

伊達家より春嶽公への來翰

御別紙拜誦仕候、然は御先祖秀康公より政宗之御書翰并恩賜之品御座候は、品
名模様共寫取指上候様被仰下右之趣を以毎々舊記等處吟味爲致候處、御書翰查通
之外には都而御附答之儀相見得不申事候、外に大樹家に關係致候儀相認候眞書
所持致候は、懸御目候様々被仰下容易之事に御座候間、精々吟味申付候處、所持
之分は皆世上有願候本のみにて御編集之一廉に相成可申哉之事蹟也も相心得不
申残念至極に奉存候得共、不及是非に右之趣共宜敷御承引奉存候、借當年は先公御
年圖に而御遺徳一入御道草之段御深恩不堪感心に奉存候、尙又廣探家方申付置候
間、追々申出候儀も御座候は、取調指上候様可仕候、此段も宜敷御承引奉希候勿々
頓首

十月十八日

春嶽公の書添

安政三年丙辰四月八日

淨光公二百五十年に方る本月本日於森山功徳院修法祭以茲慶永歎記、
公一世之譜、命于世譜局修之廣搜、索其事蹟、命封内使獻古書猶不爲餘、寄書仙臺侯求
古籍、侯感慶永志、模寫親書贈授子、故併此模寫親簡與侯之手書、裝家所藏之、越州君之
手書亦同月同日也、豈不奇哉、併同、謹遺後世、矣。

乙巳二月朔

慶

永花押

主

百三十一

松平忠直

參議從三位三河守松平忠直公は、秀康公の長子、母は中川氏備前の人、中川出雲守一茂の女なり、文祿四年六月十日大阪に生る、幼名國丸、又長吉と號す、稟性剛毅にして、膂力人に過ぐ、慶長十年正月侍從に任ず、十二年越前國の封を繼ぐ、從五位下兼三河守に叙す、將軍德川秀忠公諱字を賜ひ忠直と名づく、十一月弟忠昌公助年十一藩を發して、駿府に往き、將軍家康公に見え、又江戸にて將軍家に見ゆ、即上野姊崎一萬石を賜はる、岡部豊後守永見志摩守吉次上三川左衛門實基毛受將監安藤治太夫景宗等十餘人陪從せり、十三年公江戸より來つて國に就く、十六年十二月二十二日從四位下に叙し、少將に任ぜらる、十七年正月二日豊臣氏薄田隼人兼相を駿府に遣はし、百金を送つて、以て新正の壽をなす、是日公及び、越後少將忠輝重臣を駿府に遣はす、本多上野介正純之を引き、家康に見へしむ、今歲將軍家本多飛驒守成重を遣はし、丸岡城に封じ、公の臣となし、本多富正と國政を攝せしむ、秩四萬石、隸士若干其二萬石、足輕三百人、十月朔、京師諸司代板倉伊賀守勝重、豊臣氏

大坂冬御陣

の兵を起すの報を東國に告ぐ、將軍令して、築城の事を停め、兵を諸侯に徵す、八日富正命を奉じて、兵事を諸士に告げ、其陣制を定む、

- 一番吉田修理牧野主殿山田又右衛門稻場馬右衛門目付堀田清右衛門二番本多伊豆守田口源左衛門目付山上甚左衛門三番山川巖岐守國枝頼母之助目付羽中田善兵衛四番山本内藏助荻野河内谷左衛門林甲斐山名土佐小田喜太郎目付窪島助兵衛五番本多丹下目付中根助右衛門六番多賀谷左近目付大藤小太郎七番荻田主馬從沼大膳目付長田儀太夫八番小栗備後山岡備前中川駿河平山三十郎目付藏助源左衛門九番御旗本惣御馬廻十番永見右衛門佐太田安房柴田帶刀目付槻田治太夫十一番高屋越後安福和泉片山主水原証殿富永刑部村田傳右衛門長谷部右馬目下部左馬淺羽左衛門落合八郎右衛門目付横井彌五左衛門

十一日家康駿府城を發し、十四日台命あり、公の兵を淀橋本の邊に出さしむ、十五日忠直兵一萬五千を率ゐて、福井を發す、城代本多左門隸士十六騎副城代小栗備後隸士十騎町奉行岡部豊後隸士三騎足林求之助及諸士百五十石以下留守居番役人代官致仕の士等皆留守たり、十六日軍進て江州坂本に次す、十八日檄を家康名古屋の驛邸に飛す、命あり、西岡東寺九條岡崎邊に至りて營す、二十一日軍中の法令を定め、高屋越後之を奉行す

一 背御法度難先手并其組本多伊豆無下知一切罷出間敷候違背之族有之者可爲曲事

一 諸事組頭之指引背間敷候付他之家中用所有之者組頭理り可爲事

一 御構所參監妨狼藉并何方にても放火仕間敷事

一 於今度陣中自營家中之缺落人他國衆雖有之理不盡捕申間敷候依御之輕重組頭

申理年寄中迄可申事

一 備押如定前後仕間敷事

一 於陣中放馬候者爲過錢代物一貫文可取之事

右條々相背族於有之速可被處嚴科者也仍如件

寅十月二十一日

御書列

高屋越後との

二十三日家康京に入る是日將軍家江戸城を發す是より先加藤康寛軍に従はんことを欲す富正成重其舅大久保侯忠隣の故を以て許さず康寛背かず間道を経て直に江州坂本に至る時に本多佐渡守密旨を奉じ康寛をして歸つて其地を鎮せしむ蓋大野の地たる凶民時として蜂起すればなりこの日富正等康寛に書を贈つて藩に歸らしむ康寛止を得ずして還る十一月十七日家康攝州住吉に營す公及び諸侯大夫悉く來り見えて命を奉じて大坂城を圍む十二月四日玉造口の櫓火あり皆云ふ南條伯州羽衣石が信を通ずる火なりと吾兩本多直政公の兵急

和親戦を
停む

豊臣再び
兵を起す

に進み攻む直政時に十四歳兵士に先じて進む井伊侯の兵も同く進む將軍家安藤帶刀をして之を叱して急に兵を引かしむ是日兩本多を中營に召す富正等謹て云ふ臣等の過なりと將軍家曰く最汝等の過なり十六日將軍家公及び藤堂侯に命じて鳥銃をよくするものを選んで箭左間櫓等に放たしむ松平右衛門太夫其命を傳ふ十七日公家康に見え辭して出づ家康土井大炊頭本多上野助に謂て曰く越州成長す是國家の重寶なりと十九日公將軍家に見ゆ二十二日和親の爲に諸將をして戦を停め兵を班めしむ廿四日諸將を中營に召見す公忠昌公を伴ふで營に詣る或云公此より歸藩又云明春歸藩二十五日家康茶臼山の營を出て京に入る元和元年乙卯正月二十四日將軍家二條城に入り二十七日參内す忠昌從四位下に叙し侍從に任ぜられ諱の一字を賜はりて伊豫守忠昌と號す二十八日將軍家京を發して東に歸る二月三日將軍家書を藩の北庄愛宕山松玄院に賜ふ今度大坂表陣之札守來欣悦に候向安藤對馬十四日家康駿府城に入り將軍江戸に歸る四守可申者也二月三日秀忠花押馬十四日家康駿府城に入り將軍江戸に歸る四月四日家康駿府を發す豊臣再び兵を起すに依る十日將軍亦江戸を發す是より先公江戸に在り親書を藩の老臣に賜ふて兵を促す是日公江州坂本に次す十八日公將軍家の命を奉じて西岡向明神に陣す藩兵西近江より直に伏見に至り公

大坂夏御陣

越前の辻

先鋒加州侯に命ず

に遇ふ、是日家康京に入る二十一日將軍家伏見城に入り翌日二條城に入て家康に謁す五月五日家康及將軍家出軍す六日公先鋒の將本多富正、成重本營に詣り明日の軍令を受く家康召見して曰く、昨日井伊藤堂等の戰越州の將士盡寢して知らざるか、明日の先鋒は既に之を加州に命ぜりと、富正等歸つて公に告ぐ公之を聞て曰く、何が故に吾を辱しむること此くの如く甚しきや、吾今豊臣氏に與して憤を發せんか、加州の營を居りて自頸はねんか、抑又印綬を解て高野山に入んかと且怒り且泣く、富正曰く公の志實に此の如くならば明日の戰爲んと欲する所をなして台命を待てと、公之を可とす、即特命して吉田好寛に旗幟を賜ふ吹旗白三引馬印大竹枝、諸隊長を會して密に令を下す、是より先忠昌、本多佐渡守と將軍家の後に軍す、是日將軍家平岡神に詣る、時に忠昌佐渡と馳せて中軍に行き公と共に先爲らん事を請て聽かず、是に於て鷲谷與五左衛門を越前の營に使はして之を告ぐ、公大に之を賞す已にして來つて兩本多の中間に陣す、是夜人定まり好寛兵を帥ゐて進む、兩本多之に従ひ行々藤堂の營を過ぐ、彼兵之を沮む、原平左衛門正祐圓頂偏袒の戎衣を著し營前を馳驅縱橫す、行裝甚健なり、後に兩本多を二條に召し條々の事を問ふ、時に謂て曰く、聞く藤堂高虎の營前に於て圓頂の士

原正祐の坊主兜

茶臼山の陣取

眞田幸村の出戦

狼籍を爲すは何者ぞ、富正答へて曰く、吾軍僧形の者を以て數に充てず、何者なるを知らずと、既にして好寛陣頭に進み台命と稱して過ぐ、諸軍皆従ひ、加賀の營に至る亦之を沮む、好寛曰く、吾公命を奉じて天王寺表の先鋒たり、聞く貴國岡山筋の先鋒なりと、其向ふ所素より異なり、但路を假るのみと、遂に之を過ぐ、七日味爽天王寺茶臼山に對つて陣す、初兩本多忠昌と相並び行く、是に於て忠昌兩本多に先ずること三十歩ばかり、兩本多使をして曰く、少しく退けと、忠昌之を聞て曰く、大丈夫の戰に赴く進んと欲して退かんことを欲せず、卿等進んで吾陣と比せよと、時に城兵毛利豊前守天王寺茶臼山に背いて陣す、眞田左衛門佐幸村家康の先鋒に對ふ、菅沼伊賀太田安房梶原美濃水野兵部次、大河原藤太夫江川安右衛門伊藤長太夫藤田大學次に眞子刑部等往て敵の體勢を察す、其勇壯賞するに足れり、赤見新兵衛富正に謂て曰く、今日の軍配戰を西南に初むるに利なり、午を過なば必勝たん、時既に巳午前幸村明石掃頭が家康の尾ヒレを撃つを待つて戰はず、富正岡谷隼人をして鐵砲を放たしむ、然れども幸村持して戰はず、富正大に怒て陣頭に進み親ら指麾して奮撃し、増田作十郎早く敵首を獲、眞田毛利の軍大に潰ゆ、忠昌士卒に先んじて戰ひ其鋒當るべからず、眞田兵を回して大に戰ふ、山形伊

片鎌槍の由来

賀崩際の槍を入れ伊木左近の首を獲たり、城兵又血戦して勝負を此一舉に決せんと欲す、越前の兵利を破り堅を摧き進て水火を避けず、城兵又潰ゆ、其逃ぐるを追ふて進ひ念立左太夫と云ふ者あり、勇悍を以て世に鳴るの士なり、忠昌を見て來り戦ふ、公鎌鎗を以て突て其片鎌を折り遂に相搏ち俱に馬より墜つ、公幾んと殆し、永見志摩吉次、吉田五左衛門來り救ふ、五左衛門代て念立と力を搏し宛轉上下す、忠昌刀を按じ傍にあれど手を下し難し、五左衛門聲を放つて言ふ、臣を併せて斬れと、是に於て忠昌遂に念立を斬り其首を池山茂右衛門に屬し之を中營に致す、吉田は馬の口取也、此功に依り擢られて隊士と爲り二百石を賜ふ、池山念立て行く中營にして以爲く若し人ありて首を奪はば之を奈何とすべからずと乃別て以て中營に獻ず、忠昌之を聞て勃然として曰く茂右衛門は士道を知らずと袖目金冠註に永見吉次の話を載せて云ふ、池山歩士二人と行く中營にして人に奪はる、忠昌怒て將に三人を殺さんとす、吉次之を本多佐州に告ぐ、佐州諫て曰く公の勳功者明なり何ぞ彼首を獻ずるを待たんと、當に三人の死を救はして之を放つべしと、是に於て其言の如くす 西尾仁左衛門宗次敵將眞田幸村の首を獲たり、野本右近正利御宿勤兵衛正倫の首を獲たり、正倫は相模の人始め越前藩に仕りて去る是役城兵に與して越前に封せられんことを約す、故に預め越前死す、後兩本多を二守と號す、然れども城兵利ありず、正倫事の成るべからざるを視て戰死す 條に召し條々の事を問ひ次て宗次、正利に及ぶ、宗次云ふ、幸村自ら名いふて戰死す、勤健賞すべし、正利云ふ、臣五六騎を従へて葦下を過ぐ一老將の馬より下り路

眞田幸村の最後

家康戦況を問ふ

栗原作兵衛の氣概

本多勢富の兵正富

傍に息ひ正利を喚ぶあり之を願れば即正倫なり遂に首を授く蓋舊好に依ると云ふ、家康將軍家其言を飾らざるを善みず、吾兵勝に乗じて進む、忠昌八町目口に於て手づから一士を斬る公の佩刀刃缺けて又用ふべからず、栗原作兵衛は賤卒なり草履を取て後に在り、己が佩刀を以て之を進む、公これを善みず、既にして先鋒將に櫻門南門に入らんとす、富正の臣佐久間權三郎先登し刺されて登る、富正花圃より墻を踰へて入る、井上内匠先だちて其手を取り大貫吉右衛門正勝肩を以て其足を受く、小島權太夫相並び入り指物支へて行く能はず、伯父與五衛門側に在つて之を叱す、是に於て指物を折つて入る、富正の旗奉行平野清兵衛、繩奉行大貫土佐相繼で入る、關根治右衛門丹羽八兵衛、丹羽角兵衛、梶川助三郎、酒入佐五右衛門等之に繼ぐ、自餘の諸將魚貫して登る、旗奉行上三川左衛門實基、榊原新兵衛を招き相與に謀て一旗を勧め四旗を卷て入る、時に千貫橋筋より旗を進めて來る者あり、實基等問て曰く、越前侯の兵既に城に入る、今進む所は知らず、何侯の旗ぞ、答へて曰く、是水野日向侯旗奉行神谷久右衛門なりと、實基曰く、然らば此地を以て卿等に任すと、遂に進て城内に入る、妨禦する者なし、成重の臣小笠原忠兵衛火を大野主馬の宅に放つ、是より以内は上三川實基旗を奉じて先登す、城既に

水野勝成
と先登を
争ふ

初花の茶
壺

九と欲して之に赴く、臣等其故を知らずと雖徐に之に従ふ、翌日の事は皆擧げて
 知れり、軍散じて後修理天満川に溺死す其素意を問ふに由なし、家康聞て之を領
 く、水野日向守勝成自ら先登と稱す家康命じて兩本多と之を決せしむ、成重詰り
 問て曰く公の先鋒に吾旗幟を見たる者ありや、水野侯曰く有り、成重曰く然らば
 吾公の先たるや、必せり、吾先鋒の士未曾て公の旗旗を見たる者あらざればなり
 と六月六日家康參内す、十六日二條城に於て嘉定節を行ひ諸侯參賀す、公伏見邸
 より直政と行く路遠くして少しく後る、家康召し見て戦功を賞し初花の茶器を
 賜ふ、將軍傍に在りて之を傳ふ、將軍家も亦二桶貞宗の腰刀を賜ふ、公邸に歸りて
 諸士に之を示す、十日越後光長公忠昌公登城す、十九日公及前田利光伊達政宗參
 議に任じ從三位に叙せらる戦功を賞するなり、廿日拜賀す、是日本多伊豆守富正
 本多飛騨守成重從五位下に叙せらる、廿一日將軍家參内尾州直候時參紀州實
遠江忠直公大崎宰相正井伊侍從直藤堂四品高吉良侍從廣從ふ、廿六日二條城上
 に於て伶人樂を奏す、元和元年七月十八日公暇を賜はる、十九日將軍家伏見を發
 し江戸に還る、廿三日公登城して家康に見え直に發して藩に歸る、此より先兵士
 日々に藩に歸る、八月四日將軍家江戸に入る、是日家康京を發し駿府に入る、九月

家康公遺
物

廿一日日本多富正の子内藏助證人となり江戸に至る時僅に二歳、老中本多佐渡守
 正信の旨に依てなり、十一月忠昌常陸國下妻三萬石に封ぜらる、今歲世子生る、母
 は高田君秀忠公の女、世子幼名仙千代後に光長と名く、越後中將是なり、直政從五位下
 に叙せらる、二年正月廿一日家康出で、田中に狩す、其夜疾み駿府に歸る、二月二
 日將軍家駿府に行き公は藩より行く、四月十七日家康公薨す春秋七十有五、安國
 院殿徳蓮社宗譽道和大居士と謚す、是月清涼君秀康公本多内藏助を携へて登城
 す、將軍家之を見て衣服を賜ふ、世子家光も亦是を見て手づから印籠巾着を賜ふ、
 三年正月家康の遺物を受く國次刀一口四月公暇を賜はり登城の時將軍家一昨
 年大坂役より去年駿府に至り直に江戸に役するの勞を慰められ曰く、宜く國に
 歸つて休足さるべしと、日光に詣て岐蘇街道より藩に歸る、是年忠昌信州松代十
 二萬石を賜はる、四年五月公江戸に役す疾に依て今庄驛に滯留し、疾猶療ず九月
 仙千代光をして代りて江戸に行かしむ、廿九日藩を發す、將軍家近藤縫殿助をし
 て來て疾を問しむ、是歲忠昌公越後に改封せらる、秀康公の母君北莊に卒す、春秋
 七十二、永見氏諱はち萬長勝院殿松室妙裁大姉と謚す、廟を志比村永平寺に造る、
 今歲直基公元服す時年十六結五郎八六年冬北二之丸長局女中の監官水谷又兵衛一

女を斬り火を長局に放つて死する者六人、又兵衛逃亡して其行く所を知らず、云ふ後年佐渡公の末年禍難起ること是より始る記、八年正月足羽山鳴動し、三月五日兎數十頭群て鐵門に入る、識者謂ふ兎は陰獸にして陽を侵す、是臣妾亂を作すの兆なりと、公江戸に行く、兩本多及び岡島壹岐之に従ふ、公病に依て關ヶ原驛に留る、美從士をして先見付驛に至て公を待たしむ、八月十一日大に風ふく、十二月に至るも公の病癒へず、依て歸國す、秋穫禾稻登らず、大に饑ゆ、是年忠昌公の封を益して二十五萬石を賜はる、十五日笹治大膳登城し、真砂大學月岡養以荻野市右衛門を以て公に白して曰く、此頃近江侯山川猪之助をして臣が家士安井徳右衛門に謂はしめて曰く、宰相君近時江戸を輕慢す、今將に將軍家其國を削らんとす、吾當に其先使たるべし、卿素より因あり當に吾に従ふべき也と、蓋猪之助徳右衛門舊今村掃部に仕へて友とし善し、故に今之に使す、臣之に答へて曰く、宰相江戸に參勤せざるは疾あればなり、僕も又先君に仕へて頻りに登庸せらる、何を以て不軌を圖らんやと依て猪之助を逐ふと公聞いて喜ぶ、九年二月廿七日母君清涼院馳せて江戸より至り、公を淨光院今云に召し台旨を諭し國を辭して豊後萩原に遷らしむ、是日公の旨に忤ふて三の丸に禁錮せらる、者凡三千人を救す、

西遷の旨を傳ふ

位て父の像に映る

奸臣小山田多門等の末路

公時十九年二十九日笹治大膳江戸に行き仙千代を迎ふ、三月十五日公國城を出て下馬門前に小路を開き川口門の東に門を作り河道を作り此道より往きて敦賀津に留る、將軍家秋元但馬守近藤石見守をして來りて小君高田を迎へしむ、此より先公京師の佛工をして秀康公の像を造らしむ、既に成り未藩に入らず、故に公敦賀に留る、既にして孝顯寺三陽和尚之を奉じて敦賀に至る、公之を永昌寺に安じて一七日の法會を行ふ、是より像は福井に入り、公は別れて西嚮す、上下爲に衣襟を沾ほす、公豊後の萩原に蟄居し落飾して一伯と稱す、將軍家五千石を賜ひ横目二人交替して之を監す、府内の日根野織部正吉明も亦公の事に預る、後津森に移る、是小山田多門、多門は甲斐の人、嘗て秀康公に仕へて、士として、放逐に從ふ、大橋の臂に於て來り、獻ず、又一日、庭の棟上、火あり、諸人之を鎮めんと欲して、梯子を求む、多門、其故を問ふ、多門曰く、臣常に家僕をして、四門に居らしむ、今夜歸つて、公の出づるを告ぐ、是に由て來り、從ふを得たりと、公之を賞して、其俸を倍す、是より、從侍を得たり、忠直公も亦之を、忠深房、月岡養以、林求馬、真砂大學、荻野侍女一國、國色あり、故に名づく、公の寵を、人、後、に、遷、さ、る、い、や、人、あり、一、國、を、典、中、に、刺、す、一、乘、寺、に、其、墓、あり、豊牟久女等と日夜公の側に侍して公を感戴したるに依る、多門寵に誇り驕横自恣、以て一時に跋扈す、公西に遷るに及んで家老等之に迫る、多門遂に自殺す、異説あり、多門、米澤侯上杉將家、に、逃、れ、末、統、今、猶、存、す、と、後、將

國主

軍家島田利正安部正之目付を藩に遣はし國政を監せしむ慶安三年庚寅九月十日、公豊後津森に逝去す年五十六諡して西岸院殿前參議相譽蓮友一伯大居士と云、生石淨土寺に葬る 三男三女あり長女鶴九條關白通次女龜高松正尹好男光長越後後生



母正妃 末女小栗美作守正矩正妻二男長頼永見 市三男長良永見と云是より先公西遷の翌年 台命に依て弟忠昌公封を襲ぐ

故あるなり加之小山田等の奸臣越前家の亡滅策を施し公に狂暴の名を遺さしむるを恨む故に公が懺悔の文書を此に掲げ以て其本心の透明なるを知しむ

忠直公血脈禮並暇乞狀孝顯寺(三陽和尚)宛一通 原本 福井 孝顯寺所藏

(欠)見よがく御とりいやり候ところにかやうなる御(欠)まつり候さて(御ふ(欠) いけやう御さ候ちくきつかいなく御申つけ(欠)けなくそんし可申わ(欠)そんじ可 申候以上

只今わ心めにかしりまんそくに(欠)御けちみやくくたされかたしけなく(欠)申候ところにかたしけなく存候すなはち(欠)いたしき申候まことに(欠)かたしけ

元和九年 癸亥四月 八日

心殘るは 北の莊

なき(欠)御さ候いづれも御れいにさんじ申候(欠)申候へどもひとめうのひ候ゆへ(欠)いづれもめいわくがり申候さて(欠)此中わひさ(欠)此地に御さ候ところにせつ(欠)御見まいも不申いかやうなる御ちそうもいたし不申候てめいわくいたし申候明日は北莊へ(欠)心(欠)のこりあ(欠)わさとまてにわれらかたよりわた百は大江かたより金子貳枚小袖ひとかさねこむらかたより銀子拾枚小袖ひとかさねしん上いたし申候まことに(欠)態とまてにて御さ候(欠)わしくわ竹澤理兵衛宗佐に申入候恐々謹言

卯月八日

一白 花押

孝顯寺様人々御中

右こまかと申あけたく御さ候えとらばやこいもとたち申候ま(欠)御なごりおしき 筆なみだにととめ申候以上

あまり(欠)御なごりおしきま(欠)一筆申上候まづもつてそのち御ふんいてき候よしまんそくに存候いろ(欠)御いわ井もくだされさて(欠)かたしけなく存候すなわち御かへりの申候はんところにこ(欠)もと今日たち申候ま(欠)さてさて御かへり事も不申候めいわくいたし候さて(欠)貴様おしやくそん様と

國主

地獄道か
ら見ず
現在の果
來を見て未
來を知る

われらにあかめ候まゝ今日の御なごりさてく御のこりあしく存候てなみ
たせきかへ不申候かならずくこゝもとにて申あげ候ごとくたみたしかな
る御てし御とり候てかならずくゆるくと豊後へ御さあるへくわれらぎ
は御ゆるし候まんぼう一心にとんじたてまつり候あいだかたしけなくそん
じ候さてく貴様に御なごりあしき事筆にもつくしがたく御さ候さてく
道にて露とも雪ともなり不申候はゞ豊後よりかならずく御文あげ申候ま
ゝその御こゝろいなしくだされてたの身入候さてくわれらぎなにのうき
よにのこしあき候きも御さなく候たゞくぢごくとあからずそれげんさ
いのくわあ見て見らいをしる一心までにて御さ候さてくかやうのぎ申あ
げ候きあかしくあほしめし候はんと心はつかしく御さ候えどもさてくき
やうげんさぎよにて御わらいのたねとぞんじ申あげ候さてく御しせう様
にて候まゝかやうのぎもわきにてわそんじなく御一人様までごらんじ候こ
とくまゝぐちむどんなる御わらいぐさ申あげ候御はつかしきなごり
やゑ櫻ふゆきになると山櫻華にさかねはしる人もなし
嵐ふくすへはそこともしらくもの嶺のもみちはちりはてにけり

死後の記
念

さてくわれらかなわぬむねはつかしなから申あげ候さてわれら道にてい
かやうにあいはて候とも此文御かた見にごらんじたの身入候さて御なごり
あしきことなみだまでにて御さ候此心かへり事こまくとくだされ候はゞ
かたしけなくぞんじ可申候われらも御かへり事こまくとほしく存申候か
ならずかならずこまくと御かへり事たまわるへく恐々謹言

五月二日

一白 花押

孝顯寺様

人々御中

孝顯寺様へ

一わた百は 一白よりしん上 一判金貳枚 大江様御しん上 一小袖貳つ
同前より 一銀子拾枚 小むら様よりしん上 一小袖貳つ 同前より
右之分孝顯寺様へ資殿兩人のか□にまかりなりもたせまいり可申候物也仍如件
い卯月八日

松平忠昌

參議正四位下松平伊豫守忠昌公は秀康公の次子忠直公の同母弟なり慶長二年
丁酉十二月十四日大阪に生る幼名を虎之助又虎松と云ふ容貌魁偉風姿英爽性

國主

英松は將
軍家後人
阿勝方
水戸某公
の養子と
す

家康公忠
昌の戦功
を賞す

聰敏にして識量あり。衆を愛し士を好む。十二年十一月藩より駿府に行きて家康公に江戸に行きて將軍家に見ゆ。將軍之に封ずるに上總國姉ヶ崎一萬石を以てす。時年岡部豊後永見志摩守吉次上川三左衛門實基毛受將監安藤治太夫景宗等十餘士之に隨ふ。家康公をして假に英松君の養子となし毎に城上に居らしむ。本多佐渡守正信、公を監護す。元和元年正月二十七日公自ら元服を加ふ。岡部永見等其先づ請はざりしことを恐れて急に之を白す。將軍公を召見て却て之を賞す。十二日從四位下に叙し侍從に任じ、諱の一字を賜ふて伊豫守忠昌と稱す。五月大阪の役に赴く。六月十六日家康二條城に諸侯の賀を受け其月功を賞す。時に公末座にあり家康の語公に及ばず曰く伊豫守伺候すと家康曰く汝能く士卒を闘はしむるのみならず自ら戦ふの功も群を抜くと諸侯公の氣象卓然たるを感ず。閏六月十日忠輝公と登城す。十一月常陸國下妻三萬石を賜ふ。三年正月二十五日信濃國川中島代令云松十二萬石を賜ふ。四年三月越後國に封ぜらる。忠輝公六年小君淺野氏本國を發して高田城に入る。八年加増の命あり前を通じて二十五萬石となる。九年五月二十九日淺野氏逝く。安藝侯左京太夫幸長の次女なり。時年十九東光寺に葬り。道御黃梅院竹芳殊青大禪定尼と謚す。是より前將軍家秀忠を大御

所と稱す。十二月十九日中宮東院皇女を生む。明正天子是なり。公登城して之を賀す。中宮は即前將軍家の女なり。寛永元年三月公召されて登城す。老中班列し、土井大炊頭利勝豫め公に越前藩を襲ぐべきを告ぐ。其詞に云ふ

三河守儀不行跡に付配流被仰付領知被召放候然れ共中納言殿儀御當家之御嫡流而有之候處其御家の斷絶に可及段御上御殘念被思召候に付其元本家相續之儀彼仰付越前國可被下置之上意候追付於御前御直可被仰渡候重疊目出度御事候

忠直公の
長子光長
に譲る

公仙千代君長光の在るを以て肯かず。利勝公制仙千代君の事に及ぼし難きを以て之を強ふ肯かずして云仙千代を捨てざるの台意ならば當さに謹んで命を奉ずべし。然らずんば之を奉ぜずと。茲に於て老中公をして歸邸せしむ。翌日より公病と稱して出でず。時に流言十五日召されて登城す。老中豫め公の前に云ふ如く。台意仙千代を捨てざるを告ぐ。後公召されて台前に至り本家を繼がしめ越前の國城を賜ふ。公の封ぜられし越後高田二十五萬石を以て高田君の御化粧田となす。君之を仙千代君に譲ららんと請ふ。之を許す。又直政公時從五に大野五萬石を直基公に勝山二萬五千石を直良公に木ノ本一萬石を分封す。將軍家又本多飛騨守

成重を徵し、丸岡城を興へて諸侯に列し、敦賀郡を封外とす。將軍家令を藩の諸士に下して云ふ、本多富正は宜く公を輔佐すべし、自餘の越後國に往かんと欲する者は之を許すと、六月二十三日より七月二日に至り、荻田主馬小栗備後岡島壹岐本多監物片山主水本多七左衛門野本右近以下の諸士仙千代君に従ひ越後に移る。公は秀康公以來の士一百有五人を擇んで之を祿す、十三日公越後より來て越前の封に就く、百五十士出て、吉田郡舟橋に迎ふ、至るに進んで新參の士出迎と稱す、公譜第の士と謂て之に揖す、北莊荒町に至り、後ろを顧みて近侍に謂つて曰く、濟々たる多士再び大阪役無きを怨むと、皆悦服す、既にして國城に入る、其越後より隨ふもの三百人北莊を改めて福井と稱す、福井は元足羽神社に祭る所の五座神の其一なり、五座神は生井神、福井神、綱後井の名と爲す、秀康公井の在る所を以て本城となす、其井、今、天守臺時、あり、福井公其北莊に郷を逃ぐるの訓あるを嫌ふて之を改めしなり、令を封邑に頒ち、一に秀康公の法を用ふ、租税の法を定め、高凡五十二萬五千二百八十石、群臣に爵祿を興ふ、八月朔福井愛宕山に登る、百姓臂綿及麻苧を獻ず、之を諸士に頒賜す、秀康公國中に令して今年の雜課を免じ、窮民に米錢を賜ひ、百歳の者に月俸二人口を賜ふ、直政公封に就く朝日丹波乙部九郎兵衛等

再び大阪役無きを怨む

北莊を改めて福井と稱す

恩恵を施す

越前宰相

従ふ、弟直基同直良皆封に就く、九月公神明社に詣り、始めて神主職を置き、足羽の社司牧田刑部尙政をして之を兼ねしむ、二年正月朔公本城に於て諸士の賀を受け、神社寺院に朱印を賜ふこと十餘通、後東都に行く、是歲將軍家公に遊獵の地を上野國に賜ふ、三年將軍の上京するに従ひ四條大雲寺貞安の宅に館す、八月十八日前將軍家太政大臣に任ぜられ、新將軍左大臣に任ぜらる、十九日公參議に任じ、正四位下に叙せらる、是より越前宰相と稱す、是日直政侍從に任じ、五郎八從四位下に叙せられる、大和守直基と稱し、長光は從四位下に叙せられ、土佐守直良と稱す、九月六日天皇二條城に行幸せらる、新將軍家大國諸侯を率ゐて之に従ふ、公其一列十諸侯の一たり、四年正月初花の茶入及重器を越後に賜る、三月公疾あり、攝津國有馬の温泉に浴し、池之坊に館す、是歲北野新田の三邑を開く、高千百餘石、五年正月十八日、是より前將軍家公として雉子橋門及田安門造作の事を助けしむ、是日役夫八百餘人、近江の中河内に至り、雪類の爲に死す、重ねて役丁を遣はし、事を助け、本多富正酒井重成永見吉次之を掌る、造作中清涼君餅酒を備丁三千五百人に賜ふこと凡二次、將軍家出て、事を見、富正吉次伺候す、將軍家之を呼て伊豆正毛受次といへり、後土井利勝吉次に謂つて曰く、卿長勝君の縁に依て外戚の姓

將軍受
勝助の思
死を賞す

永見を冒す、將軍家之を知れり、然るに天正十一年志津ヶ嶽戰鬪の時、卿の伯父毛受勝助柳ヶ瀬に於て其主勝家の名を冒し金幣の馬印を持つて鬪死す、卿其姪たり、將軍家屢之を稱す、故に今將軍家卿を喚ぶこと斯の如しと、吉次聞きて悦ぶ、六月二十七日將軍家も亦出て、事を見る、

如賚札今日者天氣能御懇請仕、大慶存候、然者今朝御取籠二居御拜領被成候由、目出度奉存候、不圖參候而拜見可仕候私儀、鶴一居兒鶴一居致拜領、忝次第御座候將又明日上様御警請被爲成付而賚、早天御出可被成之旨、御尤奉存候、萬々其節可御意候、恐惶謹言

猶々明日者彌被爲成候由御座候間、其御心得御尤候以上

六月廿六日

松 豫州様

淺野但馬守長辰

元和二年封内の民戸田地を勘へ、其新に耕す所は租税を納しむ、之を改出と云、清涼君越智山の神に四石二斗八升二合を、豊原寺に三十二石五斗を寄せ、直政公織田神に二十一石三斗二升五合を寄す、蓋各其封邑に於て新に開く所なり、又鯖江の誠照寺に封書を賜ふ、六年秋前將軍家病む令を下して諸侯の江戸に入るを禁ず、蓋海内始めて定り人心未だ徳に懐かさざればなり、江戸留守居之を藩に白す、公

公法を犯
して將軍
の病を問

杉田壹岐
の諫言

之を聞き潛行して急に到る、品川驛に新關ありて入るを許さず、即神奈川より船にて淺草邸に入る、老臣等出迎て曰く、今令嚴しく關固し法を犯すの罪を免れず、如かず密に藩に歸へらんにはと公聽かず、是に於て之を將軍に白す、將軍家聞て之を嘉し、公を召す直に登城して將軍に見ゆ、曰く嚴令既に布けり、然りと雖君恩の重き能一日も之を忘ること有らんや、何ぞ况や其病を聞て日月を千里の外に消すことを得んや、故に斧鉞を避けざるなりと、將軍家曰く吾も亦卿を見んと欲す、諸侯皆令を持す卿獨至る其志賞するに足れりと、公大に悦ぶ、既にして疾愈て藩に歸る、始江戸に至るとき徒行して從ふ者一人、馬に乗つて從ふ者一人、終に列を離れず公歩從の者に二百石馬に乗つて從ふ者に百五十石を賞せんとす、杉田壹岐三正諫て曰く徒從する者は性質の健なり、馬に乗つて從ふ者は自其堪へざるを知つて私に馬を養ふ、其志優劣なし、公之を察せよと、之を可とし二歩士を擢て、隊士となし二百石を賜ふ、又參勤毎に水主を從ふこと此に始まる、或は傳ふ此時駿州吉原驛々馬を沮む、公大に怒る、後將軍家に請ふて之を廢すと、九年正月二十四日前將軍家薨す、公に前將軍家の遺物青木國次の脇指を賜ふ、十年將軍家公に龍口邸を賜ふ、公一日此邸に於て某社の祭禮を見る、樓下人滿ち

龍口邸を賜はる

武田流兵法

靈岸島別莊成る

雜踏言ふべからず足輕之を逐ふ其辭甚驕れり、稠人中一士あり之を願て曰く、汝曹を恐るゝにあらす只貴人の前を憚るのみ公之を見るに其人長大威儀堂々たり人をして其名を問はしむれに辭して云はず之を強ふるに曰く、長谷川半右衛門なりと、公八百石を以て之を祿す、其人甲州武田氏の兵法に精し、公士を好むこと大率此の如し、十一年正月將軍家諸侯に海邊荒廢の地を賜ふ、公靈岸島を請ふて別莊となす、四月光長公始て封に就く、五月是より前公江戸にあり將軍家將に京都に行かんとす、故に公藩に歸り、陪從諸士の列を定む、十二年將軍家直政公を信州松本城七萬石に、直基公を大野五萬石に、直良公を勝山二萬石に移封す、其の木ノ本一萬石は公に賜ふ、曰く地方狹隘なりと雖、城邑なるを以て秣料に充つと公其城地を賜はることを喜ぶ、十三年正月山里の兵庫災あり、百工を京師より召して鐵門中道具留門に於て鎧刀千弋弓矢鐵砲旌旗等の諸兵器を製造せしむ、井原番右衛門頼文之を掌る、當時兵器に乏しきを以てなり、既にして兵器前に倍す公毎に心を武備に用ふ本城の庫中四十六萬金を貯へて軍旅の用に充て、公の漁して獲る所の鮓は漬けて東南櫓中に收め、其平日用ゆる所の手巾は柿色にして足輕の鉢巻となす、又城下より虎杖ひたごに到る十餘里の路程に敷くべき藁わらを擇家

島原の役に出征を請ふ

に置きて以て雪中不時の用に備ふ、制度の備はれる概ね此に類す、三月十一日昌勝君生る、幼名仙菊、是春公台命を奉じて淺草門辨形築石の事を助く、本多富正杉田三正をして其事を掌らしむ、翌年に至て成る、七月二十三日世子國城に生る、母は廣橋氏大納言兼賢、幼名は萬千代、八月二十三日英勝君卒す、君は太田備中守資次の叔母前將軍の側室阿勝方と稱す、始公秀康公の命によりて其の養子となり、後水戸公生れて養子となる、鎌倉英勝寺に葬る、九月公英勝寺に詣り滯留する、と三日、大藏谷由井濱山内長谷大佛江島を巡り鶴ヶ岡八幡神主別當供僧等及雪下の町人を襲す、公出て土地の宏麗なるを褒む、土人遊覽の徒多くは其の狭少なるを貶するに、公獨之れを賞せらるを喜ぶ、十四年閏三月五日千代姫生る、淺草門の石塔成る、其の餘丁を用ゐて靈岸島別莊の四邊を築く、十一月賊肥前島原に城き邊地を剽掠す、西國諸侯之れを圍みて拔けず、時に公藩にあり、出淵平兵衛を江戸に使はして出征を請ひ、事を遊獵に託し、堅達山に隊伍を分ち進止を習はしむ、時に平兵衛歸り台旨を白して曰く、請ふ所最賞すべし、然りと雖、狗鼠越前宰相を勞するに足らず、若し夫れ將軍家の親征を要せば將に宰相を以て之に代へんと、是に於て人を大阪に遣はして西國の音信を聞かんと欲す、即諸士に命じて其兵

事に精しくして使すべき者を擇ばしむ、諸士皆桑原猪兵衛を擧ぐ、遂に之を遣る、十五年二月二十八日鳥原城陥る、賊三萬七千人皆死す、上將及戸田左門氏繼監使太田備中守諸將を豊前の小倉に會して賞罰を行ひ、賊の三族を平く、歩士等島原より還る賞賜各差あり、渡邊彌兵衛鎗を以て賊を刺し其首を獲たり、秩百五十石を賜て隊士となす、大澤七左衛門小森左兵衛土屋惣右衛門高柳仁太夫重正事狀賞賜一に右に同じ、田中六右衛門進止賞するに足れり、秩百石を賜ふて隊士となす、木村十兵衛長沼五兵衛高瀬彌太夫平尾彌助藤井覺右處門一に右に同じ、松比良一郎右衛門鬪死して男なし、是年直政江戸に參勤す、時に鍋島侯信濃守 勝茂軍法を犯すに坐して閉門に處せらる、公一日將軍家に見えて白して曰く、勝茂法を犯すに坐すと、聞ならく彼快戰奮擊其鋒能く當る者なし、功既に立てり、然らば彼の罪は吾輩の當に羨むべき所なりと、幾許もなくして鍋島侯免さる、是に於て侯公に謝して曰く、公の言を以て速に免さるゝを得たり、實に武士の一言末世の規範なりと、是より交情日に厚しと云ふ、九月公藩に於て病む、將軍家中根大隅守をして來り問はしむ、即馳至り酒井與左衛門重成の宅に入る、公の病不日にして愈ゆ、十七年四月十一日昌親公生る、幼名辰之助、七月二十一日公の母清涼君江戸に卒

武士の一

秀康公の餘威諸侯に比ぶる者なし

す君は中川氏出雲守一茂の女、備前國に生る岡山君と稱す、秀康公に侍して二男一女を生み、落飾して清涼院と號す、卒して江戸澁谷長谷寺に葬り、清涼院殿久憲貞昌大姉と謚す、後故ありて品川の天龍寺に改葬す、八月十五日世子藩を發して九月九日江戸に到る時に年五歳、十九年三月公藩を發す、酒井重成之に従ふ、直良公同く行く、參州赤阪驛に到り公病起り、加茂村に入りて休む、時に直良公に先つこと五六里、馳て加茂村に歸り之に留ること五七日なり、永見吉次狛孝澄藩より馳て旅館に至る、既にして公の病愈ゆ、將軍家島田庄五郎をして公の病を問はしめ、公に荒井阪に遇ふ、公江戸に入り直ちに登城して將軍家に見え、問使の忝を謝す、凡て參勤毎に將軍家使を遣して公を品川に迎へしめ、驛旅の勞を慰め、公をして直に登城せしめて之を見ゆ、其道路の如き中人以下皆跪座す、内書を賜ふときは將軍家親花押を加ふ、公書を諸侯に贈るに公族ならざれば皆殿字を用ふ、秀康公の餘威尙存して諸侯能肩を比する者なし、道路相遇ふ者或は以て三家の貴族となす、故に皮を以て挾箱の金紋を蓋うて自ら相別つ、公又武備を専とし、常に大阪役携ふる所の片鎌鎗を従はしむ、八月十三日十四日執政以下顯要の諸官を淺草邸に饗す、蓋先年將軍家の世子を生みしを賀するなり、二十年四月將軍家直基

殉死七人

公を出羽國最上山形城八萬石に直良公を大野城に移封す其勝山をば公に託す
 即瓦門番後云をして交替之を監せしむ十二月十日長松君卒す公の子なり孝順
 寺に葬り嶺巖院殿好雲大童子と號す時に六歳二十八日又藩を發して江戸に行
 く是より先前將軍家の遠忌に會せんとを請ひて許されししが故なり正保二
 年八月朔公東都の淺草邸に逝去す春秋四十有九治國二十二年十七日棺槨木曾
 路より藩に入る即日淨光院に葬る導上人隆芳院殿前參議郭翁貞真大居士と諡す
 十九日公の寵遇する所の臣七人殉死す山内人直吉常陸の人公下妻にある時之を
 瓦門番となり三千七百五十石を賜ひ七人を誅す本妙寺に自殺す年三十九小島權太夫
 介錯す大安雄功居士と諡す齊藤民部定信秩三千五百石隼士十人松尾山持實院に自殺す
 年三十一桑原源太左衛門介錯す校月淨運居士と諡す鈴木多宮直恒父は市右衛門鳳に秀
 康公に仕へて直恒を結城に生む直恒八歳父と諡す鈴木多宮直恒父は市右衛門鳳に秀
 行く是より日夜公の側に在り秩二千二百石を賜ふ謙公に從ふ十四歳公に從て關東に
 川右衛門太介錯す得翁善照居士と諡す太田三彌申道資持の裔にして父を曾兵衛と
 稱す申道秩三千石隼士五人富山東光寺に自殺す年三十一木郷半右衛門介錯す休庵門
 堀居士と號す澁主計直房秩千石未冠せざ寶泉寺に自殺す年三十一木郷半右衛門介錯す休庵門
 邊又兵衛介錯す節堅孝忠居士と諡す山木左門直澄秩千石白龍山乘國寺に自殺す年二十一
 二十三高探市郎左衛門介錯す將軍河勝丹波守を藩に使はして淨光院に詣り公の靈牌
 を拜せしめ白銀五百枚を以て香奠となす將軍家の執政台旨を奉じて書を藩の
 老臣に贈る

伊豫守跡式之儀忌明候上可被仰出候仕置之儀萬千代幼少之事候間家老之輩
 申談如前々堅可申付旨上意候可存其趣候謹言

八月五日

阿部對馬守重次

阿部豊後守忠秋

松平伊豆守信綱

酒井讚岐守忠勝

本多丹波守殿

永見志摩殿

杉田壹岐殿公家體云拍伊勢守當時在江戸故不記其姓名

世子襲封の後公の遺物を將軍家及世子諸君に獻じ又之を諸侯に頒つ公の小君
 淺野氏早く卒して子なし後室廣橋氏慶壽世子を生み側室白石氏慶隆昌勝公を
 生み浦上氏高松昌親公後稱吉品を生む徳松君長松君
 院光皆幼にして卒す又五女あり長は綱隆公の室
 院稱次は土井侯利直守の室照亮次は飛鳥井公
 直雅の藤中昌公慶院清照君の母也次は廣橋公參議の
 院中松林次は毛利侯長門守の室大松院殿大膳公
 の肖像は淨光院に在り後年改めて遺骨を志比永平寺に埋む



筆蹟花押

〔隆芳公略傳〕寫本

忠直公には今夜子の刻御出馬と被仰付候様にと吉田修理申上候に付公へは

小栗忠八御使にて其段被仰進候處、逐一御承知被成平野御陣屋にて早速永見志摩岡部豊後を始物大將共御呼集御内談なされ候は、城へ寄口の足場口々より本丸迄の道筋遠近兼て案内の侍御陣中に有之に付、委敷御尋なされ候上にて御意なされ候は、箇様の儀戦功を心懸る事は誰とても劣るべからざる儀ながら、殊に此御手に於ては無據御仕合にて存寄これあり候間、少將様御先の一番合戦を可致事に候間、各其意を得申べく候、借又少にても油断して人の跡に成候は、此大軍の中如何に思ふとも、夫を越て城内へ押込事は成まじく候へば、能々心得粉骨を盡し候様、短夜にも候へば亥の刻潛に出陣と相心得可申旨御申渡なされ候に付、御陣中は指急ぎ馬に物飼ひ兵糧等した、め申候、翌七日の朝公には越前勢の内にて今日第一番の御先登を御心掛けなされ候故、昨夜宵より御出勢なされ、むづか二十三騎の御手勢を一備に御立被遊、御先手兩本多が備の真中通りを少し引離れて五六反計も先へ御出張なされ候故、三組の備將某頭に立申候、此節御出過なされし故、今少し御引入被遊候へと、兩本多より申上候へば、心得たるとの御返答のみにて、其儘御備被成により再三申上候へば、其時出過たると存じ候は、各詰寄り候へ掛り口少しにても跡へ人数

を繰ることは有間敷との御詞也、御若年にて智勇備はり玉ふ名將の御風儀かなど人々申合へりとぞ、さて公には城方森豊前守備の手先へ御向ひ被成候、其近邊の諸備左の方はいまだ引下り右の方は立並びたるも有之候御先手の兩本多は佗の備とは相進み候内別して公には御備格別に御進め被成、さて御同勢の備どもの立揃候を御覽なされ敵合能きころ也と御意にて先一放千銃砲を御掛させ被成、御自身真先に御出張被成候、其頃はや午の刻にても可有之候、敵方よりも鐵砲嚴敷打掛申候と、越前勢の諸備より四五百挺を放しかけ候故、此御手より槍始まり突かゝり申候に付、公には猶御馬を進められ頻に御下知なされ候故、士卒一入精を出し働申候物間詰り手詰の合戦に移り申候節、折から烈風吹出し味方よりは追風敵方には向風故、城方備の後に旗共揉め合ひ彼方此方と靡き候て河となく備浮立つ様に見え申候を、公御覽なされ敵の備に崩た色が付たり、皆崩して突かかれと大音に御乗廻し御下知有之故、各摠懸りに突立申候、公には真田が備を御目掛御向ひなされ候處、敵勢の中より御大將と見受候てか四五騎の武者抽て、馬を飛せ公に突て掛り申候を、其中一騎を御槍にて御突落し御驅拔なされ候故、右敵は關治兵衛首を取申候、又兩人

忠昌公一
騎將を討

は毛受小三郎高瀬彌右衛門討取之、夫より總手一つに成押掛り候故敵勢こらへ兼、段々退引に致し候を、公には追立々々黒門筋に向ふて御掛り被成候處に入町目の町口にて甲冑美麗なる武者一騎討てかゝり候を、是亦御自身御打留なされ、右兜付の首を關治兵衛使にて御本陣へ被指上候、さて城方の人數を諸手にて捲り立候に付散々に成て靡き立、大半は東の方へこぼれて崩れ申候が、公には夫に御拂へなく天王寺口より櫻の門迄御押込なされ、大手口の一乗を被成候、其節御旗奉行上三川左衛門御旗五本の内一本は押立、残る御旗をば竿に纏ふて手代り兵を引付召連越し、御槍奉行榊原新兵衛押續き來り候を呼立候へば、心得たりとて御槍の者共に御槍を以て御旗を引包み、御備先に進んで櫻の門迄押付二番乗水野日向守殿旗を待付、其場を譲り公の一番乗なされ候、高音を呼はり相別る、此節左衛門新兵衛兩人此高名致候、夫より新兵衛御馬印を見て公の御馬前に伺候仕り、討取候、首三つ御目に掛候處、新兵衛儀兼々能申付置候故、今日組の者共精を出し能働さ候、其上上三川が旗の者共を引纏ひ一番乗の眞先手仕り、二番乗を引付前後を考たる首尾、其上如此自身の手柄御感悅の段御意有之に付、新兵衛御請に、私儀御奉公のとに御座候へば勤申度計

一番乗の
功名

高名片鎌
の槍

の存念にて罷在候處、箇様の御意冥加に叶ひ難有奉存候と申上候、其節御供にて狛木工丞磯野石見關治兵衛野村拾太夫何れも罷り在、右之趣承り居候、合戦終り御褒美として越前國兼植作と銘の有之候御槍拜領仰付られ候、公には猶又御自身の御高名を御心得掛なされ候處、はや跡々の門々より諸國の人數ども攻入敵味方入交り思ひ、に槍太刀の勝負組討等様々有之候、其節公に相從ひ狛木工丞酒井小隼人杉田權之助等は御先に進み面々相働申候、公には安藤治太夫吉田五左衛門高瀬彌右衛門栗原作兵衛など御從へます、御馬を被進候處、次の傍に黒羅紗包の鎧着たる武者一行列並居候故、御目付にも有之やと御通りなされ候處、其中より黒糸威の甲冑着いたし候大兵歩立にて働出、公の御馬上にて御出なされ候御左の方へ廻り、御後より御草摺のはづれを切付候故、御外しなされ右の方へ御下り立被成候へば、二の太刀にて御馬取を一打に切倒し、夫よりして必死に相成切掛候故、十文字の御槍にて御働なされ候へども御手にも餘り候程の剛敵故、安藤治太夫鷺谷與五右衛門御脇と詰御助申候處、兩人も少々づゝ手疵負申候、猶々敵は必死に成切込々々近寄申候を、御槍にて手痛く御戰被下候とて、十文字の片鎌を御突折なされ候、敵も治太夫

吉田五左衛門の決死

與五右衛門に隔られ候故か、刀を捨て公に飛掛り組付候、尤敵は大兵強力と相見え公を押伏申候、其跡へ石川忠左衛門吉田五左衛門驅着候て敵を後より引抱へ、組倒さんとするに、中々強敵にて自由にならず揉合候處へ、御跡より毛受小三郎馳來り、馬より飛下り刀を抜て敵の臂を指透し申候、夫にて少々弱り候か、敵の手少し緩まり候故、公下より御刃返しなされ候へば、五左衛門其儘敵を組伏候處、大強力の敵にて猶勿返さんと致候故、早く御討被成候様にと申上候へ共、組伏居候五左衛門を御厭ひ被遊候御様子故、私共に御討なされ候へとも申上候へば、其時敵の首を御討なされ候はんと被成候處、栗原作兵衛儀も共に敵に押掛り居候が、御道具の刃を御たばひ被成候様にとて自分の脇指を抜て指上候へば、おのれはやさしきことを申すとして御笑ひながら御取なされ、それにて首を御討なされ候、右の通り面々相働候に付、小三郎へは敵の帶し候刀、忠左衛門へは敵の鎧の袖五左衛門へは敵の頬當を其場にて被下置候此時に五左衛門も疵を蒙り候、治太夫與五右衛門には御腰物一腰づゝ追て被下、作兵衛儀は御腰物と御具足一領被下候、偕又右の敵は元浪人にて劍術の達人故、此度大坂城中へ召抱へられ候、念立左太夫と云へる大勇猛の侍なり、右の首は胃付

念立左太夫の首を六右衛門の失策

にて池山茂太夫に御徒の者厚木八左衛門等兩人指添へられ、茶臼山御本陣へ指上られ候處、途中敵人入亂れ奪首討添等致し危き場所と聞き候て、右の胃も捨て鼻ばかりに致し上覽に入候に付、公池山が武士道不穿鑿なるを以ての外御怒にて御成敗成さる可しとて、三人共に御物頭高德主計へ御預置なされ候處、海老原主膳申上候は御立腹の筋御尤至極に奉存候、去ながら御手前切の御仕置にては譯も相立申間敷候へば、前々より御懇志の事にも候間本多佐渡守殿へ密々先右の段御知らせの上にて如何様とも仰付らる可きやと申上候處、尤の申分とて永見志摩を御使にて御遣され候へば、佐渡守殿申され候は、御立腹の儀御尤には存ずれども、死人に妄語と申こと候へば、佞奸の人口計り難く候、然れば三人共に命を御助御追放なされ候方、然るべく候、左候は、御高名の品流布する證據の爲にても御座有べしとの御返答に付、三人共命を御助御追放に相成候、今日公の御手御自身の御高名首二つ共に五十七級なり、六月十六日家康公に二條の城に見え玉ふ、右御陣後兩御所様御前へ永見志摩を召出され、此度伊豫守城乗の様子、又自身の働の儀如何之有候哉との御尋被遊候に付、御尋ねに任せ始終委敷申上候て、去り乍ら右伊豫守自身働の節は私儀は先手

を仕候故、遙に乘隔り高名の場所働の様子も見受申さず候、後に其邊乘廻り見候へば大坂八町の通りにて、伊豫守馬取に着せ申候羽織など落て御座候故、借は此所にて手に合申され候と存じ罷通り候、寢と所は覺え申さず候と申候へば、左も之有る可し、摠して佗國初ての働には其場を寢と覺しられぬものとの上意なり、公御働の趣御満足に遊され候御様子にて有之候由、但志摩儀も自身の高名も有之、大坂棚の内にて阿部備中守殿に御目に掛り、互に言葉をかはし罷通り候こと有之候故、其後も江戸御城に於て御旗本中戰功穿鑿有之候刻、公并志摩を高名の證據に申上られ候方も多く有之候、追て右の儀に付備中守殿より志摩方へ書翰を以て御申越候事も有之候、諸大名京都へ登り集り候上二條御城へ召され大御所様御目見仰付られ、何れもへ上意有之各頭を下り候處、公には餘程末席にて三側目に御入なされ候が、延上り玉ひて松平伊豫守是に罷在候と高聲に仰上られ候へば、大御所様御覽遊され、其方は自分の高名まで相遂候とある別段に御威の上意を仰せ蒙らせられ候、
買朴を尊む
 小鳥庭樹など御家中に流行申す節、御近習の輩へ御意有り、たとひ武具とて分外なる過美の類遠慮すべし、元より兵器の外は皆物數寄なれば第一禽獸木石

武備の道

友とすべからずと、大御所様毎事上意有り古筆繪讀名作珍器の類其物に丹精を盡したる情を感心の餘り一座の興とし求め得て秘藏するに及ばず、此境を辨へ慎むを士の心掛と云、但し醫師僧家并に有徳福有の農夫賣買人はいかほども求め貯へ玩ぶべし、是武役なき者共なれば也と、御質朴の儀尊信すべきと、或時洛陽又加州より和漢の古筆繪讀の類器物類あまた賣人持來る由聞召及ばせられ、武具の外は物數寄たり必ず求むべからず、珍數物程貯へ得難くして此の如く賣買するを以て見れば求め玩ふことに非ず、常に武備の道徳を子孫に残す可しと、絶えず御近習に向ひ御意あり

柿色の鉢

公御平常の御手拭長く切らせ御遣ひ成され、以後柿色染に仰付られ、御足輕共の鉢巻に成され、御武具土藏へ入候由、又夏中御川狩の鮎を切漬に仰付られ辰巳の御矢倉に詰置され候、又雪中急御用の爲に板取まで往來に敷申様にとて、葉籍を仰付られ宿こに御預け置候由、又井伊兵部少輔殿御入魂に付、或時中の河内より木之本迄四宿を御替地に成され度候、雪中侍共往來致候に難儀致し候由仰され候へば、安き御望に候、然れ共所替と申儀は言上に及ばず候はては成間數候間四宿の儀は御領内と思召何事も御遠慮なく仰付らる可く候、其旨

申付く可き由にて四宿の儀は今に相守候よし

越前家御一門方何れも御持の挿箱になめし革の油單を掛させ玉ふこと公の御代より始まり候、元來秀康公忠直公御代の儀は申に及ばず、公の御代に成り候ても御三家方の御挿箱に相替る儀は御座無く候處に、公江戸龍の口に於て始て御居屋敷を御拜領なされてより、御在府の間久敷罷成候に付御出行の儀も繁に候處、やゝも致しては御三家方に見まがへ下乗下馬の衆多く有り候を公御いやがり成され御紋の見えぬ様にと有てなめし革の油單を御掛させ成され候より、以來金の御紋付にて無く挿箱共に越前家とさへ申せば革油單を掛ずしては叶はざる如く成り候、右の子細に候へば革油單を掛ると申すは物靜なる時の儀なり、何ぞ事關敷時分人込騒動の中に於て御家柄の相頭はれ然可しと有之節は何時か上の油單を取除下の御紋の見ゆる様にとある御物數寄にて候、常變共に必油單を掛けずしては叶はずと申儀にては御座無く候

越前革被りの由來

松平光通

從四位上行左近衛少將越前守光通公は、忠昌公の嫡子母は廣橋大納言兼資卿の

新保浦民
國に遊る

女慶壽、寛永十三年七月廿三日福井に生る、幼名萬千代、長ずるに及て温順慈愛、政を爲すに大綱を擧て苛察ならず、邦内大に寧し、十七年九月九日江戸に至る時に年五歳、正保二年四月廿六日登城世子の首服を賀し、太刀目錄を獻ず、八月朔父忠昌公逝去す、十一月十九日將軍家公をして封を襲がしめ、昌勝公時に仙菊と稱すに五萬石吉品公に辰之助に二萬五千石を分封す、公の領知所は凡四十五萬石五百零七石六斗零八合にして、木ノ本一萬石を封外とし、勝山二萬五千石と共に公をして假に之を知らしむ、廿一日公及び昌勝公登城受封を謝し物を獻ずること若干、十二月晦召されて登城し、昨日老中侍從に任ず、將軍林丹波守堀三左衛門直景を藩に遣し國政を監察せしむ、公幼にして江戸に在るを以てなり、是より先正保元年四月朔坂井郡新保浦竹内藤右衛門子藤藏岡田兵右衛門船三艘を藏し、五十八人を督して松前に往き、交易せんと欲す、發行數日暴風に逢ひ海上に漂ふ事數日にして、碇紐國に漂著す、蠻人干戈を持って來り、剽す、狀を具して漸く解く事を得時に十月十一月の交なり、其頃紐紐大明を盃食して國王北京に在り、我國民を視る事賓客の如し、然れども日夜舊里を思慕し、歸らんことを請ふ、依て二年十一月十一日人をして之を送らしめ、北京を發す、十二月九日朝鮮の國境に到り、廿八日越前に

歸る是年正月七日朝鮮國を發し海に航し初發せしもの五十餘人或は海に溺死し或は蠻人に殺され且は病死す今歸る者僅に十有五人岡田兵右衛門宗野與三郎は召されて江戸に往き其狀を白す是歲吉品公振姫君江戸に如く將軍家海内與地の圖籍を修す各國諸侯をして之を獻せしむ公大宮彦右衛門に之を司らしめ海福瀨左衛門を以て副とす是歲圖籍成て之を獻ず慶安元年戊子六月十日公江戸を發し日光に詣て十八日邸に歸る八月十五日大和公直基江戸邸に逝去す公は秀康公の第六子母は三好氏幼名五郎八父公をして結城氏を嗣がしめ漆ヶ淵の第に居る忠昌公封を襲ぎし時勝山に封ぜられ將軍家に京師に従て從四位下に叙す是に於て大和守直基と號し本多富正の女を娶て夫人とす累封して十五萬石に至る享年四十五佛性院殿前和州拾遺鐵關了無大居士と諡す二十一日公從四位上に叙し左近衛權少將に任ず諱字及佩刀字左文を賜ふ是に於て越前守光通と稱す晦昌勝公叙爵是より中務大輔昌勝と稱す二年十二月廿五日元服を加ふ三年正月朔公登城す承應二年正月公登城す六月三日將軍家使を遣し公をして初て封に就かじめ白銀千枚拾百及馬を賜ふ明曆元年乙未正月朔公登城す夏四月十三日越後公光長の女清國姫を靈岸島邸に娶る是年公禪利を坂井郡田

國籍を獻す

大安寺を建立す

直堅公生る

新田義貞公戦死の碑を建つ
驛亭の法橋を大橋に

谷に經始し萬松山大安寺と號す海福瀨左衛門其事を司る二年三月公江戸に抵る本多内藤助昌長酒井與三左衛門重成之に従ふ三年正月朔登城す是月十八日より十九日まで江戸大火あり龍口靈岸の二邸亦其災に罹る公毛利侯の青山邸に避け淺草智樂院に移り後昌勝公の淺草邸に入る四月藩に歸り本多昌長江戸邸に留る小君の産月なるを以てなり五月八日女生る布與姫と名く萬治元年正月四月江戸に役す八月十八日公の母慶壽君江戸邸に逝く君は儀同三司廣橋兼賢公の女にして忠昌公の繼妃なり傳通院に葬り慶壽院淨譽月窓清心大信女と諡す是年備中公直藩の泉水第に生る幼名權藏と云又佐竹侯の閑老澁江内膳卒す使を遣して之を弔す内膳武名あり公案より之を知る其士を重んずる事此の如し二年正月朔登城し是月所々勤番の法を定む四月二日福井火災あり高知の家屋過半焼く即藩に歸る是より先江都本城造營新に成就す本多昌長を遣はし往て賀せしむ八月十四日昌長登城して將軍家を拜し太刀銀馬代を獻じ老中楡之間に班列して公に遣す書を授け昌長に時服五内公一枚二羽織一枚を賜ふ三年三月公石碑を燈明寺村三屋福萬新田源義貞公戰没の地に建つ下條別記す寛文元年二月廿六日女市姫君卒す六月驛亭の法を定め大橋及國中の諸驛に懸く公江戸

勤進的興行

に到る九月九日飛鳥井公逝く、公諱は雅直大納言雅章の子中將に拜せらる、嘗て忠昌公の女松雲を娶て綱昌公の小君清照君を生む、是年昌親公森氏作州森内記 長繼女松桂院を鳥越邸に娶る、三年三月令を下して奢侈を禁ず、本多昌長奉して之を傳ふ、木田妙藏寺の傍に於て諸士大に勸進的を射る、公一日往て之を見しに、老臣高知大折を獻ず、即之を弓師に頒賜す、六月五日婦人の城門に出入する法を定む、十二日忠昌公側室慶光君卒す、飛鳥井雅直公の妃松雲君及長松君世早を生む、毎に次郭に居る故に二之九殿と稱す、十一月公北濱浦に追鳥獵をなす、此日天寒く手足皆龜まる、即命じて濱頭に於て粥を煮て士卒に賜ひ糜熟する比ひ公就て巡察し、釜毎に一匕を嘗め、後之を賜ふ、時人之を越王勾踐に比して喜ぶ、四年二月廿八日昌親公從四位下に叙す、是年五月十二日將軍家黒書院に於て封國の印書を賜ふ、始て越前を以て八郡とす、五年八月公泉水第に遊び諸士の武技に精き者を召して其藝を見物を賜ふこと差あり、亦近侍の士遊技を嗜む者をして之を爲さしめ、諸士をして之を見せしむ、其後宴を賜ひ君臣大に娛む、此日軍師井原頼文を召し兵事を問ふ、頼文席上の焦豆子數個を襖に投ず、豆子散亂して墮つ、即之を收め紙に裹み、再び投ずれば襖爲めに破る、頼文席を避け白して曰く、軍旅の事一に斯の如し、士衆

公を以て越王勾踐に比す

越前を八郡とす

軍學家井原頼文の答

井野次郎太夫流兵法の答

白山麓牛首十六村加州と争論す

寛文の大坂火焼く

樹木の安否を問ふ酒井元知の諫言

の一なると一ならざるとにありと公善しと稱す、又井野次郎太夫と云ふ者を召し武田流行軍の法を問ふ、次郎太夫曰く吾家の法たる一鼓一步撃て進み、進みて撃つと手を舉げ身を動かさし其形勢を爲しつゝ、覺えず進んで膝下に至り公の膝を叩て曰く、豈娛からずやと公大に悦ぶ、四月始て坂井郡加戸池今立郡湯花川粟田戸橋に至るの魚を捕るを禁ず、是年巡國使甲斐庄喜左衛門神保四郎右衛門鳥居權之助藩に来る、白山麓牛首十六邑加州と争論す、事具に將軍家に達す、牛首十六邑及加州二邑を以て美濃笠松の代官杉田九郎兵衛に屬す、八年四月公江戸にあり、五月將軍家の令に依り津留の法を注して之を獻ず、九年四月十五日辰下刻福井勝見荒川端の永雲寺門前に火を失す、東南の風烈しく火川を越えて鎮むるに由なし、使番森勘兵衛吉房馳て江戸に到り之を告ぐ、既にして本城天守外郭門櫓悉く灰燼となる、自餘大夫諸士の第宅輕卒の屋舎及諸坊皆其災に罹る、使番渥美助左衛門馳せて之を告ぐ、時に公問ふて曰く東照宮廟如何助左衛門答て曰く、猶木工貞澄杉田主水正治之を鎮て恙なしと、又問て曰く城の内外四周の列樹奈何、曰く色を變せず、公曰く患る所なし、後貞澄正治の功を大なりとし賞賜せんとす、酒井元知諫めて曰く不可なり、若夫自今失火あらば壯士命を抛て之に當り或

國主

は非命の死を取る者あらん夫廟は造り易く士は得難し今之を賞するは士を養ふ所以に非じと、公之を可とす、廿三日將軍家大久保出羽守忠朝を遣して福井城の災を慰問し五萬金を貸して造作の用に充てしむ、五月十四日公國に歸り蘆田圖書吉賢の第に入る、廿八日物頭力丸藤左衛門三寺久左衛門岡九郎左衛門服部三郎兵衛を大坂に遣す、六月十九日四使大坂より貸金を獲て歸る、六月五萬金を諸士大夫及隸士輕卒に貸與す、七月廿一日日本多孫太郎長員例に依て使を江都に遣し又昌長の遺物五月廿一城州國行の佩刀を將軍家に献じ又太刀銀馬代奉書紙廿束を献じて封を繼ぐを謝す將軍家書を長員に賜ふ、十一月朔國中に驛邑港津の法令を改め懸く、是歲越前八郡の圖籍成る、十年三月十一日國城營作の新始式を行ふ、蘆田吉賢總管たり、酒井元宜之を輔けり、川瀬治太夫加藤所左衛門津田源之丞長坂與五太夫之が副たり、廿九日公蘆田吉賢の第を發す時に吉賢に佩刀及時服十を、又其家士依田加兵衛清水佐左衛門難波覺左衛門に酒食を賜ひ後召し見て時服各二を賜ふ、四月十三日公中仙道より江都に入る、十四日慰問使來る、六月家康公の廟を福井北郭清水門内に更め建つ、比企佐左衛門之を掌る、七月下旬大原市兵衛武明に命じ秀康公の行狀を記せしむ、九月廿八日公岩村門右衛門

越前八郡の圖成る

東照宮を清水門内に建つ

秀康公行狀記纂

東小町辭世の歌

本城成る

を藩に遣し蘆田吉賢を慰勞し羽織一鶴一を賜ひ家士に酒肴を賜ふ、是歲將軍家始て公に蒼鷹二居を賜ふ、之を臂にし下野足利に狩す、其後將軍上總下總に於て遊獵の地を賜ふ、蓋足利は忠昌公以來放鷹の地なり、十一年二月十二日公の女布與姫を松平信濃侯編茂に嫁す、裝飾美を盡し觀者路に滿つ、三月廿八日小君逝く、越後侯中將光長の女なり、忠直明曆元年四月十三日公に歸り、眉目嬋娟資性柔順、善く和歌を作る、照高院籍紳之を目して東小町と云、逝くに臨て歌四首を詠ず、其一に曰く、かき撫し親の恵に比ふれば吾黒髮の數は數かはと公其平生詠ぜし和歌を京師に送る、後西院之を覽たまひ御歌を製して悼み玉ふ、後水清池の號を親書して公に賜ふ、照高院宮亦金字心經和歌一首を書して公に遣す、東都光明山天徳寺に葬り清池院殿法譽性龍大禪定尼と謚す、四月十五日公登城し馬及鷹二居を賜はる時に藩の本城成る先八田金右衛門を福井に遣し將軍家の吉日を擇て兵器を本城に納しむ、即平泉寺に於て日を卜す、廿五日中仙道を經て歸り本城に入る、十二年二月廿一日高田君逝く、公木曾路をへて四月十三日江戸に到る、將軍家久世大和守廣之を遣し之を慰む、十五日登城太刀馬代白銀三百枚綿五百把を献ず將軍使を遣し鶴を賜ふ、五月三日端午の帷子單を献ず、内書

慶松に山莊を賜ふ

直堅微服江戸に行

及び留守居役に時服二を賜ひ更に將軍家使を遣して鷹の雲雀を賜ふ、是歲城郭門櫓石牆等成る、大賈慶松に山莊を賜ふ、延寶元年五月狛木工允貞澄を使し、蘆田吉賢に太刀馬二荷三種綿百把を賜ひ以て國城新成の功を褒む、十三日城上鐵砲之間に於て吉賢に饗を賜ふ、是より先き故あり權藏直堅君を八幡村一云一光邑君荒谷邑に居らしむ、一日微服潛行して遁る、堀十兵衛命を奉じ追て今庄驛に至り之に及ぶ、君歸るを肯んぜず、十兵衛自殺す、遂に遁れて關東に行き身を但馬侯に托す時に年十六、十一月二十日齋藤民部を東都に遣し之を謝せしむ、二年正月



花押 兼 所載

三日昌親公江戸より歸へる蓋し去秋例に依て暇を賜ふと雖母君の病に依て邸に留りしが是日國城に来る、十二日公宿痾痰を發し井上養伯の湯藥を服す、使番平岡仁兵衛を東都に遣し之を告ぐ、是夜戌の刻公逝去す、春秋三十有九、治國三十年なり、昌親公酒井孫四郎及び小姓頭石川太右衛門を江戸に遣し其事狀を將軍に白さしむ、廿六日淨光院に殯す、二十八日蘆田圖書吉賢稻葉采女正信、公の遺言書を齎して江都に赴く、七月七日葬式

を行ふ、即日田谷村萬松山大安寺に葬り大安院殿前越羽林次將賢譽德超萬休大居士と諡す、將軍家戸田伊賀守氏長を東都の邸に遣し之を弔し、香奠白銀五百枚を賜ふ、綱隆昌親之を受く、老中書を昌親に賜て之を弔す、公の墳墓を永平寺及紀州高野山に建つ、像及肖像は大安寺に在り、二女あり、長は鍋島侯に嫁し、院院光次は幼にして卒す、院院學共に清池君の生む所なり、一男幼名權藏後備中守直堅と挿す、母斤桐氏則糸魚川侯是なり

〔大安公略傳〕 寫本

(越前史略)

農民凶變を知る

名馬五月雨

或人云公、一とせ御國にて御馬を得給ひしが、其毛色黒くして一點の白星あり、其名を五月雨と呼たまひ江戸に牽せ給ふ、ある時御馬のと夫人に御物語ありしに、夫人は五月雨とこそ名付給ふならめと仰有けるに、公の名付給ふ所と暗に符合せしかば、御滿悦限なかりしとぞ、是は星一つ見付たる夜のうれしさは月にもまざる五月雨の空と古歌によみし心よりして斯御心の符合しける御事とぞ申傳ける是等の一話を以ても御夫婦の御様子恐察し奉るべきなり、延寶二年三月二十四日福井城に於て御逝去、此日御凶變のと未だ發せざるに、農民數多御城門に來り哀慟しけるを、下吏制すれども立去べき様子なし、其時

國主

大將は目
ふて人を使

執政狛伊勢大音にて公御病氣重らせ給ふ處、今又や、御快き方なるぞ安堵し立去候へと申ければ、何れも退散しけるとぞ奇異のともなり、紀州頼宣公と途中にて御出合有て御挨拶の時、御供廻り少し出過たるとの思召にや、御供の方を御覽なされ候へば、何れも引込候を、頼宣公御覽じて、目にて人を使ふ大將を何れも見たるかとの御噂にて、御感心ありしとぞ。江戸にて感狀持なる浪人御家を望み、諸役人に取入、彼感狀をも見せける故、兎角在國の節、御國元へ來り候様にと、御家老中の内意も有ける故、遙々と福井へ來りけり、偕御抱ありて然るべき旨申上げれば、右の感狀を出させ御覽ありて、暫默然として思惟し給ひ、仰けるは、此感狀比類なき文言なれども、是は作物なるべし、其故は宛所の殿の字文字の相當不相應に貴び過ぎたり、其上戰場にて敬ふて書べき文字にても騒しき折節なれば、假名にて書くか、又は艸の甚やつしにも書は左もあるべきと也、今考るに假名にても書べき程の所を行よりは眞の方に近く書たると、右筆職の誤とは云難し、愈詮議あるべし、曾て心得がたし、且當家に於て感狀持たる士珍からず乞求るに及ばずとのたまへり、御家老中も心服して、其後其者の先祖を正けるに色々六ヶ敷なり、且公の御不審の段を粗傳聞て、其者は夜

感狀の偽
作を看破
す

醫師の歌
稱

地強きが
肝要

の間に逐電せしと也。京都の醫師所縁ありて御家へ來り、訃役人に近づき身の上を取組けり、此醫師は飛鳥井家の門弟にて蹴鞠の達者なり、或日公御家老中の亭へ御入ありけるに、右醫師のこと申出し、今日の一興に蹴鞠を興行して、刻を移し御機嫌斜ならざる由、亭主彼醫師に語りて殊の外なる首尾なり、身の上のことをも沙汰申すべき山を演べ、其後數日經て政事の序に彼醫師を召抱給はむやと申上しに、公仰けるは、此醫師の鞠一朝一夕の修行に非ず、一生の精力鞠に在りと見えて名人なり、然上は家業の醫術は鞠ほどにはよもあらじ鞠の名人として有なむや、醫者にして鞠の上手無益のこと也、抱ゆべからずと仰けるが、果して醫術は堪能なかりしとなり。又一家の内にて手柄をなしたる醫師御家を望み役人執持けるに、公仰けるは、一通の手柄計にては覺束なし、まぐれ中りに功をなすこともあるなり、只地の強き療治にて平生病の取扱かひがひしくなくては功をなし難し、諸藝共に地の強きこそ肝要なれと仰ありけるが、果して此醫師何の沙汰もなかりしとぞ、假初のことにも箇様に心を付たまひけるとぞ。

新田、義貞公戰死遺蹟の碑

國主

延寶三年五月五日
井城に就入
て封に就

世子越前
守綱昌と
城す

走馬始は
原馬威の起

身等之に従て將軍家に見え、七月三日公昌勝公の嫡子仙菊君を養て世子とす、時に年十四、二十九日侍従に任じ元日の相伴を命ぜらる、三年正月三日世子登城し、七日公登城して任官を謝す、將軍家に時服十金馬代御臺所に白銀二十枚を獻す、十八日世子局に於て昌勝公及夫人を饗す、五月五日公福井城に入り始て封に就く、高凡四十七萬五千石、六日永見志摩を江戸に遣し封に就くを謝せしむ、八月朔國中の商賈例に依て綿を獻す、十一月廿二日老中連署狀を世子に贈る、廿三日世子召に依て登城す、從四位下に叙し侍従に任じ諱字及佩刀を賜ひ將軍家親手熨斗を賜ふ、是より越前守綱昌と號す、菅沼市左衛門を京師に使せしむ、公笹沼大學を江戸に遣し世子の任官を謝せしむ、十二月五日引目山に狩す、公馬を荒井森に息ひて諸士の馬に乗て過るを見、歸路江端の橋頭に從士を召て、召出の酒を賜ふ、是年吉江の第を西三之郭に移し造る之を新宅と稱し公茲に居る、四年正月朔本城に於て諸士の賀を受け、二日諸子弟の賀を受く、此夕走馬始る、七月二十日老中連署狀を贈りて公及世子を召す、蓋公是より先上書して致仕を請しが故なり、廿一日公及び世子登城す、老中列座酒井忠清書面を以て公の請を許し世子に封を襲がしむ、時に年三十七、八月廿六日綱昌公と登城し太刀金馬代帷子十佛智墨蹟

綱昌公退
吉品公
再封に

掛物一幅を獻す、將軍家席を賜ひ之を召す、公膝行して進む、將軍家公に謂て曰く、卿屢請ひ且病むを以て致仕を許すと雖、越前守年尙少し、其政事の如きは卿宜く之を聽くべしと、謹て之を諾し佩刀を將軍家に獻じ、又老中に物を賜る、世子綱昌公公の後を襲ひたるも、後病氣の故を以て其職を退く、是に於て吉品公再び封を襲ぐに至る、貞享三年閏三月廿七日阿部豊後守正武書を贈り公をして登城し封國を謝せしむ、廿八日登城し將軍家に見えて之を謝し物を獻ずること若干、廿九日鳥越邸より靈岸島邸に移る、四月七日忠昌公以來賜ふ所の東國の鷹場を官に收め其郷帳を天野九郎兵衛權田彦兵衛に附す、十五日本多孫太郎の宅に於て家老酒井玄蕃及狛十太夫酒井孫四郎列座諸士を會し公の意を述べ命を俟しむ、其辭に云

去二十八日御領知之御禮被仰上候、御國元御家中御罷在段道々被聞召及御満足被思召候御家久敷侍共、不便思召候得共、御高水分減候就而御手當難被成、御迷惑被思召候、御相談之上而追而可被仰出候間、夫迄上之御爲亦身之爲候、謙敷無之儀可仕候、

五月四日綱昌公鳥越邸に移る、六月六日稻葉采女正信命を奉じ藩に至る、十日正信の宅に於て本多孫太郎本多左兵衛齋藤民部酒井玄蕃有賀左衛門列座し仕を罷むる諸士を會し公の意を演ぶ其辭に云

貞享の威
と稱す

今度御高水分藏候付、御手當難被成被召出儀不_レ被爲_レ成、御不便被思召候、御國御城下如何様茂罷有段不_レ苦被思召候、未_レ々而御目見等仕候茂不_レ苦旨被仰渡、縁者親類之内何様罷有候而茂不_レ苦候、家居之分者被_下置候間、難有可_レ存旨、

祿を收め仕を罷めらるゝ士凡二百八十三人、與力二百五人、歩士十四人、足輕五百九十七人、其士は即忠昌公光通公以來父子兄弟相共に仕る者其差等を以て祿を罷られしなり、將軍家都築長左衛門松田又兵衛を以て代官と爲し來て勝山に居らしむ、是より元朝の列座總下座、諱字を賜ふこと、葵紋を用ふること、行列に打物を隨ふこと、馬及諸槍下馬の腰掛に入ること、鞍覆に金紋を付ること、繪符に越州と書することを停めらる、老中の連署に殿字を用ひ、又繼飛脚を停んとす、稻葉正信請て之を復す、是より先台使到る時は則立關に迎しが是より唐門に迎ふ、又萬石以下と雖台士到れば大門を開きて迎へ、老中を饗するに則老中若年寄の餘に至るまで公親手引物を賜ふ、國中の驛邑に懸る所の令章に、御札之寫の四字を加ふ、行列に片鎌の槍を隨ふを停め、又職名を更め宿老職を停めて年寄を家老と爲し、若年寄を用人と爲し、横目を目付と爲し、瓦門番を寄合と爲し、用人を勝手と爲し、徒横目を徒目付と爲し、小姓横目を小姓目付と爲す、是夏公名を昌明と改む、九月十日老中及び門族諸役人を饗す、公新に封を受けしに依てなり、是年毛谷川の

昌明と改
名

有馬涼及
山崎李庵
長島道仙
の來診

練舟を停め又札銀を停む、是年將軍家令を下して云、江州柳瀬の關幕は當に公の直判を用ふべく、越後高田の關幕は高田城主の直判を用ふ可しと、四年五月廿五日將軍阿部豊後守正武を遣はし公をして封に就かしめ、白銀三百枚、袴三十を賜ふ、廿六日登城して、將軍家に見へて馬を賜る、六月二十三日歸城す、是より先き隊士公を鐵門中に送迎せしが是より諸士悉く城上に候するを以て例とす、元祿二年正月朔日公登城す、盃酒及び吳服臺を賜はり三日將軍家諸始に塗金瓦器二枚、盃臺、酒代、一枚を獻ず、夜謠初家老中盃臺を獻ず、二月廿六日門族を饗す、操戲の遊あり、五月廿三日歸城し、十一月疾む、横井玄節岡部養竹湯藥を獻ず、未癒す、使番松原善左衛門を京師に遣し以て醫を召し又小性頭奥平平右衛門を江戸に遣す、廿八日有馬涼及京師より到り湯藥を獻ず、既にして江戸より官醫山崎李庵到る、十二月六日官醫長島道仙來る、蓋公族の請に依るなり、十二日有馬涼及暇を賜はりて京師に歸る、十四日道仙藩に到る、白銀百枚、綿肴を賜ひ、公其藥を服す、三年正月九日病癒しを以て道仙に白銀三百枚、綿奉書肴等を賜ひ、東還せしむ、八月十二日公及世子台命に依り登城猿樂能を觀る、九月朔世子其局に於て諸子の射を觀る、八年三月二十一日、世子元服す、有馬侯の家士到る、是より先日向國縣城に在

り秩五萬石を食ひ九日分部侯及兩台士等九岡を發し府中に宿す九年十二月五日登城して右近衛少將に任ぜらる十年八月十五日夜公川手の亭に遊び月を賞す伊藤宗恕詩を獻じて云城外陪高躅川亭豁可望幸逢奇月遙遙賞異鄉光清話翰肺腑佳肴換胃腸興來欲攀古勝踐憶深梁其端書云丁丑中秋と君臣歡樂して東方の白きに至る九月十八日安波賀の春日四坐本社幣殿調供所若宮地主の社稻荷社入幡社瀧殿三社の經營成るにより上棟式を行ふ使を遣し幣を奉り封五十石を寄せ又祠官吉田宮内貞親に月俸五人口を賜ふ十一年三月秀康公茶毗の地に觀音堂を建つ淨光院塔頭是月公安波賀の社に三十六歌仙の額を納む蓋公之を天朝に請ひ繕紳をして書せしめしなり藤光祿實種種は從二位前奥書を加ふ四月公江戸にあり鳥越邸を經始す十二月十日石町火を失す公東叡山に出馬し靈岸島の邸災に罹る綱昌公は鳥越邸略成るを以て之に移り世子は火を毛利侯の青山邸に避く公上野より直に宗昌公の淺草邸に入る火佃島に至て止む十二年二月十一日靈岸島邸成るを以て之に移る是日綱昌公鳥越邸に逝く年三十九十二日道本山靈岸寺に葬り清淨院殿從四位下前羽林次將越州刺史明譽光岸超哲大居士と謚す將軍家青山播磨守幸將を遣し博銀三百枚を賜ふ五月二十八

森殿寺の觀音堂建つ

綱昌公逝去

片鎌槍を從ふ

日世子昌方公病に依て將軍家に請ひ仕を罷む六月朔世子本姓に復し我邸を出づ七月六日淺次郎を本多孫太郎に賜ひ養子となさしむ十一日本城にて諸士の鳥銃を觀る五箇村製る所の奉書紙判元を京師の三木權太夫に命じ其運上を定む十三年三月十九日藩を發し江戸に入る三日慰問使秋元但馬守喬朝到る四日登城す内獻金是年三國港口に初て舟を置き入港船を導く畫旌旗を用ひ夜は燈火を懸けて標とす之を水戸印と云十四年二月二十六日公將軍家に宗昌公の弟伊織君を子とせんと請ふ是月靈岸島邸落成す三月五日公登城す老中班列し台命を演べ伊織君を子とするを許さる七日世子靈岸島邸に入る富田平藏竹田宇左衛門之に從ふ世子公に太刀銀馬代二種五百匹を獻ず十四日淺野内匠侯吉良上野介を城上に刃す是將軍家天使を饗す十五日公世子を携へ登城し將軍家に太刀金馬代綿百把御臺所桂昌君に各縮緬十卷を獻じ世子は將軍に太刀金馬代小袖十御臺所桂昌君に各白銀十枚純綾十卷を獻ず是時より世子片鎌槍を從ふ六月藩の地圖郷簿を評定所に獻ず十二月十八日世子志摩侯と登城し白書院に於て從四位下に叙せらる秋元但馬守喬朝命を傳へ松平美濃守吉保松平右京大夫輝貞班列す是より世子大炊頭昌邦と號す十五年十一月廿五日昨日老中公登

褒叙を用
ゆるな許
さるな許
ふ札銀を行

行列に打
物持の許

吉品と稱
す

城し老中班列し公に褒叙を用るを許す、是年吾藩再札銀を行ふ賈人金屋彌助元
編たり二月四日將軍家淺野家の士四十六人に死を賜ふ其子弟後赦さる時諸侯
競て之を祿す某侯之を公に勸む、公應へて曰く我家士黃門より以來各祿を世々
にす節に臨て此舉を難しとする者なし何ぞ更に他に需んやと諸士之を傳へて
悦服せざる者なし、是より先き行列に打物を従ふを請しが是日之を許さる

松平兵部大輔殿長刀御持有之度願之事美濃守殿各茂申談以前御持候得者新規申而
茂無之候共上近年段々結袴被仰付御事候長刀勝手次第御持尤候大炊殿は列之部屋
之衆被兩合其通被成尤候

卯月二十六日

土屋相模守

寶永元年十月廿八日公及世子召されて登城す諱字を許し將軍家親ら慰斗を賜
ひ又佩刀を賜ふ、是より公は吉品公と稱し世子は吉邦と稱す、公及世子物若干を
獻じ之を謝す、十二月十一日世子召れて登城し待從に任ず、二年三月七日上野の
一品法親王公に菓子を贈る、是より先酒井有休壯丹を獻ず、其色殊絶紅最愛す可
し、伊藤元務詩を獻ず曰く、北斗之南只一家。天葩豈得萬錢賒。它年分裁誇春艶。便是
人間第二花。と是より斗南紅と名け公之を貴重す、一品法親王仄に其絶種たるを
聞き之を請ふ、公即ち分贈す、是日花始て發く故に此贈あり、八日公上野に到り法

柳澤侯の
絶談を謝
す

親王親ら茶を點して公を饗し又花圃に伴ふ、花圃の鍵は親王之を腰にせり、其花
を愛する事常ならざる以て觀るべきなり、九月五日世子藩に到り三の丸有賀孫
左衛門宅に入る、四年正月二十五日是より先き柳澤甲斐守吉保、威海内に振ひ諸
侯争ひて親附す、公は柳營の親族なるを以て柳澤侯其女を以て世子に嫁せしめ
んとす、即ち越藩の大夫を邸に饗して曰く吾一女あり志操柔順なり、願くは世子
に配し箕箒を執らしめむと、大夫等還て其事を公に白す、公肯かず大夫等曰く昔
は豊臣氏身匹夫たりと雖時運に乗じて兵馬の權を握り、家康公の如きも其指麾
を受く、然るに况や柳澤侯をや、今百の諸侯争て親みを需むるに彼却て好を吾に
求る所以は清流たるが故なりと、是に於て公勃然として曰く吁汝何をか言ふ、夫
豊臣氏は逆臣光秀を誅して従一位相國に陞れり、今柳澤は素館林の吏卒たるは
吾知る所にして面談詭譎を以て身を立て風雲に駕して官祿を竊むの徒なり、亢
龍の悔遠からずと爲す、豈此を以て豊臣氏に比するを得んや、況や其女吾子の偶
と爲すに足らず、汝等再び言ふこと勿れと、其後日野西中納言國豊卿の女を約し
て婚を將軍家に請うて聽さる、是に於て公は松原八左衛門世子は酒井典膳を以
て納幣使とす、是月大久保某の母卒す、母は公の乳媪なり、公一日出遊の日籃輿を

以て之を迎へ親ら其欲する所を問ふ、曰く謹て慈旨を奉ず老婦尤馬齡既に迫りて又何の欲する所あらむ、唯庶幾は惠を衆庶の小人に賜はむ事をと、公大に其私の爲にせざるを感ず、卒するに及て哀悼香華を賜ふて之を弔す、五年三月八日京師大火あり、日野西家亦災に罹る、使番柘植猪右衛門を京師に遣し、日野西家に三百金を贈る、四月後泉水第を修す、持弓頭小川與右衛門之を管し、手廻鹽谷宗兵衛副たり、是より先泉水第あり、今其西隣薄井新八山名次郎右衛門江川安右衛門堀新左衛門四士の宅地を合して新泉水第と稱へ、舊所を本泉水第と稱す、四月廿九日公是より先日野西公の災に遭しを以て、假に姫君を藩に迎んと請ひ將軍家之を許す、是日京師を發す、五月姫君藩城の有賀孫右衛門の宅に入り、八月廿八日藩を發し中仙道を経て、九月十三日靈岸島邸に入り婚禮を行ふ、寶永六年二月二十七日將軍常憲公正妃淨光君の法會を行はる香奠白銀五枚を世子は二枚を獻ず、四月十三日登城す、佩刀豊後行平二尺二寸を賜ふ、十月前將軍家の上野廟に唐銅燈籠二基を獻ず、七年六月廿九日公疏を具て致仕を請ふ、七月五日許す、正徳元年四月廿九日將軍家書を賜て公の疾を問ふこと二回、五月十三日官醫河野松庵江戸より來る、十二日公泉水第に逝去、春秋七十二、十八日運正寺に殯し探源院殿中

福井淨光
此時
院正
寺と改
む

大夫前羽林次將順譽和祥龍山大居士と謚し、瑞源寺に葬て探源院殿前羽林次將龍山悟徹大居士と謚す、十九日將軍家高木主水正を靈岸島邸に遣し、香奠銀三百枚を賜ひ又書を賜て之を弔す、公幼にして支封を受け、慈愛を施し臣民の歡心を得、本藩を襲ぐに及び人の懽悦せざるは無し、一たび江戸に祇役するの後、其政嚴を尙ひ諸士その激怒に觸れ、或ひは族滅せられ、或ひは重刑に伏し、又は爵祿を削



長野野花押所藏

らるゝ者少しとせず、然れども性方正剛直にして守廉潔行の士を重んず、故に側に讒佞諂諛の臣無く、國を治むること前後二十七年、民人大に畏伏す、人或は謂ふ當藩國初以來其治公より久しきは莫く、其齡公より壽なるは莫く、其政公より嚴なるは莫し、小君森氏子なくして卒す、公女色を悦ばず、媵妾少し、故に傍腹の子なしと、瑞源寺に一小幅あり、公の像を畫く、是公在世の時工に命じて寫さしむる所なりと、

松平吉邦

從四位下左近衛少將松平伊豫守吉邦公は吉品公の義子なり、實は昌勝公の第六子、延寶八年庚申十二月十二日を以て、江戸淺草の邸に生まる、故有り、天和元年正月十二日を以て、公の生日と爲す、稚字勝千代、天性慈仁溫和にして志操高邁なり、元服を加ふるに及び、更に伊織昌尙と號す、元祿十四年三月五日、吉品公の義子と爲る、時に年二十二、同十二月廿一日從四位下に叙す、此より大炊頭昌邦と稱す、寶永元年十月廿八日、諱の字を賜ふ、是に於て吉邦と稱す、同十二月十一日侍從に任ず、三年八月廿三日、江戸の邸を發し、九月五日、福井城に入る、四年三月五日、江戸の邸に還入す、五年九月十三日、日野西岡豐卿の女を娶る、七年七月四日、日本多伯耆侯連署を贈り、公をして明日の巳を以て、親戚諸侯一人と城に登らしむ、是に於て其旨趣を志摩守出羽守直政公の季子忠昌公の甥也直高に告送す、五日、公、志摩侯と登城、白書院の廊下に班列す、伯耆侯本多正永台旨を演べて曰く、吉品公の請に依り、公に封を賜ふ、一に前規に違ふ無し、公及び志摩侯就て命を聽く、此より公志摩侯と吾邸に還入し、志摩侯命を吉品公に傳ふ、是夕吉品公水路より鳥越邸に移る、是日岡部又次郎を藩に遣はす、十五日、家老等諸士を城中に會し、公の封を襲ふを告示す、十七日日野西岡豐卿薨去す、卿は小君の父、年五十八、公永見縫殿を使はし之を弔賻し、小君

山中三邑の發見

奉行右衛門中
取數士を食務
は六士を石
以上六地を
取上るに
別以下之を
以之に

は檜尾甚太夫を使はす、廿八日公城を發し、襲封を謝し、物若干を献ず、八月六日召されて登城、老中班列して吉品公の藩に歸らんことを請ふを聽し、羽織五を賜ふ、十二月十九日、神田小柳町失火、々藩邸に至る、裏門より以北、庶庶災に罹ること六百餘間、東方海岸に至つて熄む、火勢淺草の倉稟に近くを以て公出で之を鎮む、廿六日、藩邸の周屋火災に罹るを以て、公の鎮火を免ぜらる、是歲南條郡岩屋升谷大河内三邑の長來つて土産を献ず、三邑は今庄驛の東山中數十里に在り、國初より其邑有るを識る者無し、廣野の民溪水木椀の流出するを視、以爲らく山中人の居るありと、輕俠數人相俱に往く、峻嶺を攀ぢ、榛荆を排き、遂に三邑を得たり、還つてこれを官に白す、奉行蟹江刑部右衛門部下を率ゐて往てこれを檢す、其の風俗當世の類に非ず、言語稱呼凡上世の俗なり、即ち之を論し、以て封疆に充て還る、其民刑部右衛門の羽織を得、爲めに祠を立つ、正徳元年正月二十二日、從臣笹治尙膳、先武頭岩村傳右衛門を京師に使はし、天皇即位を賀す、嘗て吉品末年の土食以外、の諸士夫の口米を收め、以て官倉に充つ、四月十二日、將軍家公に暇を賜ひ、往て封に就かしむ、二十四日はより先吉品公眩暈疾を患ひ、既に事狀を藩より白す、是に至つて復た腰物役桑山權兵衛をしてこれを告げしむ、八田金右衛門を京師に使

賜ふ石に米
三石百石に
三石百石に
三石百石に
三石百石に

はして、醫を喚はしむ、二十六日公往て上州安中に至る、徒士水野彦藤藩より來つて吉品公の病狀を白す、公彦藤をして藩に歸らしめ、使番土屋十郎右衛門を東都に使はし、官醫を請はしむ、是夜追分驛に宿す、是より鹵簿を省減し、將に行路の日を約めて以て藩に抵らんとす、是日高屋善右衛門藩に抵る、二十七日公信州岩村田に至り、桑山權兵衛來つて吉品公の病狀を白す、始め公江戸を發す、告病の使价、絡繹として至る、是に於て公益急に藩に入らんと欲す、八田金右衛門、伊藤玄壽を携て京より還る、五月二日藩に入り、毛谷より直に足羽川を渡船して、川口門に入り、本城にて就封の式を行ひ、泉水第に至り、吉品公を見舞て城に歸入す、三日酒井惣右衛門を江戸に使はし、始めて封に就くを謝す、是より先、前月二十九日老中台意を奉じて書を馳せ、吉品公の疾を訪ふ、驛次奉送四日藩城に入る、五日番頭菅沼與市先筒頭柄屋半右衛門を江戸に使はし、書を賜ふを謝す、是日伊藤玄壽に物を賜ふて京に還らしむ、官醫の將に至らんとするを以てなり、十三日官醫河野松菴至る、本城及び泉水邸西部に饗す、松菴吉品公の疾間ならざるを以て湯藥を進むるを辭す、聽かず、公書を老中に贈り、其旨趣を告ぐ、老中井上河内侯松菴に書を賜ひ、湯藥を進めしむ、六月六日公親ら松菴の旅宿を訪ふ、翌日松菴、東還を以てなり、九

就封の式

月五日驛次の奉書到る、京都より醫師中山延柳來り吉品公を診察して之を療するを辭す、十二日病狀を江戸に告げ同日逝去せらる、十一月節儉の令を下し、其制度を定め、令を諸士に下して、文學武技を習ひ、禮教を修めしむ、職に在て任を守り、下を虐げず上に諂はず、私を損し公に奉じ、儉を務め用に給す、正徳元年沙門空念空念の傳に花堂山八十坪を賜ふ、空念の傳二年九月三日、瑞源寺吉品公靈廟就りて供養を行ふ、五年五月三日公江戸を發し、道東山道を取る、是より後旅館門勝に改めて福井少將と署す、享保二年將軍有章公の廟に銅燈籠二基を献ず、五年二月南條郡大鹽國兼村の孝子平七、今立郡水落驛の孝女津與坂井郡吉崎浦の節婦品を賞し、倉米を賜ふ、六年五月令を下し、諸士に文學武技を勸め、亦衣服音物饗應制の如し、各正徳元年の令に據り、愈固く之を持せしむ、十一月石谷阪口の大石倒る、其石高さ三丈路傍に聳立し、猶將に偃臥せんとするものごとし、公其不時に轉顧して人畜を傷害せんことを慮り、力夫をして繩を繋ぎ之を挽かしむること數日、動かずして寢む、時に石自ら倒る、世人以て異と爲す、十二月三日公館屋の華藏寺に詣す、還つて芦田賢詮を召し命ずる所あり、賢詮退く、公中寒卒中風を患て病篤し、岡部玄伯藥を献ず、驗を見ず、既にして四日逝去、奏者番頭岡部左膳寄合島田宇右衛

門を江戸に遣はし、公の逝くを告げ、十二日、將軍家三浦壹岐守明敬を藩邸に使はし、香奠白銀三百枚を賜ふ、十八日葬禮を行ひ、昇安院殿前中大夫羽林次將住譽知眞本榮大居士と謚す、浄土宗蓮正寺に葬る、公生平己を恭うし、諫を容れ事を敬ひ以て道を修む、其政を爲すや、慈愛を先にし、窮民を憐れみ、命章を明にし、刑罰を省す、百姓其徳に懷き、猶稚子の其母に於けるが如し、稱して仁君と爲す、國を治むる僅に十二年、春秋四十一、國人追慕哭泣の聲晝夜絶えず、深山窮谷の村民來つて葬に會する者堵の如し、是日小君更て陽壽院と號す、又厚木才兵衛元眞なるものあり、人と爲り短小英氣あり、公會て之を擡げて親従と爲し、二十五石五人口の俸を賜ふ、是に於て元眞感激哀慕比するもの無し、血泣四十有九日、翌年正月二十日を以て殉死す、公一女一男あり、女は即ち宗知公の妃、男字は伊織、公逝くの後生を、宗昌公取て子と爲して、早く卒す、夫人某氏の生む所也、正妃日野西氏子無し、

十二月十一日中務大轉宗昌大和侯左兵衛侯を江戸城に召し、老中台命を傳ふ曰く、松平伊豫守死去の段、御耳候、病氣養生の間も無之、其上壯年の事に候處、別而御殘念に被思召候、伊豫守男子無之、付て兼々同姓干治那(宗知)を假養子願置候得共、近年越後守死去、淺五郎儀、未若年の事候、今伊豫守跡幼少の者相續被仰付候儀、一家之者共不及、市上之御爲不可然被思召候、中務大輔事、先伊豫守正統之孫之儀候故、伊豫守述式、越前國福井城廿五萬石并に當時之所領五萬石都合三十萬石被下置候、仙治郎儀、中務大輔養子に被仰付候間、成長之上、伊豫守姫と婚姻爲政候様思召之事

吉邦公の逸話

〔名君言動錄〕 寫本(鈔録)

驕奢は心の緩より生じて萬邪の起る基なり、是を防がざれば妻子を養にも事をかき、治世の勤も障り多く、出陣といふ時に軍役勤るべきや、されば大名も士卒も相應に取廻さざれば治世亂世ともに一分の奉公なりがたし、武家に生れて一分の奉公成がたきは神恩を知らざる人なり、儉約といふは無用を省き有用を足すことなり、世人誤て爲すべき禮儀式法を缺き、與ふべき俸祿扶助を減ずるを儉約と心得たる輩あり、是は吝嗇といふべし、禮儀は人道の文飾にて、草木の花葉衣服の染色に同じ、己の物數奇を止め爲べきことをば事輕に驕らぬ如くすべきなり、武具陣具事足ほどに貯へ、大身はよき家人多くを扶持し奉公武役何時にても勤らるゝ如くすることなり、情亂世の昔を考れば今世の人何程艱難困窮を爲といふとも、戰國に生れ逢たる人の十分の一にも及ぶべからず、係る治世に生るゝことは皆神君の御恩澤なり、然れば戰國の昔を推察し治世に住ずることを有難く思ふ心を便として家職に倦勞るゝことなく、精力をつくすべし、凡武士も農工商も家職を等閑にしてはげまざれば他の業に妙を得るとも譽とはすべからず、四座の能太夫男子を儲れば伊勢大神宮へ代參を

禮儀は人の文飾

人の目利

人の正邪

立家の藝に好くやうにとの宿願とかや、况や武家に生るゝものをや、然れば武藝學問を専として、偕他の藝を嗜をよき武士といふべし、名將の人を仕ふは良工の材を捨ざるが如く、一藝に達したる人は必用に立ものなれども夫は上にある人の目利にして、武士の武藝を捨て他藝に心力を費すものは戰場にのぞみて臆病の働有べき事必定せりと知べし、天下國家を知し召す天子將軍に至るまで知らず叶はぬは人の利目なり、役人を立て其筋道を治めさせざれば政道行はれず、其役人器に當らざれば障り多くして諸人の難儀となるものなり、故に上に有ては能々諸士の賢愚勇慮の氣質を見定め相應の役儀を申付る時は己が器量を出し其役筋も萬事差障りなく行はるゝ者なり

召仕ふ者の主君の前にては物毎に念を入るが故に其人の度量見分たし、辨佞讒奸は萬人の惡む所、政道の魔魅第一に黜かずんばあるべからず、古今叡才の人主も讒訴を信じ佞人に誑惑せらる、兎角人を用ふことは明智に非ずしては叶がたく、物毎に陰日向ある物なれば其陰を知らんと思ふに上にある人は自然と其間隔てあり、強て之を知らんとすれば又其間に奸邪生じて甚大事なり、人主は其境を能く工夫すべきことなり

賞與の注

加藤清正福島の遊藝禁制

數人に一役を申付るに何れも出精して勤る中、別して一人は律義實貞にして、役儀に心力をつくすものあり、是を褒美せんとするに同役の心計りがたし、褒美すれば其餘の人は役儀を疎にする、如くきこへせざれば出精する人の規模なし、素より律義者は褒美せずとて恨み憤はあらざれども、知らず顔ならんには賞罰の明かならざる基なり、本人は恩を歎んで彌勤仕を勵み、同役は尤と心服して妬み憤らざる仕方專要なり、善も修しつくせば惡となり、衆惡もなく果れば善に移るといふべく、勤め勵めども其しるしみへざれば遂には倦み懈りの心生すること庸人の習也、人を仕ふ者は良工の曲れる木、邪な板をも夫々の場所に用ひて捨ざるに等し、若律義實體の人、退屈の心起りて行事を誤らば主人の過といふべし、加藤清正福島正則等は剛強の大將たり、其家法に諸士は武藝の外遊藝の分は禁制なりしとかや、戰國の武家大内家今川家の如く、花奢風流に泥んで國家を滅せしよりみれば尤のことなれど、遊藝になづむは畢竟大將の過なり、武士は武藝武道を習學び、暇には遊藝をもせよ、遊藝になずんで武藝を怠るは未練の至、其しまりをたゞしくすること大將の智恵にあり、武藝武道人並に達し、偕何にてもあれ藝能あらんは善武士なれば、隨分目をかけて召

藝能は幼
年に修せ

仕ふべきことなるをや

萬の藝能は幼少より壯年迄の内に修し學ばざれば秀たる藝にはならざるものなり、子を持たるものは油断なく第一武藝學問其外の藝をも仕込べし、されば若輩者を近習によび出し召仕ふことは能々思慮あるべきことなり、當番には日夜主人の側に伺候すれば、非番の日は己が宅に居ながらなすこともなく、日を立て、適宜武藝する人も平生袴の裙を曳き、足袋をすらして立居する癖移りて、更に根に入たる藝に至らず、一生無能無藝の人となる、平時に藝の多きは國家の飾なり、成べく藝能の士を仕立べきことなるに、幼少より近習にありて無能となるは惜べきことにして、主人の慙なり、若輩の士を側近く召仕ふには心得あることなり

若年醫者
の心得

醫者は多くの病人を手にかけて療治の功重らざれば、書籍の面にて主治の方を覺えたる計にては良醫には成がたし、若年の醫者を近習に召仕へば良醫の器なるも、庸醫と成て一生を終ること惜むべきなり、然は壯年以下の醫者は外様に居らしめて數多の病者を療治さすれば、其器に依て醫にはならずとも功者には至るべし

醫者の醫學は達したれども世の廻ざる者あり、療治は功者なれども不學なる者あり、全備の藝にあらざれども免すべし、武士の武具陣具調置たるとも、武道具藝不案内なるはゆるし難し

武士は樵夫野人に及ばず、大名は武士に劣れり、其故は樵夫野人は三伏の暑さにも薪を採田を耕やし、終歲勉め働いて逸居せざるが故に、自然其身無病にして筋骨強く、四支健かなり、武士は平生逸居して心の欲するにしたがふて勉め、夏の日中冬の朝夕は出勤をも厭ふが故に、身軟弱にして病を發し、嶮岨に苦めり、大名は美食美味を食ふて身を動すこと少く、鷹野川狩も半は馬駕に乗るが故に多くは病身短命なり、同く天性を受たる人にして此の如き強弱の殊なるは偏に平生のならばしによる者なり、亂世の艱難を思ふて懈惰なることなく、身をかたく持つは亂を忘れざるの一なり

亂世の艱
難を思へ

正直は愚
に非ず

人は鈍なるか使よし、律義實體の人はあぶなげなく何事も根に入、藝能も手篤し、伶俐發明の人は物毎早く合點し、埒あくやうなれども、萬事根に入らずして、損じ多く、心をゆるめ、打預けがたし、たとひ其人にあしき巧なくとも、眼前の利潤を早く見るがゆへに、果は一國の騒動にも及ぶなり、律義なる人は正直なれ

ば其憂なし、偕此正直といふを無智頑愚の人と思ふは大なる心得違なり、正直とは假にもあしく曲めることなきことにして最上の人品なり、既に神託にも日月照正直頂とは何故無知愚人の頂のみを照したまはんや、思慮して知べきことなり

精米に養
分少し

食不厭精、胎不厭細とは孔子の語なり、伊勢 皇太神宮の神饌は三杵半の精なり、三杵半とは一斗米を三百五十杵舂き、一合三杵半といふことなりとかや、杵數に拘らぬ至つて下白米のことなり、和漢聖人と神明の心がけへだてなきことならずや、日本は萬端質素儉約を元とす、花美は次第に増長する習なれば、有がたき神旋といふべし

驕奢を慎
む

今時は尙更吾國風に合たる御旋を專守て驕奢を慎むべし、さらば儒學は用なきかと云ふ人も有べけれど、夫は偏見なり、國家の政事我身の行ひに益あることは取て用ひ、國風不相應のことは知て博物の佐けとし、廣く和漢古今の興廢、政事の得失を校へて用捨すること、學問の元なり、庸人は學問といへば經書の旨一々身に行ふことと思ふが故に物うく忌嫌ふなり、若學者の經書の旨と違ことあれば、破戒の僧を見が如く、誇り笑ふこと、皆俗人の僻にして歎かはしき

ことなり

三の教

子弟に教を勵ますべきこと戒め制すべきこと各三あり、教ゆべきは忠孝仁義、學問なり、制すべきは飲酒色欲博奕なり、凡主君に忠孝をつくすは人倫の本體、何程發才藝能の人なりとも、斯道に疎きは愚人に劣れり、如何なる篤實律義の人なりとも、信義の二を缺く時は禽獸に異ならず、學問はせずしてかなはざることなり、文筆に携はる役義をいひ付られて、學問なければ物每障り多くして、其役儀に遅々することは不忠なり、たとひ役儀は勤めずとも、武家に於ては、戰國の心がけ第一の事なるに、不學にしては利害勝敗の知れがたく、高名に似たる不覺、利に以たる害もあるものなり、古今治亂の理に明ならずば、眞實の忠信とはいひがたし、此三事を能修し得れば、人倫の大體既に立たりといふべし、酒は亂に及ずとも、内醉亂に及ぶは酒の常なり、是も日本流の三獻にて禮は調ふべし、客主歡をつくし、顔色心思和暢せるは酒の徳なれども、過て狼藉喧嘩に及ぶこと偏に酒の害にして醜し、况んや道路につまづき倒れ、職業を忘るゝをや、下戸は酒宴の席に座なしと諺にいへども、酔て己が胸臆を見透されるには遙に勝れり、好色は恐れ慎べきの第一也、歴代血食社稷を亡し先祖相承の家

負たる仕
返は下品
の人體

督を損ひ小くしては其身を辱しめ一族の面を穢すこと色欲より甚しきはなし、博奕は止にまされり、我朝の掟には、雙六は貴賤となく一切に之を禁と延喜式に見ゆ、雙六は勝負をあらそひて博奕の類なり、此三は甚恐べきことなるに、馴近付て恐るゝことを知らず、却て蛇蝎蜂螫を恐るゝは恐なることならずや、武士は強み專にして少も弱を見せず、くれを取ざる心得肝要なりといへども、人と争ひて負るを惜み、及ばざるを耻て仕返しをすること下品の人體なり、人々劣ることを嫌はゞ争論止時あるまし、及ばざること何ぞ耻辱とせん、又仕返を好は長なしき風俗に非ず、只何事にも打しまり、卒忽ならず競ひ争はずして、奥意に強みありて禮儀を表とし、忠孝に勇を兼たるを眞の武士と云、人に萬品の風儀有ものなり、人を仕ふは勿論傍輩の付合にも其人のよき所に付て親むべし、仕損じを算へて嘲り誘り、其人を見限ること恐人の僻なり、耻辱といふは偽り虚言不義失禮、是則戰場にての臆病不覺に同じ、其外役義の仕損を始め知ざること習ひ、衣服の人に劣れる類は耻辱にあらず、結句譽れとなることあるへし

御家督相續の翌年御入部入用に指支町在へ御用金仰付るべきの事を聽れ、御

御用金差
止

耕作の規
矩

武を勵ま
す

腹立にて凡收納は万年相應の出方を積り、過分の事なきやうに勘辨し不時の入用を心掛置時は指當り手をすくことはなき筈なるに、入方出方の算用正からざるが故、入部といへばなき筈のこと到來したる如く、俄に用金など申付るは以の外なり、今にても出陣する時はいかゞすべきや、予が入部と聞かば、民百姓も悦べきに、課役をかくること心よからすと、則御自筆にて數ヶ條認められ、大谷助六永見縫殿使にて家老酒井典膳稻葉多門を叱りなり、又奉行田中條右衛門をも咎めらる、茲に課役御免となりて國民喜べり

御鷹野に御出のとき、供の面々豆畑を踏荒すを御覽ありて、百姓どもの折角作りたるものを、畢竟疊の上に居て、耕作の艱難を知らざるより、箇様の不法なすとして、御扇子の親骨をはづして立添紙捻にて手づからくゝりて供の面々にも此通にいたせと仰らる

文武の藝功者成をば召出され、又は御褒美を下さるにより一統に我かちと勵み、不時に弓鐵炮の師範を御座所に召れ、白射百打等をも御覽となり、享保三年六月廿八日本城に於て御書附を以て、諸士以下武藝相嗜事不珍候得共御静謐の時節、怠り安き義も可有之候得は、向後不願他隨分精に入修行可致旨、別して

帯刀非常の心掛

親かゝりの面々は隙あらは嗜むこと、第一上への奉公と思召るゝの條仰出さるゝにより、尙更若年の士衆は遊山物數寄を止め武藝専ら心がけたり。吉邦公まだ御部御登城成さると昌親公是をさされ候得とて脇指御出となるを指され、駕の内にて懸口をくつろいて覽らるゝに、つめ強くしてぬけず、漸くくつろげつめを取り御下城の後、又々昌親公の前へ出らるゝと、先刻の脇指是へと仰さる、則差上らるるをくつろげ覽られて何の御詞もなかりしと、さりとては御發明の御心掛と取沙汰いたし、或夜の話に醫師衆申上ければ、吉邦公是は只一分の嗜たしななり、何の賞美すべきぞ、殊に父子の間のことなり、以後決して申はやす間敷とぞ。

風俗淳直となる

享保三年六月十三日坂井郡河北十万三千石を御預地に仰出さる、十五日老中水野和泉守殿へ御禮として御越になるとその咄に當時よき御代官少なくに付上の思召にて貴殿へ御預なさることゝなれり、何卒百姓共の風俗貴殿御預を見習宜しくなる様に御勘辨專要にて、畢竟是とても御分内の締りよく政道正しく庶民の風俗淳直に聞ゆるが故に仰付られしとなり、是によりて一入有がたく思召され次第に百姓の風俗宜しく成たるにや、各別御所務高もまし引

城跡邸趾の取調

方少く兼々の吟味しまり方宜しき段公儀より御褒美ありしと。享保五年國中古來の城壘館迹まで吟味仰付られ、當時國中過半は他領なれば卒爾には知れがたきを、逐一その記録出來し誠に重寶なる書籍のよし申はやす、地は兵のたすけとも申して居治不忘亂等の御奥意より出たることゝ見えたり云々。

松平宗矩

従四位下左近衛權少將兵部大輔松平宗矩公は宗昌公の義子、實は大和守直矩公の孫、主税頭知清公の二子也、母は村上氏、正徳五年三月廿六日を以て、江戸二本榎の邸に生る、稚名は千次郎、資性穎悟、幼にして文學を好み長ずるに及び剛直にして果斷、一藩の非政を省き仁政を施し、諸士をして専ら文武の業に就かしむ、享保六年十二月四日、吉邦公藩に逝く、時に假子と爲る、然れども將軍家公未だ幼冲なるを以て宗昌公松岡侯の三男をして福井藩を續がしめ、公をして其義子と爲しむ、九年四月廿七日宗昌公逝く、五月十一日、公襲封の命を受く、六月八日、勝姫君淺草邸に移る、十六日公入て姫君の在る處の隔室に住す、十年前將軍家、令を諸侯に下し各

國の圖籍を献ぜしむ、公有司に命じて造らしめ、以て之を献ず、六月廿二日、監使加茂若杉門前山奥等の諸邑を巡行す、時に行厨を進む、山上天魔が池鎮守地藏祠足羽神社等を歴観す、八月十四日老中連署を贈り、公をして明日城に登らしむ、十五日、公登城始めて將軍家及び公世子を見る、十一年丙午五月十七日公始めて上野に詣す、十二月十一日登城黒書院に於て、從四位下に叙し、侍從に任し、諱字を賜ひ亦佩刀を賜ふ、是より兵部大輔宗矩と稱し物若干を献じ之を謝す、十五年四月六日、公始めて藩城に入る、是日大橋の石欄毀壞左右三十許歩群行の壯少轉墮傷く者寡なからず、十一月廿五日老中驛送奉書を以て鷹の鶴を賜ふ、公麻疹を患ふるに依り拜賜の禮を停め、翌日荻野孫右衛門を江戸に遣して之を謝す、十六年二月十八日、本城に於て、吉田傳右衛門をして將軍賜ふ所の鶴を割かしめ老臣以下諸士以上に之を賜ふ、十七年三月本多修理恒久長崎驛の稱念寺に新田義貞の墳墓を建つ、是より前一株の松を以て標と爲す、是に至て恒久創建し前田道通をして其銘を記さしむ、二十二日、大安寺に詣す、道船路を取る、伊藤宜齋元弘之に従ひ、詩を献じて云ふ、秋色川光匹練同、仙槎乘輿到蟾宮、山山草木未成素、處處田園半見功、開塞一句神女雨、乾坤萬里大王風、滿塘鳥雁知多少、五五三三在設中、既にして大安

大安寺詣の雅興

右近衛權少將

朝鮮人參種を時く

寺に詣す、高樓に登り、前田道通命に應じ詩を献じて云ふ、登臨塵外境、棟宇勢崢嶸、院古國師迹、寺存先主名、樓高山色近、地麗水聲清、盛宴陪談笑、可惜夕陽傾、是に於て僧閑雲素堂等詩歌を献ず、晚來陸路より城に入る、八日、京都泉涌寺 太上天皇の靈位に香奠白銀十枚を奉ず、十八年三月六日、三國港に遊び處々を歴覽し、米ヶ脇浦西光寺に休し、海中に女の潜業及び網を以て魚を獲を視、泥原新保より、歸路金劔祠等に過ぎり日晩れて歸城す、四月二日、公江戸に抵り、六月五月初姫君と常盤橋の邸にて婚儀を調整す、十二月十八日公召されて登城右近衛權少將に任ず、十九年七月公藩にあり西郭に於て近侍等と射る、十一日令を諸士に下し行動を慎ましむ、八月四日愛宕山に遊ぶ、時に狛市右衛門隸士八田常右衛門なる者巨砲を松尾寺山に放つ、公過ぎて其三百目砲を執つて立るに之を發するを覽る、九月十三日、勝見に遊獵す、長谷川武右衛門落合善兵衛をして弓砲を携へて之に従はしめ、武右衛門鳥二を得、善兵衛鳥二を得、後數々弓砲の師を從へ其術を試む、元文元年正月朔公登城す、七月朔將軍家より朝鮮人參の種を賜ふ、命じて之を後園に播かしむ、十一月八日笹沼十藏高庸を、京都に使はし禁裡の立后を賀し奉る、是歲公鳥銃を放ち、得る所水禽凡そ二百八十三、亦屢散樂鼓吹を擧げ親ら之を奏す、二年

太上天皇崩す、五月朔日先武頭白石信邦を京都に遣はし、泉涌寺太上天皇の靈に
 賻銀十枚を献す、三日松永町火を失す、稻葉正純先づ上野に往き、公亦邸に歸り之
 に赴き本坊を護る、時に奉書火消某侯至る、是に於て公中堂を護す、始め西南風是
 に至つて東風に變じ、火焰大に山上に向ふ、本坊大師堂寺中十八坊黒門は車坂の
 番所成火に罹る、唯中堂のみ吏卒力を竭してて之を救ひ得たり、六月晦坂井郡長
 崎邑長林山往生院稱念寺に於て新田義貞の展祭を行ふ、三日新田墳に於て供養
 を修む、經僧三十人、三年正月十八日宗昌公の女勝姫君を松平大膳大夫に嫁す、九
 月廿四日公藩にあり長崎稱念寺に詣して、新田義貞公の像を拜し、白銀三枚を献
 ず、十一月十六日將軍家本多中務大輔忠良を使はし、公の世子に旌旗を賜ふ、寛保
 二年七月廿日親書の令制を下し、大に節儉を修め、令を下し、五佳節及び八朔の外
 月次朔望參賀を賜ふことを停む、九年五月十六日札場目付を置き、楮銀の事を
 監し、札所奉行二員を置き之を管せしむ、九月十一日老臣等諸士に節儉の令を下
 し、公囃子謠曲一に之を廢す、老臣以下數々請へども肯ぜず、然りと雖ども養生の
 道に非ざるを以て強て之を請ふ、是に於て諸士をして之を觀せしめ、其樂みを同
 じうするを聽すの由を告げ、其之を擧るは、時に臨んで之を告示すべしと、十三日

新田義貞
公の像を
拜す

節儉の令
を發す

大龜を
獻す

頃日公瘧を疾み、藤田宗繁灸を置て之を除く、葵章紋小袖羽織を賞賜す、十月四日、
 令を下し、陪臣の西郭門内に於て足駄木履を著るを禁ず、僕を従ふ陪臣のみは折
 下駄を著くるを聽す、蓋し國制近年行はれざるを以てなり、晦郡奉行平尾新五兵
 衛部下新保浦惣兵衛紅魚を献じて云ふ、昨日三漁子を遣はし、艇を浮べ宅前八九
 丁許に於て烏賊を釣る、洋中巨龜有り、大きき九尺ばかり、一尺五寸許の鯛の尾を
 含み、游泳して舟に近づく、恰も献せんと欲するもの、狀の如し、漁子等釣を以て
 之を得、即ち其含む所を放たしむるに、須臾にして没し、再び首を揚げ、遂に沈み去
 る、是を吉兆として献すと、即白銀二枚を賜て之を賞す、廿五日令を傳へて、自今本
 城に於て煙草を吸ふを禁じ、五年間年始の幣錢を半にす、是年又節儉を修むるに
 依り、花園の樹木及櫻馬場の列松を伐拂ひ、外郭崩壞すれども修めず、菜園の菜瓜
 松山の菌茸成之を賣る、亦士衆の食祿を増借す、三年四月二日公江戸に抵る、閏四
 月小君瘧を患ひ、動氣烈く全體浮腫ありて食進まず、十七日官醫河野仙壽院の湯
 藥を服し、廿四日更に橘宗仙院の藥を服す、五月朔使を遣はし、幣を伊勢及び所々
 の神社に奉じ、小君の病を禱る、木食上人來り禱事を病牀に修む、四日更に官醫望
 月三英の藥に轉ず、八日病益加はり夜逝く、十一日將軍家奏者朽木土佐守玄綱を

小君の計
來る

日光廟御
普請の命
を受く

將軍家勤
勞を慰す

遣はし之を弔す、十三日訃藩に至り八音を過密すること二日、十四日天徳寺に葬り、照光院殿芳譽源眞圓智大姉と諡し、二夜三日の薦事を修む、小君は吉邦公の長女母は辻氏、享保庚子の夏藩に生る、諱は初姫十三歳にして江戸に如く、十四歳にして公と婚す、逝く時二十三歳、六月朔三官醫に白銀各三枚を贈る、八月十一日公召されて登城す、老中列座、公に日光の神官靈廟本坊三處の造替を助けしむるの由を命ぜらる、工事成て原文哲を以て日光建築を寫生せしむ、廿六日親ら假舎を巡察す、廿七日親書を下し諸士の俸祿を借收し、亦封内に課して之に供せしむ、延享元年正月七日召されて登城す、將軍家見へて其勤勞を慰し、羽織五を賜ひ日光山に行くを許す、十六日公日光山に行き二月朔還る、八月十九日日光山造替功就るを以て諸を有司に復託す、廿七日公再び日光山に行き九月十四日還る、二年四月廿五日吉江琵琶山に狩す、令を下して其服制を定め、其襟を彩り以て隊列を分ち法制尤も備はる、三年六月二十九日、三十年職を勤むる者に葵紋の正服、十年職を移さる者に白銀一枚を賜ひ以て之を賞す、十月廿八日封朔官印藩に至る、卒師以上本城に登り之を待つ、十二月八日親書を下し自今五年儉を修めしむ、前年令する所の期滿るに依る、廿五日令を下し、明年より五年月次國望人別參賀を停め總賀と爲す、廿八日狗

邸地の加

重昌公著
袴式

園を明里に作り、令を下し家に養ふ所と雖ども總て其中に放たしむ、病犬人を傷くるに依てなり、四年四月五日江戸に抵る、六月十二日召されて登城、老中黒書院に班列して酒井侯命を演ぶ、一橋刑部卿の嫡子小五郎君を以て公の義子と爲す、即親書を下して之を示す、用人稻葉要人側武頭太田三郎兵衛を藩に遣はし之を告ぐ、十三日世子を於義丸と號く、廿五日召されて登城、邸地狭少に依り西隣酒井侯の邸地六千二百二十四坪を割て之を加賜す、是より先上野鎮火の命を受しが是に至つて免さる、廿八日登城養子を賜ひしを謝す、八月廿九日世子の令を經始し斧鉞を起す、廿三日世子著袴式を修む、九月廿一日 天皇即位、芦田圖書大野三左衛門を起して之を賀す、十二月十五日、世子始て密に江戸城の後舎に登る、平川口より廣敷に抵り轎を下る、官女扈從して大奥に詣る、將軍家之を見ゆ、佩刀副刀及び手器數品を賜ふ、公より畫鑑一冊萬次郎主、夫人御部亦物を賜ふこと若干、之を大奥内登城と稱す、世子時に五歳、尙幼冲にして獻酬拜賀の禮を行ふを得ず、然れども台族に於て最も親近たり故に此事あり、蓋し列侯等比有ること無しと云ふ、十八日、世子密に西城の廣敷に登る、其儀前日の如し、前將軍家之を見る、親ら佩刀及び竹馬假面雜菓數品を賜ふ、これを後園に携て游觀せしむ、寛延元年二月十

鐵鍊課金
を免す

越前人物志 上卷

二百十八

二日十三日、城下の細民弊衣を着け群行して以て饑餓を認ふ、十四日十五日、村邑細民等笠簀を被り城下に抵り、同じく之を訴ふ土俗簀蟲と謂ふ、是月課金を免す、三月十五日世子密に城の廣敷に登り新立を賀するに擬す、將軍家親ら佩刀を賜ひ公亦大奥に詣る、將軍家熨斗及び酒魚を世子に肴を賜ふ、十五日世子密に西城の廣敷に登り、前將軍之を見へ物を賜ふ、公大奥に詣り肴を賜ふ、六月十九日福井天王祭なるを以て令を城下の十一部に下して之に供す、世子の産土神たるの故なり、然るに令の下る既に祭日に迫るが故十八日を以て之に換ふ、期日に追んで雨ふる、依て是日之行ふ、裝馬三匹を以て壯觀を盡し、芦田圖書十夫をして儀刀を佩びて之に従はしむ、公鐵門内の橋上より之を觀る之を大祇園と云ふ、是年文學伊藤籍に命じて世譜を撰せしむ、二年四月江戸に抵る、十月十五日月次賀の爲め登城下乘に至る時、轎中頓に疾み邸に歸る、十六日前將軍家望月三英を藩邸に遣はし珪玉膏を賜ひ兼ねて疾を問ふ、亦武田長春院等官醫を遣はし、番を分て公の疾に侍せしむ、且上野の坊舎に課し禱事を修せしむ、門主法王親ら之を修む、二十日公常磐橋邸に逝去す、二十三日將軍家之を弔し香奠白銀三十枚を賜ふ、廿六日靈柩藩に歸るの由を告ぐ、十一月廿二日今般の行旅十八日を以て期と爲す、然

伊藤籍世譜を撰す

るに道路雪少く期に先つ一日、是日巳刻を以て靈柩藩城の西部に入る、諸執事出て櫻門下に迎へ、諸士咸西郭に登つて之を迎ふ、二十四日棺西郭を出て蓮正寺に赴き葬禮を行ふ、公始め詩賦和歌を好む、既にして以爲らく、詩は隱逸の風を誘ひ、歌は淫奔の媒を爲す、人主の心を用ゐる所ならずと共に之を廢し、博く和漢の典籍に涉り、力を經濟に専らにし、時に儒臣武學をして、經傳兵書を講せしめ、亦諸武技を習練し、具に其奥旨を究む、傍ら書畫遊技を善くし、平居常侍内豎をして寫字讀書擊劍驅馬を以て業と爲さしむ、出獵すれば則ち隊伍の整齊進止度に愜ふを以て意と爲す、若し夫れ家を損する者あれば、而あたり之を罰す、國民以て有道の君と爲す、治國二十六年、春秋三十五、德正院殿前南越大守羽林次將廣譽明達賢提大居士と諡す、正妃は吉邦公の長女にして子無し、正妃逝後、公思惟する所有りて婦人を近けず、故に淨光公の正胤是に至つて絶ゆ、台命小五郎君(重昌)を宗矩公の養子とせらる、或は親書を以て藩に告ぐ曰く、今日結構被仰出、其加毛極難有義候、我等事未家之次男に生れ、本家相續高官大謀之身と成、婚姻迄上意之趣有之、歸國之節不假養子國許にて不慮之義候は、思召可有、被仰波安心之義、其加之至に候、右之御高恩何事を以可奉、謝様無之候、扱又婚姻調候上出產も有之候、得は血筋之義、勿論に候、得共終に無、出生(中身)年來之大願生前に成就安心之上の安心吹聴可申、様も無之、我等如何成、其加に候、説加様成重盛之御高恩先祖國家へ對し、誠に難有次第大慶至極候云云

〔宗矩公御咄語〕

延享二年寫本
明石慶弘著

國主

二百十九

和書も亦
讀べし

御意には書籍の事も學文有之者は、俗語假名書杯の書を不益と思ひ嫌て大方は、見ぬもの乍ら、左は有まじき事也、假名書は日本の事、先漢土よりは、書も日本の書申様に可有之事也、學問から風になりたかり、假名書の書は俗に意味も淺き様に思ひ、漢文の書なれば高上の理到てよきもの、如く思ふ、是誤なる子細を物にたとふるに、詩の如く歌の如し、いかんとなれば、詩を作るを見ては、さこそと奥深く思へども、到らぬ韻字平仄さへ不合文字斗並べたる詩もあり、歌にてもわづか三十一文字の中にかぎりなき深き情、古今の有様天地の大なる事をも、わづかの内に面白く云へる歌もあり、是を以思へば、漢文とて皆高く到りたるにも非ず、假名書とて淺く手せばなるにもあらざる事明ならんものかとの御意也、或時被爲召罷出候處、御庭にて御小姓共、鎗、劔、術、弓、杯、御教被遊、幾場も立候而、御前にも御鎗、又御卷、藁、矢、數など遊し候て、夫より被爲入、今日は少夕方御用御透にて、天氣も宜く子供に武藝致させ候と御意故、扱々はけしき御事、とかく武道はケ様の業を第一に奉存候、殊に餘り御用も繁く又御透には御勤學のみにて無御寸暇被成、御座候へば、御保養の爲めにもケ様の業を折節被遊御身を被爲、在候御事、別而奉恐悅候旨申上候得者色々御咄共に而、武藝の稽古

武夜文武
の稽古

も天氣好時分は同しくは庭稽古可然思召候、凡人は身をからし其上大名などは、節々土を踏候か宜候、殊に内と違、庭にては真間も自ら廣く、骨も一入なれど道理、且鎗、術、劔、術などの仕相も庭にては、風とすれば中々つまりかぬもの故、一入修行にも可成思召庭稽古を被仰付候、又人は動靜相兼候か宜く候故、ケ様に被遊候而者、又夜に入候得者書物御小姓衆それ、其者の習候書により、四書五經文選を初、何にても御教被遊候、御上には御餘力に和漢の書何にても御覽被遊候由御意也、總て武藝は用向の所第一に花車にならざる如く強むさと何藝も御穿鑿、既に御流義の御劔術などは、甲冑或は刃引にて火を出す程の修行業に御教被遊、學問は御上には専ら經書と申内、第一に四書の諸注解、別而は論語を御熟覽被遊、其外御慰には諸子百家と申内、第一貞觀政要の類、又日本の書を第一に假名書の古戰、其外記録評判問答類の書にても、御餘隙さへ候へば博く御覽被遊候て、近く御得用御求被遊思召なり、或時御意に武道の事を當流の意味とて兼々申如く、別の任とせざるは日本の武備の衰へざる驗と云事尤成事也、儒者の常の人にかはりたる様に仕なして、或は頭を剃、又は有髮總髮になり十徳を着て、醫者などのごとく成行しも、畢意は偏見より出る道の衰へ

武備衰へ
ず

老ても學問すべし

城に相性なし

ならん、孝悌忠信五倫五常の道豈今日の人にかはりて別に一道ある如くせんや、武道もし衰へて後には兵法者として撫付などになり、書物を懐に入れて一流を建るならはしとならんか、今主將士上下共に各兵法を己が任として、外に其任をたてざるがまことに武道の衰へざるしるし也と。或時御咄に世人學問をよき事とは思へども、たとへば人々の物語などに若き時學問せばよからんに、もはや老學に成て扱々後悔益なしなど云て止ぬる者あり、是難心得事ならんにや、蓮白玉が四十九年の非を知ると云事もあれば、たとへ庸人成とも昨日迄不學があしきと今日先非をしらば、年齢によらず今日より相應の學問せばせざるには勝りぬべし、其上、我は若き時不學也と實に後悔也と思はゞ其子に必學はしむべき事なるを、さはなくして徒に後悔也といはんは、豈然らんや、老ても其人のすきたる事はしかも致もの也と。最前子に申たる者有之御城の性御性に相生不仕候間御祈禱被仰付可然者也、予返答は凡古今共に城主代々なる時は父の性に合たる城も子に相生せぬ事世間豈すくなからんや、然らば父の代の城を子の代には築直すか、又所を替て外に居住せんか、二つの内なるべけれども、古より城主代々其城に築る程目出度事に云なれば、此城とても同か

造り菊を好まず

強き兒と悪き兒

るべし云々、御前に大菊の見事成御生花有之候を御見せ被遊候私もとすき候事故扱々見事なる花に候段申上、つく／＼と拜見仕候へば、御意には成程見事成花に候、乍去御上には餘りケ様に作りたてたる大菊は御數奇不被遊候、子細は己がまゝに咲たる菊は陶淵明がすきたるも思はれいと面白からん、大菊は芽をかき手入をなして作らざれば咲ず、されば天地發生の氣をくじく様成事は本理にあらねば、君子のすべきにあらざるかと思召候旨也、子供の稚たち十歳前後の者などの遊び戯るにも、氣情なる生質などいふに二色あらん、或は其身のかけ廻りに危をもいとはず、もしは轉びなどして痛むべきにも、さらに痛む事なしなどいひ、すべて身を懲して何ともなき風情するたぐひは、子供乍らも強みの方にて悪からぬ方ならんか、又我身の事には身をいとひて人の痛むべき事危き事を興に乗して面白かる類は其心根惡にちかく嫌はしき事成へしとの御事也、

松平慶永

從一位松平慶永公、字は公寧、春嶽と號す、榮井鷗渚礪川皆其別號なり、幼名を錦之

國主

衣服宴會
贈遺の制
限を定む

備荒義免
法を定む

丞と稱す、父は從一位德川齊匡卿、母は閑院宮家司木村政辰の女也、諱は禮以子、公文政十一年戊子九月二日江戸城田安門内田安邸に生る、天保九年戊戌九月四日將軍家慶公の命を以て正四位下左近衛中將兼越前守松平齊善公の嗣子となる、十月二日封を襲ぎ越前福井三拾二萬石を領す、十二月十一日營中に於て首服を加へ將軍の偏諱を賜ひ慶永と名つけ、正四位下に叙し左近衛權少將兼越前守に任ぜらる、十一年三月家臣の衣服宴會贈遺に係る制限を定む、時に太平日久く上下奢侈競て華美を事とす、公深く之を患ひ大に其弊風を矯めんと欲す故に此命あり、次て又手許費年額の半を減して躬自ら儉素を行ひ、後復屢命を下して節儉を守らしむ、十三年領内海防の兵員を増し大に外寇に備ふ、十四年五月十九日江戸を發し日光廟を拜す、路を東海道に取り六月十一日福井に着し始て封に就くなり、是時公江戸出發に先だち水戸中納言齊昭公を訪問し一藩に主たるの要領を質問し大に得る處あり、弘化元年十一月十八日備荒義免法を定め以て凶荒に備ふ、嘉永元年六月四日田安齊匡卿大漸の報達す、公自ら湯藥に侍せんと欲し急遽行を治す、偶天龍大井の二川洪水し淹留數日にして、廿三日江戸に達す、八月西式大砲數門を鑄造す、是を西式大砲鑄造の始とす、後屢鑄造す、十二月三日牛痘苗

種痘を
外より求
め幕府に
請ふ

家流砲術
を各師範
に兼修せ
しむ

兵制の改
革

を外國に求め下附せられんことを幕府に請願す、此時牛痘苗未だ本邦に輸入せず、故に此事あり、二年三月家老及び目付役の内各擔任を定め、文武獎勵の方を處理せしむ、三年二月種痘所を置き士民に諭し就て種痘せしむ、十二月廿三日新に砲術の一流を制定し是を家流と唱ふ、即頭取役を命じ諸士をして一般に之を傳習せしむ、公大に蘭式の砲術を採用せんと欲するもの久し、是に至て此舉あり、此日又舊來の各砲術師範役に諭して家流の新式を兼修せしむ、四年十一月廿一日種痘所を廢し更に除痘館を置き益す種痘を封内に普及せしむ、十二月十六日左近衛權中將に任せらる、五年閏二月足輕の弓隊を廢し銃隊とす、是を公兵制改革の始とす、六年六月七日品川御殿山御固仰出さる、是月三日亞國軍艦相州浦賀に來り後武州本牧に進入す、九日人數を出張せしむ、八月七日外國を處するの時宜に付幕府の下問に答へ意見を開陳す曰く

彼理書中兵威ヲ挾ミ、御國法ヲ無智ノ政體ト稱ス、其本邦ヲ蔑視スルノ甚數憤慨ニ堪ヘス、全船ヲ粉碎シテ國威ヲ萬國ニ輝レズシテハ難相成存候(中略)當夏渡來ノ儀ハ既ニ昨年ヨリ端々巷説モ有之候處、別段御嚴備モ無之臨時書翰御受取相成候コト故一時ノ御極道トモ申雖ク有志ノ徒ハ甚以殘念至極ノ處、再御極道ト稱セラレ和親御約定相成候ハ、全ク兵威ニ恐レ彼ガ衛中ニ陥リ候姿ニ候ヘバ(中略)假令公邊ニテハ御

寛宥ノ御沙汰ニ候共和魂ハ固有ノ御國風ニ候ヘハ容忍ニ堪兼候處ヨリ事ノ敗レニ相成戦端隨テ相開ケ候ハ必然ノ勢ニ有レ之中略右様御風辱ヲ御忍ヒナサル、御武徳ノ衰弱ヲ見透候時ハ異國ハ扱置全國ノ大小名迄モ如何開取可申哉(中略)何レノ道ニテモ御許容無御坐方御長策ニ可有御坐乍併御許容無之時ハ必兵端可相開ハ勿論ニ候ヘハ一戰ノ御覺悟被相極候ハテハ御斷リハ難被成就テハ明春渡來ノ節ハ必戰ノ心得ニテ川意可致旨列藩へ被仰付天下向フ所ヲ御治定先大元帥ヲ被建兵事ノ權柄ヲ御委任次ニ戰地ヲ御定メ無之候ハテハ御廟算難相立依テ相考候處戰地ハ御府内ニ可有御座右ハ海口ノ儀ハ軍艦御備ニ相成候ヨリ外防禦其策有之間數候ヘトモ當時彼ニ對スベキ軍艦無之候ヘハ是非御府内へ募地乗付可申就テハ海岸ヨリ五町許ノ處第宅民屋不殘御取拂聯綿砲臺ヲ築キ大砲數千門ヲ備へ必戰ノ勢ヲ天下ノ將卒ニ示シ又諸侯ヲシテ各國ニ就シメ帝京ヲ護衛シ各海岸ノ備ヲ嚴ニシ江府ハ八萬騎ノ御旗本勢ニ海岸ナキ諸侯ノ人數ヲ加ヘ大元帥是ヲ統領指揮シ又内ニハ御一身ノ御衣食住ハ雨露飢寒ヲ被爲凌候迄ニテ冗費御減殺後宮婦人ノ數ヲ被減土木ノ構營ハ禁闕ノ外ハ日光山ノ御宮タリモ海防御全備無之内ハ御修繕モ御見合(中略)唯々講和ノ妄議ハ一切御禁遏云々

御殿山晉

十一月八日諸士に諭し新に銃器を備ふ者は必ずゲツェール銃を購はしむ安政元年正月十六日米艦再び渡來す豫め御殿山邊警衛を達せられ廿三日に至て人數差出すべき旨更に達せられ即夜人數を出張せしむ廿九日再び外國を處するの時宜を開陳す其略に曰く

外國を處するの意

當年北亞墨利加船渡來ノ儀ハ既ニ昨夏六月罷越候節彼里呈書ニモ認有之候ヲ御覺悟被爲在候儀ト存候處唯々節儉ノ御願品川三ヶ所砲臺築造大砲御鑄造ノ御計畫ノミニテ天下ノ士氣振興可相成御任向等ハ一切無之(中略)今般亞船及渡來候ニ付今日迄ノ御處置(中略)交易御許容ノ名ハ無之モ實ハ御許容有之候モ同様ニテ十分彼カ兵威ニ御挽屈開關以來萬古屹立ノ皇國今茲嘉永七年甲寅ノ春ニ當ツテ初メテ夷狄ノ耻辱ヲ被爲受候儀乍恐征夷大將軍ノ御重任ハ御名而已ニテ上ハ天朝御歷世并ニ神祖御始メ御代々へ被爲對下ハ諸大名萬民へモ御信義拂地御申譯被爲在間數ト存候(中略)兵端不相關様トノ御趣意ヨリシテ苟且姑息ノ御取扱而已ニ相成大將軍ノ御武職モ無之此節當路參謀ノ御役人ハ舉テ萬一賢國ノ賊臣ナドノ奇史ニ書遺シ萬古ニ汚名ヲ傳へ誠以殘念至極(中略)只今ノ處ニテ應接方御取替ニ相成倚非肥前守川路左衛門尉於長崎近ク魯人對談ノ手當リモ御座候へハ是等へ被仰付應接ノ模倣一新御國威相立候様仕度乍去一旦御談濟ニ相成候儀再御變換六ヶ數候へハ不_レ及_レ是非此度彼ニ御挽屈被爲候御恥辱ナ何分御雪キ無之テハ相濟不_レ申臥薪嘗膽ノ奮勵ヨリモ今一層ノ事ニ無之テハ難相叶ト奉_レ存候(中略)年始ヨリ設幕迄ノ太平ノ治務萬事萬端御露却御殿向銅瓦迄モ御取大砲鑄造ノ方へ御打込後宮モ御用足_レ候計ニ被_レ成置御衣食_レ被_レ成置御普請モ一切御停退諸大名_レ妾女國許へ被_レ指_レ遣_レ進_レ獻_レ物一切御止メ御役人方へノ贈物モ被_レ止_レ大名ハ三四年ニ一度ヅ、參府ニ相成其他諸侯ノ難儀ニ相成候類ハ悉ク御省キ被_レ成候様致度(中略)公邊ニテ箇程御世話被爲在ナモ取用不_レ申候者ニ而已罷在必戰ノ覺悟相立兼安速ヲ食_レ因循目前ノ安ヲ偷ミ候者ハ少モ無_レ御存想_レ弱極被爲在候ハ一人ヲ刑シ萬人振起可_レ仕云々

福井志比
口に武器
製造所を
設立

明道館設
立

醫學の進
歩を説く

幕府建儲
の建白

九月廿五日魯國軍艦大阪に来るの報あり、即日急使を京都に發し傳奏坊城大納言卿に就き天機を伺ひ且禁闕警衛として出兵すべきや否を所司代脇坂淡路守に伺ひ未だ出兵に至らざるに魯艦退去す、十二月小人組長柄組杉形組を廢し總て銃隊に改む、是年武器製造所を福井志比口に置き盛に「ゲヴェール」銃を製造せしむ、二年三月十五日新に學校を建設し明道館と稱す、同日諸士の子弟十五歳に至る者總て軍籍に編入するとす六月廿四日同館中學問所修補竣る此日之を開き家臣を擧て入學せしむ是より先屢學事を屢勵まし是に至て益之を擴張す三年醫員に諭し一般に蘭方を兼修せしむ、是より先公蘭方の實効あるを驗し大に之を開かんと欲す、然るに當時藩醫中蘭方を修る者僅に二三人、他は悉く漢方に拘泥す故に之に及ぶ、四年四月十二日明道館中洋書習學所を創置す、廿二日同館中武藝所成る、此日開く、劍槍柔砲の諸術皆備る公常に子弟をして偏文偏武の弊なからしめんと欲す、十月十六日江戸に在て松平阿波守と共に内外多事の時に方り、先儲貳を建て根本を固めんとの要を幕府に建白す其略に曰く

洋外諸藩五市相願、追々御多事ノ折柄、今般墨使登城拜禮仰被付候上ハ俄英等モ引續願出御許容アルベキハ顯然ノ御儀ト奉悉察候、右様數々國互市往來仕候ハ、政細事

ヨリ大事ノ端ヲ引出シ候モ難計、當今ノ時勢乍恐危急ノ秋ト奉悉察候、茲テハ第一上様ノ御一臂ニ成ラセラルレ諸侯伯モ服スベキ賢徳ヲ具ヘサセラル、御方様ヲ儲貳ニ立サセラル根木ヲ御固メ人心ヲ御結ビナサレ次ニ士風武進復古仕候様御措置御座候ハ、徳川家ノ御繁榮ハ申迄モナク實ニ皇國ノ御威光ハ海外迄ニ照曜仕、妖夷冤虜ノ徒モ自ラ邪心ハ消滅可致候、諸君ノ儀ハ國家御無事ノ時ト雖蚤ク御備ノ方人心安着仕候トニ御座候ナ況シテ當今ノ如キ折柄ニ於テナキ、何分建儲ノ御一條ハ早々御定議御座候様奉願候、右ハ私共ノミ願候ニモ無之、諸侯伯ハ申スニ及ハス、窮蹙ノ民ニ至ル迄深ク奉居候事ニ御座候、固ヨリ管越ノ罪難違恐縮ノ至ニ御座候ヘ也、唯々一途ニ存詰候故、衆人ノ難申上事柄ヲモ、心底包マズ吐露仕候云々

十一月廿六日墨使申立の件に付幕府の下令に應じ意見を開陳す其略に曰く

方今ノ形勢鎖國スヘカラサルハ具眼ノ者瞭然(中略)我ヨリ航海ヲ阻メ諸州ヘ交易ニ出候事却テ企望ノ折ニ候故、道理ヲ以テ來リ乞候者ハ御拒絕無之答ニ候ヘハ「ミニストル」ノ儀モ同斷ニテ候、強兵ノ基ハ富國ニ可有之候ヘハ今後商政ヲ益メ貿易ノ學ヲ開キ有無相通シ皇國自有ノ地利ニ據リ宇内第一ノ富饒ニ致シ度(中略)人ヲ制スルト人ニ制セラル、ト争フ所ハ僅ニ先ノ一字ニ候、當今ノ勢此ニ止マルヘシ、左スレハ座ナカラ外國ノ來リ賣ルヲ疎居ルヨリハ我ヨリ無數ノ軍艦ヲ製シ(中略)互市ノ遺繁榮ニ相成候ヘ、反テ歐羅巴諸國ニ超越スル功業モ相立、帝國ノ尊號終ニ久遠ニ輝キ虎狼ノ徒自ラ異心消沮任ルベク(中略)右ニ付内地ノ御處置(中略)其大綱ハ賢ノ御方ヲ儲貳ニ立テラル、ト人材御擧用ノ「太平」ノ文飾御減省兵制御改革ノ「大小名」ノ疲弊

墨使申立
の件に
應じ
意見
を答
るの
意に
答

ヲ拯ヒ陋習ヲ破ルノ内地ハ勿論蝦夷地マテモ山海共種々御措置ノコト四民ノ業ヲ
勵マスヲ諸藝術ノ學校ヲ興スコト以上ノ件々容易ナラサル重大ノ事(中略)篤ト御熱
評天意御伺ノ上銳意御施行相成候ハ、強弱主客ヲ轉スルノ機會全ク今日ニ之レア
ルヘシ云々

井伊大老
に論難す

五年戊午四月廿二日歸國順年なれど滯府致すべき旨仰出さる、是月肥後藩士横
井平四郎を徵聘す、六月四日外交條約の件に付意見を幕府に建白す其文廿四日
井伊大老の許に到り亞國假條約調印及幕府儲君の事を論難して曰く、條約調印
の事諸侯へ詮議もなくして調印を爲し朝廷へ奉書を以て奏上するは違勅なる
可し、將軍家にて勅命を違背ありては諸侯亦台命を奉ぜざるべし、大老は只管に
此事は御免あれとのみにて更に答辭をなさず、公曰く然らば如何して此罪を申
し宥めらるゝや、老中にては行届くべくもあらねば余上京して申譯仕らん、然ら
ば何日發途せらるゝや、登城の上老中申談し治定すべし、養君のと既に京都へ伺
になりたる由御伺濟みになりたりや、此頃伺ひ濟み發表あるべきなり、此時公明
日の發表は定めて紀州公なるべし、然るに京都にては専ら刑部卿殿御賜望の由
に聞けり、紀州公立たれなば京都にては御案外に思食さるべましきや、條約調印
一條逆鱗も測り難き時節御案外の養君御發表あらば愈天意に逆ふ、如かず養君

井伊大老
の袴を捉

は暫く御發表なくて先條約一條を濟ませられ度云々、大老甚不服にて、已に明日
となりたるとの争てか延さるべき、紀州公立れたりとて京都に於て何の御障り
があるべきやと強辯する程に時移りて已に登城の剋限となる、大老今日は、是限
にて御斷り」と坐を起たんとす、公時に大老の袴を捉へ押して曰く、登城の剋限にな
りたりとて唯今申出たるとは明日に逼りたるとなり、今日を過して何の甲斐か
ある、此處にて聞届られずば余も登城し營中に於て討論すべきなり」と大老曰く
「夫は御勝手次第なり今は叶ふ可からず」と振拂つて去る、此日尾張侯水戸侯父
子申合して登城し宗家の御爲筋陳白あるに付、公にも登城御相談あり度旨は井
伊邸より直に登城ありしに尾張水戸兩侯已に登城す、公尾張侯等の胸算を問ふ
に第一違勅調印を責め、次に賢を薦め、建儲の事に及び、時宜に依りては大老を擯
斥し、若その席にて決せざれば台前に出て議すべしと、大老閣老等未の半剋尾張
侯等に正午十逢ひ畢りて久世閣老のみ出て逢ふ、申剋午後五時公條約調印の事今朝
掃部殿に申入れ承引なれば申述べず、養君の事央はにて止みたればとて先づ京
都の伺濟みし由何と仰越されしやと問ふ、閣老芽出度思食すとの外何事もあら
ざりし、公又御指名の御伺なりや、閣老左にあらざり御養君とのみ仰上らるゝが先

條約調印
意見

格なり、公さらば猶更陳述せずしては叶はずとて是まで京都にて専ら刑部卿御
 囑望の由に聞しか思召の外なる御方立たれなば天機は麗はしかるまじ、條約の
 件御三家方すら彼是れ申立らるゝを况して寂慮は如何計逆鱗在らせらるゝべ
 きか、掃部殿申されし如く大老上京ありても容易く御事濟みとしも存ぜられず
 條約の事若し御許容なきときは外寇は都下に迫り、皇天は震怒し玉ひ御家の大
 事に及ぶべし、されば養君のとは暫く差延べ先條約の一件は御濟し然る上養君
 のとに及ばれたし云々、閣老了解し御申聞の次第一々威服、併し伺も濟み明日仰
 出さるべき等にて已に夫々取調も申付たれば、如何すべきやと思案の體なりき、
 公又取調べ御申付のとは御内々までのとなれば只今の所にて引戻さるれば夫
 れ限りにて事濟むべし、小節に拘はりて表向の仰出されともならば京都を始め
 天下の大議を來たすべし、内外大小の別を熟慮せられたしと、閣老然り同列へ申
 談し明日のとは御延引に伺ひ直すべき歎暫く待たれよとて引入ぬ、時に公はこ
 の次第を尾張侯始へ仰入んとて上の部屋に行くに最早退出の後なりし、稍あつ
 て閣老出來り御申立の次第同列共にも御同意に存し伺ひ直すべく申談じて一
 旦伺濟のとも御三家方より御家の大事に關し御申立とあれば御引直しありて

尾張侯等
の退出

隱居候是
丹誠の現

然るべき處此御方々已に退散の上は致し方なし、如何に御至當なればとて公の
 御申立のみにて台慮を返し奉るとには至り難れば思ひ止り玉へと、七月五日台
 旨を以て隱居急度慎仰出され支族日向守松平直廉をして封を襲しむ、此日公自
 ら書を裁して家臣を訓誡す其畧に曰く

今般被仰付ノ件不服ノ向モ可有之候ヘ、我等從來丹誠ヲ盡セシハ只管公邊
 ノ御爲筋存詰候儀ニテ、一身ノ吉凶禍福ヲ顧候所存無之、益御國內治平公邊永
 久ノ御榮ヲ神明ニ誓ヒ可致專祈存候儀ニ付、家來共ニ於テモ心得違不致、各其
 職分ヲ守リ日向守ヘ忠勤相勵候事肝要ニ候、萬一感憤ニ堪兼不平ノ所爲有之
 候ハ、我等ノ存意ニ適ハス、右趣意柄篤々相心得公邊ノ御儀、鹿略ニ不可存云
 ヲ

慎免せら
る

十月十四日春嶽の號を以て、通稱となし、靈岸島の邸に移る、萬延元年九月四日慎
 免せられしと雖も在所へ罷越且親類其他へ面會し又は文書往復等は遠慮すべ
 き旨を達せらる、文久二年四月二十五日悉皆許容あり以後都て平常の通心得べ
 き旨仰出さる、五月七日召に依り登城す、此日より御用筋有るときは折々登城致
 すべき旨仰出さる、十六日公營中に於て意見を閣老に開陳す、其略に曰く、神州の

國體君臣の名分に於ける其正しきと五千年一日の如く皇統の綿々たる天壤無窮萬國無比の盛事たるを、東照宮撥亂反正王室御尊崇の厚き、當時皇上叡威の餘將軍職に任し官位人臣の極に昇らせ氏の長者として牛車兵仗を賜はり兩敬に等しき特典を許して敢て臣視し玉はざりしより、遂に徳川御家の常例となり功勞なしと雖も將軍を拜し、三公の官位に昇り、傲然として諸侯に臣事の禮を執らしめ祖先の餘光を仰て二百數十年來天下の富貴を私有し、太平の安樂に飽たること、是皆朝恩の忝きに出ですと云ふとなし、然るに治安の極、驕奢に長し職任を忘れて武備を懈り、外國の兵威に屈して國體を汚辱し、利へ幸臣等幕府の威權を弄し、屢叡慮に恃り無道の私政を行ふて忠良を殘害し、爲に人心の怫戾を生し、終に天下の志士遠勅の鼓を鳴らし、正名の旗を擧、勤王討幕を公言するの今日に立至れり、此時に方りて幕府は何を以て此罪責を謝せられ、何を以て此醜名を雪がるべきや、速に兩敬に等しき特典を辭し、臣事の名分を天下に明示し、又早々上洛ありて從來の失體を陳謝し、叡慮を奉して諸侯と共に、禁下に盟ひ、外國交際武備更張の大策を建られ、尙又英材にして名望ある一橋殿を速に國政の御相談に加へられ、度しと云々、六月十四日時々登營に付手當として年々米壹萬石賜は

るへき旨仰出さる七月九日叡慮を以て仰進められ候に付政事惣裁職申付る旨の台命あり、此日營中に於て閣老の間に答へて時事を論して曰く、今日は天下安危の境なり、殊に叡慮の旨も之あり、到底天下萬民安堵すべきとなかる可らず、抑天下の威權を擧て徳川幕府に於て專有せられたれども、是は徳川家の私なれば之を棄て從來の非政を改め以て天下と共に天下を治めざるべからずと臨坂閣老其幕府非政の點を問ふ、徳川家の幕府は東照宮の御盛業に始り、爾來御代々其遺業を繼がせられ數百年間天下異議を唱ふる者なし、墨使渡來の際に當て始て幕府内部の御手薄なる内況、他に見はれ天下の人心俄に不安心を生し、爲に議論紛興す是實に天下の一大事なり、然るに當時應接を初め秘事に附し、悉皆幕府限り御取捌となり、偶和戰の議を諸侯へ御垂問により各藩衆議を凝らして建議に及びたるも、唯表面の義理合にして御垂問ありし事と見へて御採用の廉なし據なき時勢とは申ながら、惣て御屈辱勝となり、其後逆も外國關係の議は殊に機密に成されて、如何なる事かと人心愈安着せず、輿論の蜂起次第に立昇り、遂に叡慮をも惱させられ種々御沙汰も在せらるゝに至れり、然るに是も御遵奉なくしては朝旨御輕の筋に當り、畢竟日本全國に關する大事を幕府一己に裁決せられ朝

板倉閣老
詰問の答

廷を初天下の億兆を愚蒙となし、幕府の諸有司のみ獨大賢大智とせし形状なりしは、即是幕府の私なるべし、時に憂國の士是等の鬱憤を言行上に發する者ある時は、忽幕府の勢力を恣にし、上三公を黜辱し、下草莽を斬戮せらる、假令天下の爲には忠なるも、幕府の爲に不便宜なれば、罰誣踵を廻らさずして至るが如きは、則幕府の非政なるべしと云々、板倉閣老云、天下と與に天下を治むるとの道理は聞えたれども、之を事業に施すときは何れより手を下すべきか、別に方法もなく唯天下の視て私とする所を去り、天下の視て非とする所を改むるの外に出でず、僻は外交の如き、朝廷へ御伺の上難易共に公然の御所置に相成、又天下の爲とあれは幕府の爲を顧みず、或は改め或は廢する等、輿論の歸する處に従はれなば人心は忽ち安着すべき事なり、今在廷の諸有司憚ながら各方を初め威權の衰へ舊格の頹敗するを歎き、只管之を挽回せんとせらるゝは幕府へ對しては忠實なれども、其忠實の事業に發する處は舊染の私政に外ならず、幕府のみ厚くして天下に薄ければ、天下は治まり申さぬなり」と答ふ、八月廿三日居を常磐橋の邸に移す、九月十一日將軍上洛の際、駕に隨ひ上京すべき旨仰出さる、十二月十五日來年早春將軍の上洛に先だち上洛すべき旨更に仰出さる、三年正月廿二日江戸を發し

天顏を拜

總裁職を

辭職の命
を俟ず歸
國して還
塞仰出さ

廷議に參
與す

海路を経て二月四日京都に着す、十一日勅使三條中納言以下八卿一橋中納言卿の旅館に臨み即時攘夷拒絶の期限を定め、上答あるべしとのことなりしが、反覆應答の末將軍上洛後四月中旬期限なるべき旨の書面を出さる、此日公にも旅館に參集ありて期限は定め難しとの持論を主張し、確乎動かざりしが、議協はず遂に書面を出さるゝこととなれり、十六日參内天顏を拜し、天盃を賜ふ、三月九日上表して政事總裁職を罷められんとを請ふ、公今般の上京は専ら後の國是を定め且天朝幕府の御一和を期せられたり、然るに當時浮浪の徒京師に集まり國事係寄人等の搢紳を煽動し、無謀の攘夷を唱へ激論暴行至らざる所なく、天下具眼の士に在りては固より憂慮措かざりしも、勞亦如何ともすると能はず、故に辭表を出さる、十五日總裁職を罷められん事を追請す、未其命を得ずして京を發して二十五日歸國す、廿六日辭職の命を俟ず歸國せしを以て總裁職を免し、逼塞仰出さる、五月十七日逼塞を免ぜらる、十月六日春來の不束勅免仰出さる、七日朝廷より御用の儀在せられ早々上京有べき旨仰出さる、十八日京都に着す、十一月七日皇居勤番仰出さる、十二月晦日容易ならざる時節に付廷議に參與すべき旨仰出さる、元治元年正月五日參與毎々參上に付皇居勤番を免ぜられ、十六日幕府よ

將軍腰刀を賜はる

り御用向相談有り時々登城すべき様仰出さる。二月十五日京都守護職となり、此日守護職中役知五萬石賜はる旨達せられ、十六日大藏大輔に兼任す。此日將軍家茂公御指の脇指を賜はる。廿四日殿上に襦を用ることを許さる。三月十三日願に依て參與免せられ更に御用の節は參内すべき旨仰出さる。四月七日願に依て京都守護職免せらる。八日長く滯京御用を精勤し苦勞に思召て暇を賜はる猶人數殘し置き非常の節は禁闕御警衛有べき御沙汰の旨仰出さる。十日將軍家茂公手自ら御指の刀を賜はり又別段金千兩を賜ふ。十一日去冬以來公武御一和の筋拔群周旋し且參與並に守護職勤仕の苦勞を賞せられ參議正四位上に叙せらる。十九日歸國す。七月廿日幕府より伏見其外屯集の長州人御所近邊へ押寄せ亂妨に及び處々放火等致し容易ならざる形勢に付、早々上京すべき旨達せらる。廿五日上京猶豫を請ひ十二月十日幕府の達に依り兵を率て城を出て府中に次す。是時常野脱走武田耕雲齋の徒黨美濃を経て越前に入るを以なり、其徒葉原驛に投して遂に降るにより兵を收めて還る。慶應元年正月二十三日常野脱走の徒追討として出馬せしを以て褒詞を賜ふ。四月晦日幕府へ建言し長州再征の非を論ず、其略に曰く

武田耕雲齋等越前に入る

長州再征の非を論ず

昨年ノ慶二百年來未嘗有ノ御大義モ御威光ヲ以テ不及干戈、鎮靜ニモ可相成、遂ニテ朝野共漸安堵ニ歸シ候處、又々大兵被レ動候儀ハ必天下ノ亂階ニテ、諸大名ノ困窮萬民ノ怨嗟誠ニ以テ不二ノ方事共ニテ、此上如何成不測ノ變ナ可生哉モ雖計、乍恐御家ノ爲ニモ相成間敷歟(中略)畢竟御上坂ノ上速ニ御上洛大膳父子始二州ノ御所置ハ、敬慮御伺公武御合體ノ御裁決ニ相成候ヘハ不費干戈大膳父子始二州ノ士民ニ至ルマテ如何様ノ御禮實ナモ無異、請甘受可仕ハ勿論天下ノ人心モ靖定ニ至リ可申、何御事モ敬慮御伺ノ上ナラテハ朝廷ノ思食ハ素ヨリ天下ノ屬目ト申防長鎮壓ノ御運ヒモ如何可相成哉、吳々モ御輕舉ノ御儀不レ被レ爲レ在(中略)實ニ此度ノ儀ハ御名儀ノ正否、御家ノ御興廢ニモ關係仕至重至大ノ御儀ニ付云云

五月十四日追討の勞を以て幕府又褒詞を賜ふ。十二月廿八日諸山陵百有餘ヶ所御修補速に成功相成段畢竟發業の砌厚評議の上指圖いたし積年の敬慮一時に遂させられ、御追孝相立候段御満足に思召され候、依て御賞として裏付狩衣一領を賜はる旨仰出さる。二年五月廿七日幕府より長防の形勢に寄り御動坐の場合に至る可く、就ては御用の筋も有れば登坂すべき様仰出さる。是より先將軍家茂公長州再征として進發して大阪に駐在す。六月七日公重臣を板倉閣老の許に遣し將軍御動坐然る可からざる旨を述べしむ、其略に曰く、今度長防の摸様に寄り御動坐の場合にも至るべきとの儀實に御家の安危至大至重是さて朝廷御尊奉

將軍動坐の非を論ず

の筋、逐年御誠實を盡させられ漸く御一和の御運と相成り、此上は御國是を始外國の御所置等追々御施行にも相成べき處、長防の一條に付都て御抄取に相成兼、良もすれば公武の御覺察も生ずべき勢有る折柄、一度華城御動坐と相成候は、如何なる禍胎變亂を謀る者有間敷とも申難く、又長防の徒擣虛の施策も計りがたく萬一大旆西に在て京攝に動亂を生し候は、御進退も御谷まりに相成べく、又兵庫開港の儀も御定議の様には窺奉らねば其内異船渡來無きとも定めがたく幕府より内地の戦争を引起さるれば失策は云迄も無く杞憂に堪えず、何卒長防の件は華城より夫々御指揮蚤く御結局に成る様に至願至禱す云々廿五日福井を終し大阪に赴んとす、途次先京都に入り天機を伺ふ、次一橋中納言殿に面議の事あり爲に十餘日滯京す、七月十七日大阪に着し再び京都に入る、公在阪中將軍家茂公大城に於て薨去す、八月二日一橋中納言卿の旅館に到り長防再征を非とするの意見書を呈し五日再び意見書を呈す其略に曰く

去月廿六日參殿ノ節徳川家ハ滅亡ノ期ト被思食候ヘ正御血統故無御據御繼統可被レ成併將軍職ハ御受不被成其任ニ堪ヘ候者ヘ御讓ノ御内旨拜聽、是却テ徳川家中興ノ機ト感佩銘肝、仍テ尙又愚考スルニ征長ノ御一舉ハ兵權幕府ヘ御委任ニ依リ御處置ノ處、其委任ヲ彼爲レ請候將軍家下世己ニ空位ト成リタル今日ニ於テ、尙是迄ノ如ク征

一橋卿の喪に當る長任に

長防再征を非とする意見書

討トアリテハ天下ノ諸侯不服必然ニ可有之、過日御名代出陣ノ儀一旦朝命御請ニ候ヘ正、今ノ時ニ當リテハ大樹公御下世ニ付(中略)攻手ノ向ヘ當分休戰賊兵ヘモ妄動仕ル間布旨朝命ヲ以被御出度段仰上ラレ、然ル上將軍職ノ儀、舊ニ依リ徳川家ヘ宜下ノ御運ニモ候ハ、尙又朝命ヲ以群牧ヲ被合候様御願成サレ、將軍職御請ノ事長防御處置ノ事共合議ニ付セラレ公論ノ決スル處ヲ以テ朝裁御伺取モ角モ御施行アリ度、斯ノ如ク朝憲御奉戴公平無私ノ御政道タルコトヲ天下ニ御示シ億兆ノ疑惑ヲ被爲レ解候儀、當然ノ御順序ニ有之、若此順序ニ御失錯アラハ、再ヒ泰平ニ歸スル所以ハ無之(中略)將軍家御下世ノ御内實ハ今日誰知ラメ者モ無之處、尙御病中ノ体ニテ兵ヲ用ラレ候テハ、長人ヲシテ益朝命ニモアララス台旨ニモアラサル所爲ナリトノ口實ヲ得セシムヘシ云々

九日公書翰を一橋中納言卿に呈す、十三日再び書翰を呈して其非を論ず略に曰

扱下關口意外ノ儀嘸々御苦慮可被爲在、將軍職開候ヘハ隨テ命令ヲ受クル處ナシトノ心ニモ候ヤ、九州解體ノ姿ニ相成、大勢一變仕候、斯様相成候上ハ大權不失墜様ニト申ス、場合ハ早過去リ候、故此上ハ速ニ大喪御發表相成、將軍職ハ兼テ御決心ノ通固ク御辭被成時世變遷ノ次第悉ク朝廷ヘ被仰上朝命ヲ以テ廣ク群牧ニ御諮謀、今後ノ御國是御定ニ相成候ハ、皇國萬安ノ道モ相立、徳川家ノ御盛名モ千載ニ傳ハリ可申候、然ルニ此上宇内悉知ノ大喪ヲ秘セラレ、天下ノ軍務ヲ御統括被成候テハ第一朝廷ヲ御欺罔被遊候ニ相當リ、天下ヘ被爲對候テモ大御不信義ニテ、却テ滅亡ヲ御招キ被

國主

レ成候儀ト存候、吳々モ前文ノ通御反正相成度云々
因云此時一橋殿ヨリ御返書アリ、其略ニ曰ク、下ノ關一條實ニ意外唯々博然、過日來毎
々ノ御教示モ御名代ノ名義ニ泥ミ御卓論トハ存候ヘ、出張ノ方ニ決着致居候、然ル
ニ道々ノ形勢何様御卓論ノ通取計候ヨリ外無之ト決着致候、夫ニ付段々ノ順序厚ク
御談列申度、何卒押テモ御入來被下度云々

八月廿三日京都を發し再び大阪に下る、去る二十日家茂公の喪を發せられしを
以てなり、廿五日大阪を發して京に入り、十月六日福井に着す、三年三月十日幕府
の下問に答へ、兵庫開港可否の意見を開陳す、其略に曰く

兵庫ハ理勢御開ナクテハ相適ハス、且外國ニ對シ御威信勞再應御奏請御尤至極ニ存
候、乍併先帝勅許不被爲在廉ニ候ヘ、朝廷ニ於テ毫モ間然在ラセラレス、天下人心モ
敬服遵奉仕ルヘク御取計ヒ在ラセラレ度、然ラサレハ縱令勅許ニテ開港相成ル是迄
ノ如ク人心不居合ニテハ自然外國ニ對シ威信難立場合ニモ可立到云々

三月廿四日朝廷より早々上京すべき旨仰出さる、四月十六日京都に着す、此時朝
廷幕府に於て長防御處置兵庫開港の大議あり、土佐少將伊達少將島津少將の三
侯にも同じく上京す、五月十八日國事に付召に應じ速に登京、御威威科ならず、内憂
外患切迫の時節に候間滞在の上厚く盡力すべき旨仰出され、且御慮を以て内々
御酒三樽鯉十尾を賜ふ、二十三日參内廿四日夜退朝す、此日將軍慶喜公參内言上

長防處置
兵庫開港
の章

の旨あり、公も意見を上答す、朝議長防を寛大に處し兵庫港を開かるゝことに決
せらる、七月廿一日御暇を請へども允るされず、二十八日再請す、八月朔日實母所
勞の趣を以て一先御暇賜はるべき旨仰出さる、五日參内す、此日再應願の事情默
止し難く一先御暇賜り猶御用の節は速に上京有るべく、且つ永々滞在苦勞に思
召さるゝ旨仰出され、御狩衣中啓を賜はる、九日歸福す、十月十六日朝廷十六日幕
府は早速上京すべき旨仰出さる、十一月八日京都に着す、是時土佐少將より幕府
へ建議の旨あり、且徳川内府殿にも思慮せられし旨ありて政權奉還の事を奏上
せられたれば、急速出京ありたしとの事なりしが、公其命に應ぜらるべきには決
せられたれども、政權奉還のことたる、萬一徳川氏に於て準備もなき朝廷へ突然
投げ懸け他日御持あぐみにて再び御委任の時を待たるゝが如き權數の御處置
にもあらば、以の外なる次第なりとて、先以て重臣を京都に遣はし、板倉閣老に就
き委曲を問ひ糺す、閣老今度の台旨は政權一途に出でず、しては御國內治り兼ぬ
るとの御着眼にて公平無私只管天下の安全を慮られたるより出たるものにて
一毫鄙吝の御念頭は在らせられず云々を以て答ふ、然らば猶豫すべきにあらずと
遂に出發し十日登城す、是日内府殿より當時態の見込は如何公取敢へず召命に

應じたるのみにして別に定見なし、先尊慮を伺ひたしと申す、内府殿此度の事は、士の建議に起り事茲に及ばざれば眼前四分八裂の勢に迫りし故なれども之を斷行せしは別に所見ある事なり、何となれば是まての體にては政二途に出づるを免れず、政二途に出ては天下の治るべき謂れなし、故に其出る所を一にせんとの旨趣なり、最政を一途に出づることとなしたきは宿昔よりの定見なるが、恰も彼の建議と云ひ時勢の切迫と云ひ時機到來せしを以て其機に投じ兼ての定見を斷行せしに、朝廷にも速に聞食し大に好都合なり、此上は天下の公議に附し如何にもして治體を立たさるものなりとあり、公時に非常の御英斷感服し奉る外なしと申上らる畢て控所に於て板倉閣老に面會す、閣老は政權奉還の事深く歎惜の體にて公には如何と問ふ、公、東照宮の御遺業を御維持成され兼る處は殘念なれども既に此場合と成たる上は斷然鄙吝の心を擲却して内府公が國安の爲め一家の事を顧み玉はざるの盛旨に基き、専ら治安の策を建らるゝ外ある可らず、と是時外藩の内情内府殿に於て政權に執着なきことは疑ふ所なきも其臣僚は尙復舊を冀望する輩あるを疑ひ居り、若前途に曖昧の事あらんには忽討幕の議論を惹起すべし、勢なりき、故に公は板倉閣老を始め當路の輩をして其方向を改

王政復古の大號令

めしめ、又今後の政體に就ては内府公の盛旨を翼け諸侯會同、至公至平の大本を立つるを以て目的とし、土尾二藩を始め其他の藩々へ合議し専ら其事に盡力せり、十二月八日參内す、此日は國事掛親王公卿一同並徳川殿以下在京の諸侯一同を召す、徳川殿并會津桑名の二侯は所三條以下六卿並毛利父子の官位を復し入京をも許さるべし等の朝議ありしが、公其義に與かり且其朝議に付徳川内大臣殿の意見御尋問の爲め、夜中三條城に至り、又奉答の趣を宮中に復命せられ、九日曉に達したり、此日又岩倉前中將の邸に於て召に應じ早速登城御満足隨て容易ならざる大事御評決の儀あり、唯今參朝有るべき旨の御沙汰書及び王政復古大變革に付ては何時非常の儀出來も計りがたし依つて右場所門内所は宮中其他九藩兵を以て嚴重警衛有る可き旨の御沙汰書を達せらる兩通の御沙汰書は九日依り本日達せられたり、九日議定職仰出さる、公昨八日參内以來在朝せしが本日又參朝あるべき旨御沙汰に付在朝十日の曉に至り退散す、此日王政復古攝政關白幕府を廢し更に總裁議定參與を置くゝ等の大號令を發せられ、又總裁議定參與及五藩土薩の重臣を召し小御所に於て王政復古の基本を定めらるべき大議ありしか、中山前大納言卿先に徳川慶喜政權を奉還し將軍職を辭退せり、今や其請を允る

山内容堂
徳川慶喜
公攘斥の
非を論ず

し王政復古の業を擧る、依て茲に大議を興し萬世不拔の基礎を建られんとす各宜聖意を奉戴して公論正議を盡すべしと演ぶ諸卿各徳川家従來の弊政殆んど違勅とも申すべき條々少からず、今内府政權を還し奉ると雖も心術の出る所未だ正邪を判し難し、此上は其實績を責讓すべしとの論議に及ぶ、土佐少將は新政を布かるゝの今日百事公平無私以て之を處置するに非ざれば天下の民心を服すると能はざるなり、抑元和以來二百有餘年太平の治を致せしは徳川家の偉勳なり、去れば朝廷は永く其勳勞を忘れ玉ふ可らず、加ふるに徳川慶喜祖光繼承の霸業を棄て大權を朝家に奉還し政令を一途に出しめ以て國家の治安を圖らんとす、其忠誠亦洵に嘉賞せらるべきなり、然るに其事なくして一朝之を疎外擯斥し慶喜をして今日の大議に與からしめず、剩さへ諸藩をして兇器を擁して宮闕を警衛せしめらるゝが如きは事頗る陰險に涉り、不祥最甚し、宜しく速に慶喜を宮中に召し大議の席に加へらるべし、然らざれば公平無私公議を採らるゝの本旨に背くべきなり、二三の公卿何等の定見あつて斯の如き輕舉に及び、天下の亂階を開かんとせらるゝやと聲を放つて論ず、公も之に次いて王政復古の初に當り罰責を先にし徳義を後にするは最不可なり、徳川家に百餘年治平の功績は

公亦同論

岩倉大久保の反對

旗下の諸士
與の物議紛

以て今日の罪責を掩ふに足れり、宜く豊信少將の言を容れて慶喜を召されたと述べ、諸卿の論鋒茲に稍屈せんとせしが、岩倉前中將大久保一藏は、慶喜果して自ら其罪を責むるの心ならば當に官位を退き、土地人民を返納すべし、然るを今徒らに政權の虚名を奉還して土地人民の實力を専有す、其心術の邪正未だ其如何を測るべからず、何ぞ俄に延て大議に參與せしむべけんや、宜く之に諭すに官位を退き、民士を納むるの事を以てし、其示諭を奉じて不平の色なく、判然心術の至誠に出づるを認たる後、召して廟議に參與せしむべきなりと反對す、列席の公卿諸侯士尙論辯すること數回、遂に岩倉大久保の論旨に一決す、又徳川殿へ將軍職辭退を聞き召さるゝとの御沙汰は公之を傳達せられ、辭官並に領地の内獻納の二件は公及び尾張大納言之を負擔し、内府殿より申出らるゝ様面議周旋せらるゝことに定む、又會津桑名兩家は此時速に歸國を命ぜらるべきに決す、十日公二條城に至り將軍職辭退聞き召さるゝ旨傳達す、此日尾張大納言亦入城共に辭官及領地の二件を面議ありしが、内府殿には異議なく奉命せられたるも譜代の諸藩及び旗下の諸士は昨日の變革を聞き物議紛興、各戎衣を着け兵器を携へて入城し、殆んど暴發にも及びべき形状なりければ、公然御請の儀は暫時御寛假を

願はる、公二條城退散より直に参内ありて其事情を述へ、且復命書を出す、其書に曰く

奉_レ歸政權將軍職辭退被_レ開召候上ハ、官位モ一尋テ奉_レ辭、且御政府御入費モ差上度段申上候心成ニハ、御座候ヘトモ、即今手元人心居合兼痛心ノ御柄モ御座候ニ付、鎮定次第奉_レ願上候間、此段相合於_二兩人可_レ然及_二執奏吳候様申聞候、於慶永天地ニ誓テ御請合申上候、徳川内願ノ筋御聞届被_レ下候様願上候

十一日公又二條城に到るに城内の人心益激昂殆んど狂するものの如くなりければ人心静定の爲、内府殿には須臾下坂ありて然るべきかとの御相談に及ばれたり、去る九日以来二條城にて旗下の士等専ら公を嫌忌し殆んど暴行を加へんとするの形状ありけれども敢て意とせず屢入城せられるを内府殿深く之を懸念し、入城の時は坊主二三人附隨せしむべしとの注意ありしも、此時公は若し害を加へんとする者あらんには二三の坊主附隨したりとて禦さるべきにあらず、且一死は固より覺悟のとなれば必ず貴慮を煩はし玉ふなど答へられ、十二日更に議定職仰出さる、此日は公所勞にて引籠り居られしが内府殿愈下坂に決し、朝廷へ御届の儀尾張侯及ひ公に委托ありければ二侯協議御届書二通を出す、十八日會津桑名二藩歸國遲延に付公及び尾張大納言歸國盡力すべきを達せら

暴徒害を
加へんとす

る、此御達は尾張及公の連名なれども會津桑名の二藩は尾張侯の近親なるを以て同家に於て専ら擔任することに決し、御請書も同家より出されたり、尾張と共に廿六日大阪に如き朝命を徳川内府殿に傳へ、且別に内府殿へ面議の要領は朝命の二項を内府殿異議なく奉承の上は直に入京あるべく、入京の上は参内仰出され尋て議定職仰出さるべし等なり、辭官及領地の内獻納の二事は曩に二條城に於て公尾張殿より内府殿へ面議のとき人心鎮定次第申出づべき旨を答へられ又内府殿下坂の際御届方を委托ありし同様の旨趣なりしが、其後岩倉前中將より大阪城未だ鎮撫に至らず慶喜辭官納地の御請遲緩する時は變を四方に生ずるの恐あるに付云々速に御請ある様盡力あるべしと申されければ、公は土州少將及戸田大和守へ協議の上辭官納地の二事は何程を相當とせらるべきや朝廷の内旨を伺ひ然る上其内旨に基き、坂地の物情を鎮定せしめ以て内府殿より御請に及ばる、様取計ふべしとて、土州侯と共に岩倉卿に面會し懇談に及ばる、に岩倉承諾あつて篤と内評の上書面を以て尙御相談に及ぶべし、但し辭官は當官を辭し前内大臣と稱せらるゝ迄のことにて降等に及ばざるなりと答へしが、次て岩倉卿より書面を交付するに領地返上等の文字ありけるを當時舊幕下

領地返上
文字の論

の人心激昂の折なれば、土越二藩は夫是周旋の上反復論難に及び、終に返上等の字を除き斯く御内定に至りしとなるが公重臣をして在京徳川の重臣を大阪に下し協議せしめられけれども徳川の臣僚は政府の用途に全國の高割にすべきなりとの意見にて更に承服するの状なく内府にも敢て之を断行せられざりき。斯くて此事結局に至らざれば忽天下の亂階を開くべく、隨て徳川家の安危にも關係すべき景况なれば公深く焦慮し更に尾張侯土佐侯に協議の上朝命を請ひ、身自ら尾張侯と共に大阪に下り、直に内府殿に面議せらるゝに決し、其旨を朝廷に申立しが其申立を容れられて本日下坂せらるゝとなれり、此時御下附ありし朝命も其草案には領地返上等の文字ありしを尾越二藩は此文字ありては坂地の人心鎮撫難儀なれば御修正ありたき旨を申立、諸卿は返上の字は除く可らずとの意見にて廷議容易に一決せず、廿三日は徹夜廿四日は初更までも此一事のみを議し二更に至り始めて返上の字を除かるゝとなれり、公大阪城に赴き朝命を内府殿へ傳へて入京し其他の件を議し且廷議以外困難なりしが土州始下參與の同志者等周旋非常の盡力にて今般の事に運びたりとて其次第をも詳述せられけるに内府殿殊に感激あつて坂地の人心は如何様にも鎮撫し速に御請

申上べく且上京すべしと請書を出さる素より領地の内より指出さるゝ内旨なりしが坂地人心の折合を虞り須臾領地云々の字を省かれしなりとぞ、又此時別に書面を交附す是人心折合の爲交附せられたるまでにて、正面の御請には關係なき含なりしとぞ、廿九日大阪を發し晦日京に着す、此日直に、參内尾張侯連署復命書を差出さる

明治元年正月三日左の通仰出さる

大政復古ニ付御沙汰ノ趣有之去月來出洛盡力ノ次第神妙ニ思召候然ル處今
○ 曉來伏見表ノ事件不容易最早不得止形勢ニ付此上ハ多年勤王ノ旨趣彌勵
禁闕警衛可有之仰出サレ候事

追テ思召ノ儀有之候間若人數不足候ハ、早々國元ヨリ繰出候様御沙汰ノ事
公舊臘下坂の時辭官及領地の内献納の二事を徳川殿既に奉承せられ此上朝廷
の御模様を公より報知の上は速かに上京せらるべしとの内約をも結ばれたれ
ば十二月九日以来の葛藤は是により氷解し天下の治安望むべきなりとて歸京
後更に朝廷御模様を伺ひ重臣を大阪に下し上京を促がされしが大阪にては公
歸京後議遽に一變し、旗下及び會桑等の兵各戎裝にて入京の途に就き、本日伏見

會桑の二
藩兵を起

議定職を
辭す

に於て遂に戰端を開き功を一簣に缺くの場合に至りければ公失望限りなく、即日書を奉りて議定職を辭す、九日歎願の儀聞食しめされざる旨仰出さる、是より先徳川の兵連日敗走し徳川氏六日を以て東退す、同七日仁和寺宮を征討將軍に任ぜらるゝ等の事ありて公が舊冬來命を奉じて盡力ありし事項愈以て水泡に歸し既に干戈を動さるゝとにいたりたれば兵事を以て王事に勤むるが武臣の當然なれども宗家たる徳川家へ對して出兵するが如きは固より倫常の許さざる所なれば、指向勤王の實事を擧ぐるゝことも至りがたく、只管辭職の御許容をのみ冀望し岩倉卿より舊臘以來の御盡力は滿朝其忠實に感服し、此上如何なる變故あるも徳川家に對しては戟を取らしむる可らず、世態萬一幾旬に一揆等蜂起するも其備なし故に此取締を命ぜられて然るべしとの内評あり、就ては議定職御辭退の御内願は御許容なき旨を豫め申越され、即本日辭職聞食されざる旨仰出されたり、公此後徳川家に於て速に圖を改め謝罪の道を立られざらんには社稷祀らず且醜名を千載に遺さるべく、又天下の騷亂是よりして底止する所を知らざるに至るべき歎と深く憂慮せられしが、岩倉卿にも同じく憂慮ありて、此際徳川家に於て謝罪の道を立られなば社稷保綴の事は死を以て之を證すべし、

寂感
皇室の維城たるべき旨仰出さる

外國交際上に就ての

然るに此事の周旋は公に限るべきなれば生靈の苦を救はるゝ爲め宗家の血食を保續せらるゝ爲め厚く盡力ありたき旨を勸誘せられければ、公在江戸松平大和守及び徳川家の重臣へ書翰を以て其事を協議し又重臣を江戸に下し周旋せしめられたり、十二日國家多難の砌召に應じ登京朝議の旨速に行ひ奉り彼是周旋遂に王道をして前古に復せしめ候段、叙慮淺からず候、愈以て忠志を勵み皇室の維城たるべき旨仰出さる、十七日内國事務物督仰出され、廿四日叙慮を以て金を賜はる、二月四日大藏大輔を辭す、七日公土佐少將薩摩少將安藝少將細川右京大夫の四侯と與に連署して外國交際の事宜を上陳す、其略に曰く

仰キ願クハ、皇上ノ御英斷能ク天下ノ大勢ヲ御觀察被爲遊是マテ犬羊災狄ト相唱候愚論ヲ去リ漢土同一視セラレ萬國普通ノ公法ヲ以參朝ヲモ被命其旨海内へ布告シテ永ク億兆ノ人民ヲシテ方向ヲ知ラシメ玉ヘ云々

十六日外國人上京參内に付き御用掛十九日議定職内國事務局輔仰出さる、同日御親征大坂行幸供奉の先陣となり、廿六日國家多難の際頃日來勉勵に付特旨を以て直衣着用を聽さる、三月十八日所勞騎馬堪がたさに付御親征行幸供奉免ぜられ度旨請願す、即日聞食さるゝ旨仰出され、廿八日民政租稅宿驛掛仰出さる、四

權中納言
從二位に
叙す

日廿九日書を上りて意見を開陳す、其要領は更始維新の際制度を簡にし冗費を省き人材に委任し生靈を救済する云々、閏四月廿一日更に議定職仰出さるゝも固く辭す、廿二日權中納言に任し從二位に叙す、之固辭す、命を得ず、猶豫を請ふに之を允さる、廿八日勅問に答へて意見を上陳す、其略に曰く

先帝ノ遺訓ハ十二月廿五日ニシテ御發表ハ廿九日ナリ、過去ハ是非ノ論ニ及ハス、以
來其實ニ基キ十二月廿五日ト被仰出度、又毎月ノ御忌日ハ和漢西洋共未其例ナ開カ
ス、以來御忌月ノミニ被定度、又忌日御精進ヲ廢セラレ魚肉調通妨アル可ラス、又先帝
ノ御祭祀佛法ヲ用ウルナ廢セラレ度云々

會社法意
見の建白

五月六日會計法の意見を建白す、其要は帝室の經費と太政官の經費とを分別すべし、太政官に要する經費は闕乏を告ぐるに方り士民に命じて之を課出するとあるも従前御用金と唱へし課出法に依らず其金額を公然天下に布告して之を賦課し、其課出金は必國債となし、返辨の法は別に有司をして議せしむべし云々、六月十日救問に答へて意見を上陳す、其略に曰く

方今國是未定ラス、紀綱未振ハス、故に陛下万民を撫愛セラル、ノ聖念アリテ其政未舉ラス、或ハ暴客ノ暗殺スルアリ、或ハ人民の倫常を紊亂スルアリ、釐下ノ民尙未タ其居ヲ安ンセス、况ンヤ遐域ニ於テオヤ、臣又窃ニ視察スルニ、天下

永世高の
下賜

殺伐風ヲ成シ、威力ヲ以テ壓セシメントス、仰願クハ孝慈友愛ヲ本トシ民俗淳厚ニ赴ク様遊ハサレ度、是民政ノ急務太平ヲ開クノ基ナリ云々

廿二日更に内命あり、權中納言從二位の命を拜す、七月七日上書して議定職を罷られんとを請ふ、十八日辭職願御許容なき旨を仰出さる、二年三月朔日歸國御暇願を差出さる、即日暫時御暇下賜候間早々歸國致し四月中旬までに東京に罷出べき旨仰出され、六日歸福す、五月四日日本官を以て行政官機務取扱兼勤仰出さる、十五日民部官知事仰出さる、六月二日丁卯以來大政復古の盛業を賛け續て大兵を北越に出し各所戰爭藩屏の任を遂げしを賞せられ、茂昭公連名にて永世高登万石下賜す、七月八日民部卿に任ぜらる、八月十二日大藏卿に兼任、廿五日本官及兼官を免ぜられ更に大學別當兼侍讀に任ぜらる、九月四日救荒の叙慮を贊襄し其御目的立させられ候までの處賞典祿一万石返還し奉り度旨茂昭公連署出願の處格別の思召を以下賜候に付返上に及ばす旨仰出さる、廿六日太政復古の際勅を奉じて力を皇室に盡し今日の績を賛し叙感斜ならず仍て其功を賞し位階一級を進め正二位に叙せらるゝ旨仰出さる、三年七月十三日本官及び兼官免ぜらる此日麝香間抵候仰出さる、四年七月十五日國事諮詢の際忌憚なく建言宏謨

正二位に
叙せらる

車駕真崎
の御邸に
臨御せら

特旨從一
位勳一等
旭日大綬
章



春嶽公蹟
肥土藏氏所

を禱補し奉るべき旨仰出さる、十二月十九日車駕真崎邸へ臨御、是時家屬も亦謁を賜ひ、傳來の什器を陳列して天覽に供す、十年一月十七日行幸に供奉して大和及び京都に出發し、五月十八日供奉御用濟京都出發幕參として廿日福井に如く、六月十四日東京に歸着す、十四年七月十六日勳二等に叙し、旭日重光章を賜ふ、十五年一月七日是より先公内命を奉じて正二位伊達宗城正三位池田茂政侯と共に徳川禮典録を撰修し之を献ず、此日御學問所に於て謁を賜ひ御満足の旨勅語あり、銅製花瓶一雙を賜ふ、三月五日鹿兒島逆徒征討の際戰地病院へ鶏卵及び菓實を寄贈せしを以て賞狀を賜ふ、十七年三月六日皇居炎上の際金貨千圓献納に付其賞として三組銀盃を賜ふ、廿一年一月七日慶永の勳功に依り特に陞して茂昭に侯爵を授けらる、旨仰出さる、九月十日特旨を以て從一位に叙せらる、廿二年六月三日勳一等に叙せられ、旭日大綬章を賜ふ、廿三年六月二日東京小石川關口臺町の邸に於て薨す、七日勅使邸に

臨み詔を傳へ且金幣を賜ひ更に勅使侍從子爵河原康隆邸に臨み幣帛神饌を賜ふ、八日品川曹洞宗海晏寺後岡松平家の塋域に葬る、

至誠憂國夙謁藩屏之重任大義勤王以贊中興之宏猷偉勳有成純忠可嘉今也淪亡曷勝悼惜茲賜金幣以弔慰

〔春嶽遺稿〕 松平康莊著

奉思錄序

慶永夙欽慕始祖淨光公之英風常以爲爲人忠勇得如公足矣且提封之政率由其舊章而無敢忘愆則又庶乎可無大過矣獨奈當時兵馬倥傯載籍不具加以裨官野乘多臆測之說公之履歷湮晦而公之德亦不丕顯故或贊其武而遺其義或稱其義而遺其智略或舉其智略而不審其敦於彝倫至夫宏圖善政與總攬英雄豪傑之心者世無尤得而知焉慶永恒以爲懼也今茲丙辰孟夏八日適丁公之忌辰於是戒有司遵奉邦典敬修祀事且親謁公廟而跪拜其遺像毅顏洞睛衣冠尊嚴英爽襲人殆難仰瞻公薨二百五十年于此矣而景仰之深優然若親接其馨咳奉其訓誨也退而自省曰遺箸弊屣微物耳猶不忍棄是孝子慈孫之至情也而况於其有盛績烜赫如公者如不宣昭諸世俾其闡滅而無傳此豈奉先思孝之道乎哉因命臣某某等一據

公之世譜。旁稽群籍。採擇其履歷。正確無疑者。輯錄之。夫斯錄一出。則嚮之溷者。明晦者。顯。不悉者。悉。而公之偉勳。丕德行。將震耀乎天下。後世矣。而爲吾子孫者。亦得滋明。其舊章。以施於有政。是則今日編修之意也。書曰。視乃烈祖。無時豫怠。奉先思孝。善哉。言也。錄成。遂命曰奉思錄。安政三龍集丙辰冬十一月。正四位下行左近衛權中將兼越前守源朝臣慶永沐浴拜題。

明新館記

明治二年己巳三月。余以母病歸省於越。偶聞營舍於城內。名以明新。甚喜焉。雖未知其所以名。請試言之。夫明新之爲義也。大矣。大學曰。明明德。新民。明德體也。新民用也。體立用行。則萬化自此出矣。方今遭皇室隆盛之運。余叨沐聖恩。汚重職。日夜欲注心於此。舉實用才。沐聖天子新民之治化。然取舍失宜。其不如意者頗多矣。因念欲新斯民。先在乎明德。德明則體立。體立則用行。而賢才自舉矣。以是治之。以是撫之。以是教之。以是養之。天下嚮化。萬民自新。明新之爲義。豈不大矣哉。此其所以名。豈徒然。群下其勉旃。從二位行權中納言源朝臣慶永撰。

除蜂衙說

蜂之害人也。最甚。或誤觸其毒尾。則疾痛不堪。是以人常畏懼。而不敢觸。頃日。蜂巢于

北檐。侍童請速除之。予云。俟明日除之。侍童曰。蜂衙未成。除之易。已成而欲除之。甚難。豈特蜂衙乎哉。其言頗有理。因而記之。

松平容堂君像贊

曩者容堂君。寄示其洋法寫真小影。徵之贊辭。初余自知君投合殊深矣。凡自經國綏民。以至文章學問之微。內外無隔。切懇討論。爲益不少。未幾同蒙譴責。不相見者殆千有餘日矣。上年又同參幕政。翱翔廊廟。無不日與君俱者。其踪跡又何相同也。願君之爲人。磊落果斷。才敏時務。世所仰止。余淺陋。素不足言。然今有是請。蓋復以余爲深相知者。此其所以不辭也。贊曰。

於赫斯人。英偉其姿。宏才大度。不屑規規。治于四國。雄名早馳。惟我寡德。蚤辱相知。如兄如弟。數年于茲。茲求贊語。愧乏文詞。惟其交久。我不敢辭。

讀靖獻遺言有作

廟謨飄蕩似雲浮。昨是今非竟未休。宋瑞輕生由國滅。墨山重死爲親謀。乾坤蒼莽胡塵暗。日月蕭森鬼氣愁。留取丹心照青史。令人千歲淚空流。

紀事十六首錄六

凜冽霜威徹骨清。龍韜讀罷欲三更。燧城又見干戈起。緬想當年左將征。次上杉謙信之觀

木嶺盤空是天險。官軍四面急環攻。一宵風雪寒如刺。期得相公平禁功。
會聞結黨呼天狗。今日何圖向越山。幾萬官軍將討伐。權公早已入荒關。

權公指一橋黃門荒關古設關處乃荒乳山

寒雨稍收雜嶽晴。朝暎輝處雁飛鳴。堪欣今日使臣報。降虜千群已出營。
二十年來分黨派。弟兄相戰水城危。可憐忠勇終爲賊。大厦難支顛覆時。
西有穴門東水府。一年三度動兵戈。征人何日遯寧處。世事看來感慨多。

懷人絕句

惡邪好正俗歸淳。允武允文名益振。只欠中心公一字。他年誤國破天倫。
濬龍閣
嫡庶由來天分定。雄圖德望感人深。終身憂喜難窺測。惜一錢無惜萬金麟。
濬龍閣
豪宕不羈天下魁。劇談痛飲喚佳哉。忠誠一片教人感。况又文章八斗才。
濬龍閣
君身本是三千石。遂取南邦萬戶侯。早志功名將濟世。泰西學術亦旁求。
濬龍閣
黃閣一登十五年。本邦開港着先鞭。吏才今日如雲集。可見功名終始全。
濬龍閣
雄辯懸河也可驚。令人啓發寸心誠。才兼文武爲賢佐。霖雨弘施封內清。
濬龍閣
歷事四朝名姓重。青天白日貫忠誠。危言正議如包拯。至竟斯人廊廟楨。
濬龍閣

次秋月古香韵却寄

披帙煎茶樂有餘。倦來或灌後園蔬。一生進退任君意。不必慇懃勸出廬。
次韻容堂見寄

北陲寒尙製衣稜。暖氣海南加幾層。想見梅檐讀書處。落花如雪撲春燈。
悼橋本左内

自古端人多苦難。今朝隆罰淚潛潛。定知身死魂猶在。華表柱頭爲鶴還。
寒雨蕭蕭又送風。太陰殺氣繞江東。奇材遇事英豪見。志士從今作鬼雄。
頑雲吞日近黃昏。鬼嘯猿啼易斷魂。一鑑忽亡雖覆水。丹衷功業可長存。
風霜滿目足傷神。鼎鑊一朝亡哲人。惟有心肝磨不滅。千秋萬古見忠純。

言志

とことばに操はかへし奥山にそたてる松の人じらすとも
ふたつなき命をすて、君かため盡すこゝろは知る人そしる

明治十九年八月三日大隈重信君訪はれける時
國のためつくす心はかはらねとかはる浮世をのかれてそすむ

あもひ出るまに、よみつしける歌とも
國民の歎きを聞けは身をは截るこゝちせられて露わすられす

照る日にも雨ふる夜にもかにかくにこゝろにかゝる民草のうへ
 天の下たゝ安かれとおもふこと起ても寝ても忘れず我は
 あしき人惡み嫌ひてよき人を常にしたふか我やまひなり
 苦しかることありてこそよの中はたのしむといふ時もあるなれ
 なみならぬ米のあたひを聞くことに伏やの民をいかゝとそおもふ
 朝夕の物くふ毎に民ともをやすくはくゝむすへのみと思ふ
 くるしみを民に先たちたのしみを民におくれてなさんとそ思ふ
 堪かたき夏の暑さも忘れけり文とりいてゝよみつゝをれば
 すめろきと軍のさみの御うへをはしはしも我はわするゝ間なし
 君のため民のためにはふたつなき命すつとも惜くはあらず
 見るものも聞くものも皆我はたゝ身の教そともひとるなり
 いのちつく米こそは世の寶なれこかねも玉も喰らはれはせず

湊川懐古

君かため命をすてし湊川流れの末も濁らさりけり

朝倉敏景の墓に詣てける時

昔ふかき君かおくつきあろかめは哀こぼるゝ袖の上の露

朝倉敏景同義景の木像を拜しける時

さす竹の君かひかしをおもひいてゝ哀身にしむ峰の松風

一乗谷の城山に登りて

向つ峯に夕日照りそふもみち葉はひかしも今もかはらさるらん

林子平

異國の往來の道の開くるをひらけぬ御代にいひし君はも

護良親王

岩屋とに君かくれすはみよしのゝ月も都にすむへかりしを

敬神

今の世を安くわたるもそのかみの神の恵みと誰もわやまへ

愛國

朝にけに高き卑しきあしなへて國のためにと身を盡してよ

練兵

明らかに治る御代も物の部は軍を常にならしのゝ原

國主

逸事史補を書き畢て其奥に
明らかに治まる御代の本末を千代萬代にのこす此ふみ

關龍

ともし火をほのみし夜半やわたつみの底ひもしれす嬉しかりけん

領主

土井利貞

土井能登守利貞公は越前大野郡大野の城主にして四萬石を領す、先祖は土井大炊頭利勝公にして、其三男能登守利房天和二年三月十六日大野城主となり、二代甲斐守利治三代伊賀守利寛は則公の父なり、公幼名岩之助始め田村の姓を冒し、延享三年八月土井に復姓し、同年十月七歳にて封を嗣ぐ、寶曆五年九月朔日將軍に謁し、十二月十八日從五位下に叙し能登守に任ず、文化二年十二月八日致仕す、中務少輔利義公嗣ぐ、同四年丁卯十一月二十二日逝去す、年六十七、江戸淺草誓願寺に葬り、法諡を大信院殿と云ふ、性寛仁にして賢徳あり、文を尚び武を勵ますの

稻垣長章
松村九山
を愛用す

功績多く、明和安永の頃、舉世遊惰の風滔々たるも之に侵染せられず、武藝の試場を大野に設け、謙信流の軍學中村志津磨眞鍋武太夫を擧げ、今枝流劍術高垣次郎太夫を召抱へ、石川官兵衛をして師範を取らしめ、公其講義を聴く、爲に一藩武藝に出精する者多し、井戸仁太夫は砲術に長したるを以て、大阪の萩野六兵衛に就て火技を學ばせ、毎春新田野に於て打揚の奇術を執行して衆目を驚かす、又寺島傳右衛門古藤田流一刀流白井勘右衛門克明を師範に擧げたり、然るに仁太夫性酒を好み五十にして歿す、公深く之を惜まれ、子仁一郎猶幼なるを以て中村志津磨岡良豊を召し是に砲術を出精させ、其名跡を繼がしめ、仁一郎も亦兩人を父と思ひて鍛鍊すべきの恩命あり、又仁太夫弟周防半八は性懶にして貧、傳來の鐵砲を賣却するに至る、公聞いて手筒一挺を賜はる、是より懺悔謹愼して素行を改めしと云ふ、又文學には稻垣長章に就て經書歴史を讀み、寶永九年大阪加番の時作詩に侍醫平泉養徳の門人に、添削を命ぜられ、松村九山の博學多識なるを愛し、城内にて講義せしめて士に聽かしめ、或時檜校の編せる群書類從のこと、下問せざる旨を答けるを、中將利義の爲になることを、札長右衛門其不廉の書にして必用にも非しとて購入せらる、其學事に厚きことを知るべし、恒に行狀の謹直なることは、炎天乘輿の時も簾を掲げずして正座し、嚴寒にも焙爐なく居間、また炬燵を設けたる

領主

ことなかりき、常に節儉を主とし貧民を救助し親ら嗜好は亂舞に小鼓堪能なりしも能役者を近づけず、偶徒然の清宵自ら試らるゝことあり、柔術師範鈴木清兵衛軍學師範宮田融温軒の肖像を畫かしめ忌日に物を供ふ、長江宗陸の才藝あるを知らるゝも、其家貧くして粗服に人之を輕蔑せるを聞かれ或日紋章縮緬の羽織を賜はり是を着て勤めよとの仰せには感涙を流し愈忠勤せしとぞ、亦以て慈善の厚きを知るべきなり、逸事尙多く信廟嘉善錄に載す

土井利忠

土井利忠公字は隆卿、幼字を錦橋と稱す、始祖利房公七世の孫文化八年辛未四月三日江戸目白臺の下邸に生る、母は利義公夫人岡部氏なり、公天資明敏善く人を識るの鑒あり、文政元年三月廿九日利器公薨す、公を以て繼嗣とす、甫めて八歳五月廿五日利義公も亦薨せり、初め利房公より利知利寛利貞に至るの四公父子相襲き、利貞公子あり皆夭す、是に於て始て井伊直幸侯の第九男を養子とす、利義公是なり、利義致仕の日公猶未た生れず、依て又久世廣譽侯の十一男を養子となし、是を利器公とす、故に公の世系に於て祖とするものは其實實父、父とするもの即

朝川善庵
を聘す

ち義兄なり、同年七月廿五日公既に喪を除くを以て幕府新たに公を召す、幼稚の故三浦誠以侯をして代りて登營せしむ、時に先公の遺封故の如く下賜、雁席詰云々の幕命を膺く、爾後幼年なるを以て公務藩政の事、皆之を老臣に付し其爲る所に任す、當時の家老田村左兵衛、後村井惣兵衛、清安等代々出府し、負擔調整以て心志を盡す、公是時既に習字を學び、又讀書の課を始む、且つ射御槍劍等遞次就業の期を定む、文政十年年十七、十一月朔日初て登營して將軍家齊公に進謁す、家老田村左兵衛、岡源五右衛門隨ひて其事を相く、十二月從五位下に叙し能登守に任せらる、同文政十一年正月加冠の禮を行ふ、同十二年春江戸に在り六月發府七月九日大野に着す是を初入部とす、天保元年二月大阪加番の命を奉じ、四月發駕七月中途に坂城に登入す、同二年八月江戸に出て十月大野へ着駕す、同三年九月始て儒者朝川善庵を聘し講筵を邸内に開き、親ら之に臨み士臣と共に之を聽聞す、善庵の學たる特に經術に長し、常に濟生の志を抱く、雄辯堂々痛く大義を極論し、心竊に格非を旨とす、他日大に事を成せるものは蓋し當時善く其説を聽き、服膺失はざるの功亦多かるべし、是時に當り昇平已に久く世道漸く衰へ、上下怠放競て奢侈を事とす、此際各藩の君主樂ね士を撫し民を養ふ等、顧慮するに隙なく、風習の

領主

朝川恭太
教頭と爲す

小關三英
蘭書を購
杉田成卿
杉田成卿
習誦す

致す所亦免るゝ能はず然れども其屑々事に従はざるもの善庵聘招の舉以て想
知すべし只當時請謁の用其費費られず遂に藩庫乏きを告げ負債嵩を致す同六
年春江戸に在り會計困難の故を以て萬事を節略し殊に參觀往復の儀衛を減省
すされど公の學を好む其志愈篤く公務の餘暇左右と共に經史を講論し且朝川
恭太郎を延き以て教頭とし私かに淑する所あり後ち村瀬誨輔なるもの之に代
る恭太郎は善庵の義子博覽該通にして論辯人をして辭屈し氣沮せしむ内山七
門右衛門 同隆佐の如き尙且つ口を緘するに至ると云同七年春大野に在り頻年用度
の多き大に藩債を増し爲に公務及び士民の撫養殆ど支へ難きを以て其年殊に
節儉の嚴令を布く二月大阪加番の命を奉ず同八年春大坂に在り二月會大鹽平
八郎の暴舉に際し京橋内の官邸を警衛す八月任滿ち江戸に歸る是歲請ふて府
邸に滞在す同十一年正月中村重助倫を家老とす夏杉田成卿藩を招き洋書を
習誦し泰西の事情を尋釋す是より先小關三英なるものあり時を來邸し亦公の
爲めに蘭書を講すと云公の此事ある忠良の士或は潜かに相語つて曰く我公此
頃蠻夷の書を読む所謂變於夷者なり之を諫止せざるを得ず然れども別に聲色
の嗜無く亦飲酒の好無し故を以て姑く是を舍くと當時有志の徒にして其言猶

財政を
行ふ

此の如し况や其他をや公毅然業を修め夙に今日あるを知る其着眼の慧なる誰
か敢て醫服せざるを得んや同十三年春公大野に在り時に年三十二熟思ふに近
時奢侈の極政教怠弛士氣振はず加ふるに藩債日に益累積し到底上公務を欠き
下士氣を養ひ難しと痛歎措かず遂に一大革政の意に決し四月廿七日直書を以
て更始の令を發す

我等幼年にして家相續いたし諸事不案内未熟の身を以て存意等申出候而は却て國
政之害に可相成と存候故初入後も依舊候而何事も練達の者共へ相任置委數事共は
存不申其上城内火災凶年等打續諸事物入多き中なましいに了管立等申出し候而は
事の妨と存し差控居候處何れ茂精力を盡し取扱吳候故是迄無難に過來候職過分の事
に候然れとも及近來候而は勝手向必至之難途に陥り年々無理之他借を以て取續來
候得共右之處調兼候節は公務を始め家中の扶助殿内の撫育等も差支可申趣に相聞
融に不安事共に候畢意是迄右之處深思にも不及打過候職我等過に候得は自今手元
の職朝夕之衣食を始め萬端儉素を旨として聊たり共費用の職相合き御家無恙相續
いたし度存念に候家中の處年來過分の借米減給等相願困窮至極の上此末渡方等出
來不申時は致方も有之間數候左候節は親類共助け合何様之難途も忍吳候而公務之
處相勤吳候様偏に頼申候是迄勝手向之處簡程迄には有之間數と存し御役之志願候
得共致熱慮候得は此職も時節を見合可申君臣上下ば一體之事各々有之故我等も相
立御家相續候故各々も相立候事に候得は此處を深く了管いたし吳可申候扱右勝手

向難澁之處より政務等欠け候儀も出来、不正之事も生し正直の者埋れ居可申設にも
存候、依之政事之筋勝手向の儀は不_レ及_レ申、我等身上の事迄も心付候儀は聊たり共無遠
慮申聞吳候儀に頼存候、他見他聞を憚り候儀は書付にいたし封印の上差出可申候、尤
直談申聞度儀は小姓頭迄申聞吳候は、何時にても可_レ及_レ對談_二候、吳々も眞忠之精力を
盡し吳不申候而は御家相續甚無_レ覺束存候間、何分相頼み申事に候

是日公藩士一同を正殿_院に召集し、特に致仕石川官左衛門岡島清左衛門を加
へ、親ら之に臨み、直書を出して中村重助に付し之を朗讀せしむ、聽者皆感泣せざ
るなし、當時家老田村又左衛門中村重助田村左兵衛年寄村井惣兵衛同格平岡伊
織用人岡島縫右衛門横田權三郎岡源太夫目付佐合吉左衛門田村勝摩宮崎源兵
衛平岡諫五郎大久保勇馬石川順次郎なり、當日又左衛門諭旨に由り朝を竟へず
して退く、其他左兵衛伊織源太夫及び勝摩諫五郎の如き皆祗役江戸に在り、是よ
り先公の大野に在るや、一日其請に依り田村左兵衛の宅に臨宴す、豫め筆硯を準
備し酒半酣なる時左右に命して石川官左衛門を召ばし、少頃くして至り咳一
咳從容として坐に就く、視るもの愕然容を失ふ、是に於て公筆硯を出し左右と共
に詩を賦し毫を揮ひ、官左をして之を可否せしめ、以て當日の宴を竟ふ、然れば陪
筵醉を侑めんと欲せしもの之が爲め或は望を失ひしと云、官左衛門學和漢を該

石川官左
衛門宴席
に陪す

高井八左
衛門の獻
金

内山七郎
右衛門と
の登用

財政整理
の直書

ね最も史傳に精し、且つ其人と爲り忠直嚴厲、苟も言はず、苟も笑はず、人爲めに之
を憚る、此令や公多年憂慮の積める所謂動心忍性者今にして之を發す、誠意の致
す所、吏民一同協從、雷ならず、士は其減俸を甘じ、農商の如き亦篤志者あるに至る、
中に就て高井八左衛門なるもの率先稟請金三千兩を獻し、以て費途の萬一を補
はんとす、公之を嘉し後重く之に報賞す、是に於てか首として賢智を登庸し、將に
以て大に爲す所あらんとす、償債の最も急なるを以て特に内山七郎右衛門を舉
げ、該事を以て之を委するに、擔任克く勤め終に其功を奏するに至る、七郎右衛門
剛健にして膽略あり、平居人に對する温顔優容、其在朝事を議するに辭色壯厲、侃
侃言を危ふす、其學善庵を師とし、進修の後特に理財に長ず、公夙に其人と爲りを
識る、故に擢用之に及ぶ、爾來公精勵治を圖ると雖も發令後日尙淺く、事端百出加
ふるに參觀の期近きに在り、一時釐正の難き、且つ大體既に定るを以て、自餘の政
務は悉皆之を中村重助に委任し、尙元方奉行、目付、元々、銅山方、産物方、納戸へ
勝手向必至の難澁に落入公務を始め家中の扶助も、差支候場合に至候得は諸事改革
いたし、借財等之處は當分品能相頼、此後取續の本を立て不_レ申候而は不_レ叶事と存候間
何れも得_レ其意一統私を存し不_レ申誠忠の志を以て和熟いたし心付候儀は他役之筋も
無_レ隔意_二申談、只今より取調無_レ油斷_一取計可_レ申候云云

領主

學校創設

内巡村等に托し允請を得しならむ、四月二日諭達を爲す藩士一同中には殊に藝術を習練し共に品行を汚す可からざるの旨趣祖先來世々之を訓戒せしも爾后會計の困難を習事自ら等閑に歸し補助且つ給くを得ず況んや目下節儉中些少の費たも大に之を厭ふ此際若し因習性となり倫備金の中聊か之を分給し以て士氣獎勵の一助となす云々と其金具を配與する御術四家小早川三宅石川關口槍術二家三宅荒川各七兩弓術渡山砲術井戸亦各拾四兩且つ右諭達中學問執心の徒へ其中請に由り書籍貸與云々五月二十四日直書を宣示し益々意を政務に留め毎に忠候を視察し能惰を黜陟す、武術の如き從來の遺傳華法多しと雖ども志氣を振作し士風を興起するの具たるを以て時々其業を試み以て之を獎勵せり、秋公新たに學校創設の令を發す、校舍あらざるが故假りに公廨所を以て授業所とす、且つ渡邊順八郎内山隆佐高井玄俊中井玄仙に命し其世話役と爲し以て文教主張の基を闢く、實に天保十四年七月十九日なり隆佐敏悟夙成初め醫を坂地に學び後善庵の門に入り竊かに經世の學を修め、旁ら泰西の事情に通ず、公其器才を愛し試に之を用ゆ、他日諸藩に先ち大に文武を擴張せしは隆佐與りて力あり、廿五日石川官左衛門を祭酒とし繼て宮崎郷右衛門岡田主馬宮崎代右衛門初源岡田一學方幹内山七郎右衛門等に之か加談を命す、八月廿六日中村重助に命し革改總理の意を體し萬事を指揮せしむ、公勤儉自ら率ひ士庶漸く風を易ふ、是に於てか職員を沙汰し賢を進め不肖を退け

内山隆佐等の登用

士弊の除

山谷鐵山の實檢

或は文武を常務とする藩士の勤惰を察し大に之を褒貶す、九月廿二日公曉發南山中一名の各村を巡視し行々下民の利弊を察知し、遂に山谷村に至り礦況を實檢す、閏月公募府の教令を部内の豪農商に傳へ其邸宅の冗飾を毀たしむ、亦節儉を布かるゝなり、十月四日特に石川官左衛門を慰勞し更に師友となし臨時の顧問を命ず十一月親ら子弟の素讀を聽問し賞するに物品を以てす、其手跡を展覽せらるも亦同し、是より後公在藉の年は春秋必ず此舉を行ひ以て子弟を勸獎す、同月某日教官一同を内殿へ召集し親ら池魚を捕し羹汁を製し酒を置き以て平素の勤勞を慰籍す、侍臣久保彦助なるものあり嘗て近習となる公其人と爲りを愛す、後代官に補せしも革政の際再ひ内務へ遷し毎に左右に置く其性謹直にして忠を竭し當時公の爲め善く中外を調整すと、十二月公市村窮民の無告を恤み憂慮の餘之に賜與するあり、時に革政省費に際せしを以て衆皆之を感戴す、弘化元年春公大野に在り二月大に養老の典を行ふ、四月學館新たに成る、公區するに明倫の二字を以てし稱して明倫館と曰ふ、同二年春公江戸に在り二月市村の婚喪衣食等制規に背くべからず、且つ市街の如き家屋櫛比或は其火を失するに際し延焼の恐あるを以て茅葺なるもの自今漸次板屋に更修すべきを諭告す、

明倫館成る
火災豫防の論

七月十三日中村重助死す、初め其疾革まるや公之を聞き待醫某に命し其病體を
 視察し猶醫員をして朝昏代て診察せしむ其没するや公痛く之を悼惜す重助能
 く公に奉し革政の擧に裨補の力少しとせず實に邦家の良弼たり是月十六日小
 林貢を年寄とす十九日直書を以て股肱の助を失ふと雖も此際政令怠慢すべか
 らざるを諭す其年利寛公百年遠忌祭事畢るを以て封内の罪囚を輕減す八月十
 七日大生蒞をして明倫館總司を兼攝せしむ同月土田玄意及び林雲溪に命し京
 坂に出て泰西の醫術を學ばしむ是より先小形元助をして下會根金三郎臣の門
 に入り高島流の砲技を學ばしむ其年三月下會根に請ひ新たに口径百五拾目玉
 の銅煩當時野戰砲と壹個を鑄造す九月五日中村茂作を用人とす廿一日公深井
 村邊へ遊獵し遂に下舌村に至り郡吏の毛見毛見とは毎年租額の準を定むるを云ふ
 に就き其實況を臨視す事に従ふ吏民等爲に大に驚悚す公在邑の日時々田獵に
 托し民間の狀態を視察し且つ極寒の日に方り藩士十五歳以上をして各隊伍を編制
 し風雲を冒し競争運動以て演習に資せしむ所謂逐禽ついでに行是なり廿八日會て革政
 に關せし有功の者に褒賜し特に内山七郎右衛門を賞し格式物頭並加祿百三拾
 石高とす同時明倫館生徒にして客年射文及第十度以上のものを賞賜す後之を

土田玄意
 林雲溪に
 泰西の醫
 術を學ば
 しむ

恒例とす同三年正月十五日江戸兩下上邸皆類焼す二月大坂加番の命を奉ず四月
 公砲技を新田野に演じ特に高島流野戰砲五十發の早放を命ず其砲其技の便且
 つ精なる觀る者之を驚異せり此頃下士以下輕卒の武技を親覽し其能者を賞す
 廿二日勝山藩教授小木一學なるもの其徒馬島某を拉て初めて明倫館に來會す
 之に酒食を給し開宴以て之を饗す閏五月三日公江戸に出發し七月大坂に赴く
 會々外國來寇の恐れあるを以て藩領西海浦守衛の爲豫め出張の士員を戒む十
 二月藩士に諭すに豫ては大坂加番にも際せしならば夫々相當の給助施行すべ
 き公の心算なりしも當春江戸兩邸の燒失より意外の失費を生じ遂に宿志に背
 くに至る依て僅々の手當云々を以てし祿高百石に就き金五兩の割にて一般に
 之を賜與せり是冬教員相約し經文背書の課を設け其月初て學庸を試む公之を
 聞き嘉賞するに物品を以てす同四年春公大坂に在り從來の制槍劍及び弓砲の
 諸技毎月一回各日を定め城内に於て開場し之を御城稽古と稱し公必ず之に臨
 む是日若し宿直に當るものあれば補員をして之に代らしめ自ら該場に出て執
 業し得るを例規とす亦以て公尙武の一斑を見るべきなり八月江戸に出て十月
 大野に着駕す公の大坂加番を命ぜらるゝ總て三回此役を最後とす在役中渡邊

廣瀬旭莊
に詩文を
添創せしむ

文武の美

順八郎高井玄俊等に命じ該地の儒者廣瀬謙吉に就き疑義を質問し且詩文の添削を乞はしむ其他有益の書類は價を論ぜず之を購求し以て學校の所用に供す九月九日小林元右衛門^初を家老とす十一月九日夜初て内山隆佐渡邊順八郎を召し隆佐に聯珠詩格^{開卷}の順八郎に論語^{詩可以}を講解せしむ同月廿日更に令するに自今毎日三日の日下午内廷に於て明律の講筵を開くべし故に諸有司特に列座^{以上}奉行目付の如きは必ず出席聽聞すべきの旨を以てし講師は前の二人に命ぜり是より先公石川官左衛門を教頭とし經書の會講を内廷の樓上に開き親ら之に臨み教員侍臣は論なく外朝の士と雖とも其志あるものは許して陪筵せしめ以て右文の趣向を指示す嘉永元年正月廿日直書を以てす

文武の道可相嗜儀は御代々様厚く御世話彼爲在我等代に相成候て毎々申渡既に寅年面扶持相頼候節も離遊に事寄せ文武の道相褒候ては御代々様厚き思召も空敷相成候半と乍聊嗜稽古場へ手當致し道し學問の儀は新規に明倫館造營申付家中の者は申に不及町在の者迄も忠誠の志厚く禮儀を相辨へ候様にと配慮いたし候事に候以後兩道共道々致出精格別相勵候者も有之趣滿悦の事に候乍去中には如何心得違いたし居候哉甚無精の者も有之由相聞扱々歌は數事に候尤其身の分限に寄り格別厄介多く又は離遊坏にて無精相成候は無是非事に候得共御先代様にも修行は勝手によしあしには由り申問數旨彼仰出も有之元來文武の道は人の爲に致儀には無之

銘々の嗜職分に候得者あなから我等へ勤吳候斗には無之第一其身の職分と心得可申候且文武共何程業上達候ても眞理を會得し不申候半ては何の證も無之候間今日行狀の基と存眞實心懸他に不精一向に出精可致候尤役人共は別て義理の穿鑿第一に候得は學問の礎は一際心懸候様に可致事に候

同月廿八日夜又隆佐順八郎を召し八面鋒を講説せしむ二月高島流の聯放を鳩關前に演し公之を觀る同月明倫館の校則を改正し子弟習字の一科を廢す翌月該館へ寄附するに祿高百石を以てし其費に充て隆佐をして一に之を管掌せしむ且子弟十歳以上執心のものには隨意入塾を許すの令を布けり四月薩藩士島津伊賀なるもの劍技修行と稱し突然來野從來の師範家某に就き華技^{たけ}の迂習を駁せりと劍客の大野藩に來遊する之を嚆矢とす五月十八日公江戸に赴く六月新たに高島流世話役を置き隆佐元助等を其員に充つ下士の其門に入る日に益す加はるを以てなり是に於て丸岡藩栗原源左衛門小川繼右衛門及び勝山藩波多野季雄等來りて束脩を行ふもの亦多し是月宮崎八郎次^後道^生を目付とす七月十九日捨次郎君^利生^生是冬明倫館に於て初て夜學の業を起す子臥寅起限るに七旬を以てす^後之^を同志十七名即ち内山隆佐内山介輔^後大^熊横田權藏^後渡邊郷藏^後鈴木準次田村織太郎^後和^稻福田彦太木村久之亟中山道三郎吉田季五郎^後俊

薩藩劍客
島津伊賀
來る

吉渡邊重馬福永七五郎後吉山崎保次郎同和作西川繁次郎後實矢田美代松後三右門衛及び吉田拙藏是なり公之れを嘉賞し手許金若干を下賜せり同二年春公江戸に在り二月九日朝川善庵没す公大に悼惜す三月十八日嗣君利和公痘を患ひ遂に逝す夏學事獎勵の爲め勝山藩學士と相約し經書の會講を始め毎月二三回互に往復す五月中市街へ挽絲精製の嚴令を下す後數年大坂北久太に商店七兵衛を開く繼て各地の要處に又之を開き以て商業を振張す總て内山七郎右衛門を主任とし附するに松浦左次馬笹島左衛門等を以てす七月公大野に歸駕す是時に當り公劍技更張の意あり此行定府の臣札金三郎長の扈從し來るを以て暫時の滞在を命し藩士の壯者を提擧せしむ八月農商の漁獵を事とするを嚴禁す廿九日明倫館の詩會に臨み詩什を批覽し夜に入り歸殿す十月此頃砲銃鑄造の事大に起り泉州堺の銃工島谷與吉なるものを招き製銃師とし優給以て力を盡さしむ是より是より先公泰西に種痘の法ありて人命を救ふの一大仁術なるを聞知し心竊に之を欽す是冬會々洋人の崎陽に來るもの始めて牛痘を我邦人に移種し果して功を奏せるに及び公手許金若干を出し土田龍灣意に付し該事實施の補助となせり龍灣曩に浪華に出て緒方洪庵及び高良齋の門に遊ふ後

土田龍灣
種痘を施す
むをばし

種痘を施す

江戸に赴き杉田成卿を師とす是年學成り郷に歸る故に之を命す當時藩士の中龍灣を教頭として蘭書を習學せるものあり三年正月十六日諭達をなす外海岸防禦の事幕府の命令あるに就ては藩領は論なく何地の警衛何時之を命せらる亦知るべからず兵員等時機に據り急遽出張せしむべきを以て豫め其意を了得し毎に費用を儉省し志廉耻を存し行儀に適し假令武器完整なるも士道の本旨に背くか如きは不可なり宜しく技に猛者し事に臨み各々功を立つべし云々と又武道研精は勿論と雖肝要とす則ち衣服飲食住所より交際贈遺等益々之を簡畧し其他親知の宴會精々非薄を要し悉く奢侈に流と幕府の海防令あるや公殊に有司及び教員等に諭し該事に就き意見を有するものは各々封事を上らしむ二月内山隆佐の級を進め片御丞格とし西瀛代官を兼ね海防事務を帯理せしむ三月小早川一平を明倫館の教授とす一平初め筑前に遊び龜井昭陽の門に入り一旦歸郷後再び江戸に出て昌平巖に在ること數年經學を修め最も三禮に精し同月中公諸派劍槍の競技會を臨觀す是月内山介輔岡田求馬後小野高井俊藏等劍技修業允請の上公の出府に扈從し江戸に赴き齋藤彌九郎無念流の門に入る同時牛島省三後亦同しく出府し劍技を學ぶ是年又大砲を鑄造すること數門同四年公江戸にあり正月種痘を南山中本戸村の兒童に施行す本戸は小澤村の支落にして其地極めて窮僻人亦頑愚然と徹底に由客歲以還公の諭旨を奉し土田龍灣林雲溪侍中村岱佐町の三人協議を

以て毎月交番種痘を其宅に行ひしに、本年に至り爰に下賜せられし金員を資本とし、施術所を一番町に假設し、大に種痘の業を開張す、五月八日堀八十五郎を用入とす、八月無念流劍技の世話役を置く、之を内山介輔に命す、廿二日各師範及び藩士一同へ直書を頒布して無念流に入門を奨励す、公政務に勉勵するの意益々鋭く其朝に臨み事を聴く、時々日旰食を忘るゝに至る、且つ革政以來年を経る多きに隨ひ或は風俗の怠弛せんことを恐れ、九月十一日先づ有司に示すに直書を以てし奢侈を誡む、翌月九日更に直書を宣示し儉約を主とし文武を勵ます、同日又諭達を以て魚梁架設を停止す、十一月四日公親ら助教句讀以下子弟に至るまで學に進むもの、講義を聴聞す、同七日擊劍の競技會を命し事畢るの後、技手をして正殿に並列せしめ、之に酒饌を給し以て爾後を奨励す、五年四月武樹を明倫館の構内に建設す、月末江戸劍客齋藤彌九郎の男新太郎其徒弟津萩和歌山等の藩士數名を従へ、初て大野に來る、公特に之を優待す、是より先大聖寺信樂府中武生齋藤江の諸藩有志の徒來りて砲劍を學ぶもの稍多し、今回齋藤の來野を聞き五月三日勝藩士八名外に豊後臼杵藩某等來會して互に技術を競争す、公臨場之を觀る、十日劍客齋藤新太郎に師事して奮發勉勵、士氣を挽回せしめんと旨趣

劍客齋藤新太郎來る

學門奨勵

佐久間象山勝安房を招待す

を諭達す十五日文武の藝勵精熟達のものに賞賜すること各差あり、同月備前岡山の文學服部某來館し經義を講究す、之に酒饌を給する亦例の如し、七月十四日石川官左衛門没す、公爲に哀惜す、是秋内山介輔に其師齋藤新太郎に隨行長州地方へ赴くの請を允す、六年公江戸に在り、正月吉田拙藏に蘭學專修の爲め杉田塾へ入學上請の聽許を賜ふ、三月横田權藏に學問修業を命す、乃ち出府し昇平疊に入り、更に刺を安井鹽谷等の門に修め精勉以て益を求めりと、是歲内山隆佐に奉侍して江戸に在り、嘗て佐久間象山松代藩士が漢洋の學に長し特に砲技に精く、業を其徒に授くと聞き、欽羨止まず、一日之を公に稟請す、公亦其名を聞く故に慫慂以て之を促す、乃ち其門に踵る、一見舊の如く傾蓋管ならず、束脩以て弟子の儀を執る、象山亦其端を叩き情好遂に密なるに至る、是に於て公果して其非凡を了知し、之を邸内に延き禮待特に渥かりし、後勝麟太郎安房亦招に應し來邸せり、此二人の如き當時著名の士輩にして、他日大に國家に功あるもの、公の之を招聘せる禮貌管ならず、象山の如き既に時勢を洞觀し其言ふ所能く事情を悉すを以て信用益至る、象山本年初筵古始の二律大に時を愛ふるに似たり、公此詩を嘉し吉田拙藏に之を手扇に書せしめらる、未見船臺、海風四月、關心、若教、無、武昌元是、

領主